# 令和4年度版

# 業務概要

< 令 和 3年 度 実 績 >

長崎こども、女性・障害者支援センター

〒852-8114 長崎市橋口町 10-22 (代表) TEL 095-844-5132 FAX 095-844-1849

佐世保こども・女性・障害者支援センター

〒857-0034 佐世保市万徳町 10-3 (代表) TEL 0956-24-5162 FAX 0956-24-5087



**国** 次

# こども・女性・障害者支援センターの概要

	1	こども・女性・障害者支援センター	の沿革1
	2	センターの支援内容	1
	3	相談窓口の管轄区域	
	4	組織	
	5	職員数	4
	6	所在地	6
	7	資料	······ 7
	こども支援	爰 [児童相談所]	
	児童憲章		1
(	) 児童	相談所	
	1	設置の目的	2
	2	受け付ける相談の内容	3
	3	相談業務の流れ	4
	4	援助の種類と内容	5
	5	他機関との関係	6
(	) 業務	写実績	
	1	受付件数の年度推移	8
	2	相談受付と処理の状況	
	3	相談別にみた問題の傾向	12
	4	巡回相談	23
	5	療育手帳	24
	6	判定業務	25
	7	児童福祉司等の指導	29
	8	児童福祉施設等入所・通所・委託	30
	9	里親制度に関すること	31
	1 0	一時保護	34
	1 1	テレフォン相談	35
(	) 統計	資料	40
	女性支援	[婦人相談所] [配偶者暴力相談	支援センター1
			X10X C / ]
(	,	相談について	
	1	女性相談(婦人保護事業)とは	1
	2	女性相談の実施機関	1
	3	相談業務の内容	2
	4	相談支援の流れ	3

(	)	相談事業の概要	
		1 相談件数等の推移	5
		2 相談の内訳	····· 7
		3 保護命令取扱い件数の推移	10
		4 事業	11
		5 研修会の開催・講師派遣等	11
(	)	一時保護	
•		1 一時保護の推移	12
		2 昨年度の状況	13
		3 入所中の対応	15
		4 婦人保護施設への措置業務	17
	身体	k障害者支援 [身体障害者更生相談所]	
(	)	身体障害者更生相談所	
(	,	1 設置の目的	1
		- 設量の自的 2 相談・判定業務と身体障害者手帳交付事務	•
		2 伯談・刊に乗物と身体障害有子帳文刊事物 3 業務内容	1 2
(	)	業務実績	
		1 相談判定業務	4
		2 身体障害者手帳	9
		3 巡回相談	_
		4 地域リハビリテーション推進事業等会議関係	
		6 ヘルプマーク交付実績	14
(	)	身体障害者手帳所持者数(県障害福祉課調べ)	
		1 障害別	
		2 等級別	_
		3 年齢別・市町別	_
		4 年齢別・障害別	17
	知的	<b>  向害者支援 [知的障害者更生相談所] [障害者権利擁護センター]</b>	
(	)	知的障害者更生相談所	
		1 設置の目的	1
		2 業務内容	1
		3 相談判定業務と療育手帳交付事務	2
(	)	業務実績	
		1 相談内容別取扱件数	3
		2 判定件数・判定書等交付件数 ニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニー	3
		3 福祉事務所別相談件数	····· 4
		4 判定書等文書対応件数(再掲)	4
		5 年齢別判定件数	5
		6 判定結果内訳	6
(	)	療育手帳所持者数(県障害福祉課調べ)	
•		1 年齢・障害程度別 全県計	8

		2	市町別・程度別	9
		3	市町別·年齢別	10
(	)	障害	音者権利擁護センター	
		1	設置の目的	11
		2	業務内容	11
		3	対応状況等	11
		4	研修会等	12
	[	精神	者支援・こころの健康保持増進 保健福祉センター] [ひきこもり地域支援センター] 脳機能障害支援センター]	
(	)	精神	#保健福祉センター	
-	-	1	設置の目的	1
		2	業務内容	1
(	)	業務	·····································	
		1	技術指導・技術援助	2
		2	教育研修	6
		3	広報普及	g
		4	調査研究	10
		5	組織育成	11
		6	精神保健福祉相談(外来診療を含む)	13
	7	7 - 1	心の健康づくり推進事業(こころの電話)	20
	7	7 - 2	学校危機へのこころの緊急支援事業	22
	-	7 - 3	精神障害者社会参加促進事業	
	-	7 - 4	自殺総合対策事業	26
	-	7 - 5	依存症関連事業	29
	-	7 - 6	災害時こころのケア体制整備事業	35
	-	7 - 7	精神保健福祉従事者の資質向上	37
		8	長崎県精神医療審査会の審査状況	38
		9	自立支援医療費(精神通院医療)及び精神障害者保健福祉手帳の判定	39
		1 0	ひきこもり地域支援センター	
		1 1	高次脳機能障害支援センター	47

こども・女性・障害者支援センターの概要

#### 1. こども・女性・障害者支援センターの沿革

「こども・女性・障害者支援センター」は、特別な支援を必要としている、子どもや女性、 そして障害のある方々に一元的に対応できる総合的な相談・支援機関として、平成19年4 月に設置され、県の福祉保健行政の一翼を担っている。

「長崎こども・女性・障害者支援センター」は、長崎市内に設置していた「中央児童相談所」、「婦人相談所」、「長崎身体障害者更生相談所」、「長崎知的障害者更生相談所」と大村市内に設置していた「精神保健福祉センター」の5機関を統合。

「佐世保こども・女性・障害者支援センター」は、佐世保市内に設置していた「佐世保児童相談所」、「佐世保身体障害者更生相談所」、「佐世保知的障害者更生相談所」の3機関を 統合し、配偶者暴力相談支援センターの機能を附置。

#### 2. センターの支援内容

#### (1)子どもに関すること

児童虐待、心身の発達の遅れ、非行、不登校などの18歳未満の子どもに関する相談を受け付けている。市町にも相談窓口が設置されているが、センターでは専門的な知識や技術を必要とする事例に対応し、直接援助を行うほか、市町と連携しての支援も行っている。

#### (2)女性に関すること

女性が抱えるさまざまな問題や悩みの相談に対して、総合的な支援を行っている。電話や来 所による相談の他、危険性、緊急性が高いと判断される場合は、安全確保のための支援を行っ ている。

#### (3) 障害のある方に関すること

障害のある方の相談に応じて総合的な支援を行っている。身体障害者手帳、療育手帳に関する相談のほかに、身体障害のある方へは、補装具や福祉制度の相談と、知的障害のある方へは、 地域生活の相談支援等を行っている。

長崎こども・女性・障害者支援センターでは、精神保健福祉手帳に関する相談、精神障害のある方へは、医療、保健及び福祉に関する相談、また交通事故などによって脳が傷ついておる障害(高次脳機能障害)のある方への支援も行っている。

#### (4)こころの健康相談

長崎こども・女性・障害者支援センターでは、日常生活やひきこもりでの悩み、家庭や職場などでの人間関係の悩み、アルコール・薬物・ギャンブル等の依存に関する悩み、精神科の病気に関する悩みなど、「こころ」に関する相談を電話及び面接により行っている。

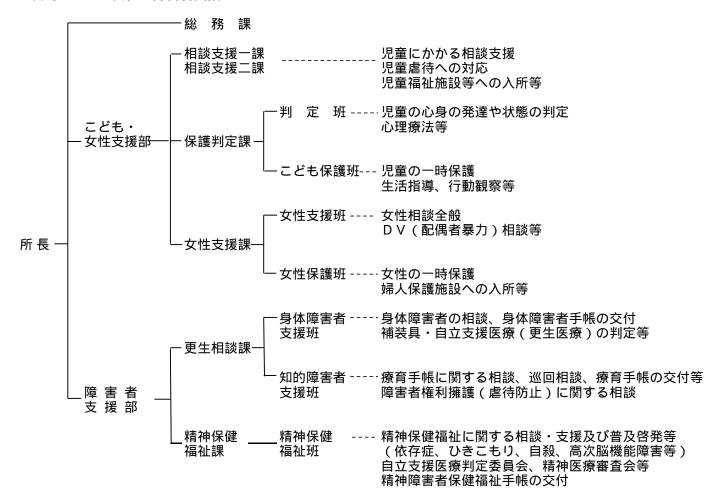
# 3 相談窓口の管轄区域

長崎こども・女性・障害者支援センタ……・ 佐世保こども・女性・障害者支援センター・・・

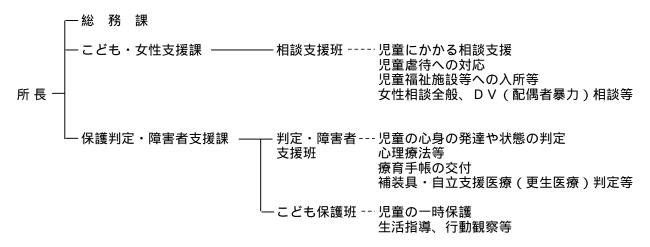
	[子どもに関する相談] 児童相談所部門	[女性に関する相談]婦人相談所部門	[女性に関する相談 ] [DV(配偶者暴力相談支援センター部門	[身体障害/知的障害に関する相談 ]知的障害者更生相談所部門身体障害者更生相談所部門	[障害者虐待に関する相談]障害者権利擁護センター 部門	[心の健康相談] [精神障害に関する相談] 「精神保健福祉センター 部門	[高次脳機能障害に関する相談]高次脳機能障害支援センター 部門	[ひきこもりに関する相談] ひきこもり地域支援センター 部門
長崎市								
島原市								
諫早市								
大村市								
五島市								
西海市								
雲仙市								
南島原市								
西彼杵郡長与町								
西彼杵郡時津町								
南松浦郡新上五島町								
佐世保市								
平戸市								
松浦市								
対馬市								
壱岐市								
東彼杵郡東彼杵町								
東彼杵郡川棚町								
東彼杵郡波佐見町								
北松浦郡小値賀町								
北松浦郡佐々町								

#### 4.組織

#### 長崎こども・女性・障害者支援センター



#### 佐世保こども・女性・障害者支援センター



#### 5 職員数

長崎こども・女性・障害者支援センター 注) [ ]は兼務職員

R4.4.1 現在

所	次	総	務	課			
長	長	課	係	事	技	任用	計
(医)	(事)	長 (事 )	長 (事 )	務	師 (運 )	務	
1	1	[1]	1	1	1	4	9

J	ど	ŧ	•	女	1	生	支	援	剖	3																									
			相診	技技技	爰一言	課			相診	技支捷	爰二	課		保護	美判決	定課										女性	生支担	援課							
部	課														判定	È班				こど	も保	護班	E			課	女性3	支援班	女性	生保証	雙班				
	<b>A</b>	教	課	専門	係		任用		課	H	係		任用	課		17.		任	用	事曲	係		F	任	用	亦	係	任用	係	相		任	用		
長 (社	長 (警	教育庁派遣	長	門幹 (社	岖	児童福祉	電話相談員	児童相談協力員	長	専門幹	歫	児童福祉	里親支援員	長 (社	係長S	係長SV	児童心理	心理判	医	門幹 (社	長	児童指道	係 長(	心理療法理	宿日直對	長 (	長 (	婦人相	長	談指導員	心理	保育	管理宿	医	計
)	)		社 )	) S >	s >	笥			社 )	s >	S V	司		; )	V	以外	理司	定員	師	) S >	事 )	導員	保 )	担当職員	業務員	社 )	社 )	談員	(事)	(社 )	職員	±	宿直員	師	
1	1	1	1	1	2	12	3	1	1	1	2	12	3	1	1	1	5	3	1	1	1	8	[1]	1	7	1	1	2	1	1	1	1	4	1	85
1	1	I	1	1	2	12			1	2	2	12																							

下段は児童福祉司任用有資格者数

障	害	者	<u> </u>	支	援	部																												
	更生	相談	炎課														精神	棉保健	建福	祉課												.,		
部		身体	障害	者支	援班	[				知的[	障害:	者支:	援班						精神	申保保	建福福	扯班										兼務	_	所
長	課	専	係	係	<del>&gt;</del> ⊥	係	言	任	用	専	係	心	係長 (	心	任	用	課	医	専問	係	係	事	÷⊥	理	保	言	作	任用	依	<u> </u>	計	保	長崎市	属
(保	長 ()	門幹	長 (	長(	社会福	長 (	語聴	医	事	門 幹 (	長 (社	理判定	心理	理判定	医	心理判	長 ( 5	_	幹	長	長		社会福	学療	健	語聴	業療法	事	存症対	電話相		健	派遣	計
)	社)	社)	(保 )	(理	祉	作)	党士	師	務	社)	₹ )	定員	判定員 )	定員	師	定員	保)	長	社	社 )	(保)	務	祉	法士	師	覚士	法士	務	策相談員	談員		所		
1	1	1	1	1	1	[1]	[1]	10	3	[1]	1	1	[1]	[6]	2	1	1	1	1	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	41	[13]	1	136

( )内は職種
の略
事 = 一般事務
社 = 社会福祉
医 = 警部
保 = 保健師
理 = 理学療法士
作 = 作

は会計年度任用職員

52名

#### 佐世保こども・女性・障害者支援センター 注)[]は兼務職員

R	Λ	Λ	1 租 左	

			総矛	务課		
所	次	課	事	技	任用	÷ı
長 (社)	長(事)	長(事)	務	師 (運 )	事務	計
1	1	[1]	1	1	1	5

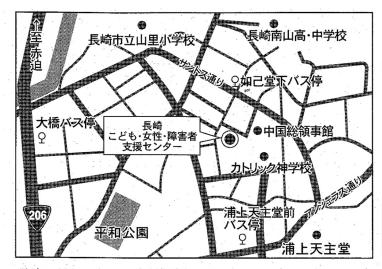
			J	ども・	女性	支援	課							
課				7	相談。	支援班	Ŧ							
	専門 係 係 長 児 増													
長		· ( 社		童	相談ケー	児童	里朝	確児	婦	事	計			
社	(社 ) S	<u>₹</u> ) S	S S	児童福祉司	・スワー	相談協	里親支援員	確認業務員児童虐待安全	人相談員					
)	S V	5 >	以外	ī	л	力員	員	資全	以員	務				
1	2	1	2	11	1	1	1	1	1	2	24			
1	2	1	1	8	ı	'	1	-	_	۷	24			

下段は児童福祉司任用有資格者数

	係 係 児 年期 嘱 専門 係 児 日用 日本														
課	判	定·障	宇書	支援	班			こども	保護	班		係		兼 務	所
	係	係	ΙB	任用	帰	専	係	18		任用			計	保	属
長	長	長	童心	事	託	門幹	長	童指	童相	心理療法	宿日直	長	āl	健	
·社 )	·社 )	理)	理司	務	医	<u>社</u>	事 )	指導員	談所保健	法 担 当 職	業務	(保)		所	計
									師	員	員				
1	2	1	4	2	7	1	1	5	1	1	9	[1]	35	[10]	64

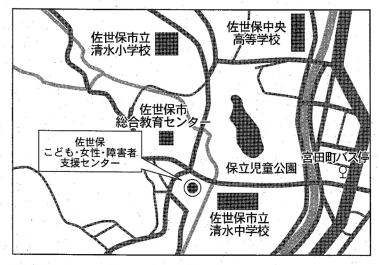
は会計年度任用職員及び嘱託医 27名

#### 6 所在地



如己堂下バス停下車 (徒歩3分) 浦上天主堂前バス停下車 (徒歩4分)

長崎こども・女性・障害者支援センター 〒852-8114 長崎市橋口町10-22 (代表)TEL 095-844-5132 FAX 095-844-1849



宮田町バス停 下車(徒歩5分)

佐世保こども・女性・障害者支援センター 〒857-0034 佐世保市万徳町10-3 (代表) TEL 0956-24-5162 FAX 0956-24-5087

# 7 資料

#### (1)管内概況

令和4年4月30日現在

区分	総人口	18歳未満	児	童	療育手帳	身体障害者	-	5 [	障 書	引	精神障害者	女 性
管内郡市別	(3.10.1)	(3.10.1)	相談件数(4.3.31)	施設入所(4.3.31)	所 持 者 (4.3.31)	毛帳 65 技 孝		聴∙音∙平	肢 体		手帳所持者	相談件数(4.3.31)
長 崎 市	403,950	56,170	1,875	41	4,501	22,467	1,616	3,190	9,789	7,872	5,251	1,453
島原市	42,597	6,447	148	4	537	2,245	168	215	1,054	808	345	63
諫早市	132,997	21,829	762	5	1,576	5,912	439	618	2,801	2,054	1,096	127
大 村 市	95,939	18,286	651	20	1,222	4,018	244	474	1,835	1,465	997	83
五島市	33,729	4,324	126	4	590	2,090	202	233	977	678	494	12
西 海 市	25,671	3,338	77	1	427	1,688	127	194	813	554	216	25
雲 仙 市	40,629	5,965	120	0	648	2,384	181	210	1,271	722	314	27
南島原市	41,381	5,626	110	3	581	2,464	180	251	1,211	822	371	98
市計	816,893	121,985	3,869	78	10,082	43,268	3,157	5,385	19,751	14,975	9,084	1,888
西彼杵郡	69,635	12,723	285	8	610	2,789	201	334	1,232	1,022	486	221
南 松 浦 郡	17,060	1,906	53	3	344	1,122	83	110	565	364	188	27
郡計	86,695	14,629	338	11	954	3,911	284	444	1,797	1,386	674	248
佐世保市	239,960	37,481	1128	23	2,862	12,680	895	1,342	6,026	4,417	2,439	603
平戸市	28,822	3,944	90	2	445	2,104	168	236	1,002	698	277	47
松浦市	20,841	3,042	87	2	337	1,404	89	169	705	441	182	13
対 馬 市	27,849	3,880	88	0	384	2,223	128	425	1,007	663	307	9
壱 岐 市	24,478	3,811	86	1	384	1,466	85	156	741	484	217	14
市計	341,950	52,158	1,479	28	4,412	19,877	1,365	2,328	9,481	6,703	3,422	686
東彼杵郡	35,016	5,489	172	3	533	2,001	149	212	1,016	624	263	66
北 松 浦 郡	16,103	2,930	110	0	169	725	52	81	335	257	112	59
郡計	51,119	8,419	282	3	702	2,726	201	293	1,351	881	375	125
県 外			147	5	0	0	0	0	0	0	0	170
その他(不明)			67	0	0	0	0	0	0	0	0	133
合 計	1,296,657	197,191	6,182	125	16,150	69,782	5,007	8,450	32,380	23,945	13,555	3,250

児童相談件数の郡市別は保護者の居住の区分による。「その他(不明)」は保護者のないもの(施設入所児)。

(県内全域) (県内全域)

女性相談件数の「その他(不明)」は住所不明

「聴・音・平」 - 聴覚・音声・平衡・障害 内部 - 心臓ほか

#### (2) 沿 革

中央児童	童相談所・長崎知的障害者更生相談所	婦人相談所		長崎身体障害者更生相談所		精神保健福祉センター	
昭和 23.11 24. 8 28. 7	長崎市梅香崎町、済生会病院の一部を 借用して中央児童相談所を発足 同上隣接地に庁舎新築 長崎市橋口町21番22号に庁舎新築移転	昭和 32. 4. 1 「売春防止」 32. 7.27 「長崎県婦 管轄区域を	法」施行 人相談所の名称位置及び 定める条例」施行 人相談所」を長崎市東中	昭和 27. 2	昭和26年長崎県条例第55号により、県下全域を管轄として長崎県身体障害者更生相談所を長崎市中川町128番地に設置発足		
37. 4	2係1室制施行	町40番地 内)に開 32,12.10 長崎市立山 33. 5. 7 長崎市東中	(長崎県社会福祉協議会	28. 7	番地に設置発足   長崎市竹の久保町387番地に移転   	昭和	*まされぐなよけ、ひつなって ! ー /込! ・ 、 **まされぐなよとし
39. 4	(庶務係、相談判定係、児童福祉司室) 組織改正3課制 (庶務課、相談調査課、判定指導課)	公仰		35.10		40. 6.30 44.10. 1	精神衛生法の改正に伴い、精神衛生 センター設置が規程される 長崎県精神衛生センターを諫早市栄 田町26-49に設置(専任職員3
41. 4	長崎精神薄弱者更生相談所を所内に移転 併設 組織改正2課4係制 総務指導課 総務係、指導係 相談判定課 相談係、判定係			41. 4	長崎市中川町128番地に移転 長崎精神薄弱者更生相談所を中央児童 相談所に移転併設 佐世保身体障害者更生相談所の設置に	54. 4. 1 59. 4. 1	名・所長兼任) 所長が専任となる 精神衛生相談専用の「こころの電話」
46. 5 58. 5	「一			56. 9	(中国	63. 7. 1	設置 精神保健法に改正、「精神保健センター」に改称
61. 4	対しがしては   組織改正2課3係1班制   総務保護課 総務係、保護係   相談判定課 相談指導班、判定係			30. 9		7. 7. 1	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に改正、「精神保健福祉センター」に改称
平成 6. 4	組織改正2課1係3班制 総務保護課 総務係、保護班 相談判定課 相談指導班、判定班		らの暴力の防止及び被害 関する法律」(DV防止法)	平成 10. 4	   身体障害者手帳交付事務が県障害福祉   課より移管	9. 4 1 14. 4. 1	大村市西三城町12(旧大村保健所) へ移転 精神保健及び精神障害者福祉に関す
11. 4	精神薄弱者更生相談所を知的障害者更生相談所に名称変更	施行	]相談支援センター(DV	18. 4	身体障害者更生指導所の廃止に伴い 視覚障害者生活訓練を長崎身体障害者 更生相談所に業務移管 地域支援強化のスタッフを配置	2 1	る法律の改正により、業務拡充 法32条通院医療費受給者証の交付 法45条の精神障害者保健福祉手帳 の交付 精神医療審査会業務

- 平成19.4 「長崎こども・女性・障害者支援センター」に統合、長崎市橋口町10-22に庁舎新築移転
  - 19.7.1 障害者支援部更生相談課に「長崎県高次脳機能障害支援センター」を設置
  - 22.4.1 組織改正 2部6課制(総務課、こども・女性支援部(相談支援課、保護判定課、女性支援課(新設))、障害者支援部(更生相談課、精神保健福祉課))
  - \_23.4.1 \_組織改正 障害者支援部 更生相談課(身体障害者支援班、知的障害者支援班)・精神保健福祉課(精神保健福祉班、高次脳機能障害者支援班)
  - 25.4.1 障害者支援部 更生相談課に「障害者権利擁護センター」を、精神保健福祉課に「ひきこもり地域支援センター」を設置
  - 31.4.1 組織改正 障害者支援部 精神保健福祉課 精神保健福祉班(1班体制)
- 令和 2.4.1 組織改正 こども・女性支援部 相談支援課を相談支援一課、相談支援二課に (2課体制)

	佐世保児童相談所		佐世保身体障害者更生相談所	佐世保知的障害者更生相談所		
昭和 23.11	佐世保市平瀬町、佐世保市役所の一室を 借用して佐世保児童相談所を発足					
24. 5	同市平瀬町、長崎県佐世保出張所内に仮 庁舎新築					
26. 2	同市上町に庁舎新築移転					
35.10 37. 4	精神薄弱者更生相談所佐世保分室を所内 に併設 2係1室制施行 (庶務係、相談判定係、児童福祉司室)			昭和 35.10	佐世保児童相談所内(佐世保市上町) に長崎県精神薄弱者更生相談所佐世 保分室を開設	
39. 4	組織改正3課制 (庶務課、相談調査課、判定指導課)				休力 単で  用設	
41. 4	精神薄弱者更生相談所佐世保分室を佐世 保精神薄弱者更生相談所として独立させ 所内に併設			41. 4	   同上分室が長崎県佐世保精神薄弱者   更生相談所として分離独立	
43. 4	組織改正2課4係制 総務指導課 総務係、指導係 相談判定課 相談係、判定係					
48. 4	佐世保市万徳町10 - 3に新庁舎竣工移 転	昭和 48.4	 	48. 4	     佐世保市万徳町に長崎県佐世保児童	
48. 6	佐世保身体障害者更生相談所を長崎より 独立して所内に併設	40. 4	独立し、佐世保児童相談所の新庁舎竣 工移転に合わせ、同児童相談所内(佐 世保市万徳町10番3号)に佐世保身	40. 4	相談所・身体障害者更生相談所とともに新庁舎竣工移転	
58. 5	テレホン相談開設	48. 6	体障害者更生相談所を設置発足 業務開始			
61. 4	組織改正2課3係1班制 総務保護課 総務係、保護係 相談判定課 相談指導班、判定係					
平成 6. 4	組織改正2課1係3班制 総務保護課 総務係、保護班 相談判定課 相談指導班、判定班	平成				
		10. 4	身体障害者手帳交付事務が県障害福祉 課より移管	平成 11. 4	佐世保精神薄弱者更生相談所を佐世 保知的障害者更生相談所に名称変更	

- 平成19.4 佐世保こども・女性・障害者支援センターに統合
  - 21.4.1 組織改正4課制(総務課、こども・女性支援課(相談支援班)、こども保護判定課(判定班 こども保護班)、障害者支援課)
- 令和 4.4.1 組織改正3課制(総務課、こども・女性支援課(相談支援班)、保護判定・障害者支援課(判定・障害者支援班 こども保護班))

# こ ど も 支 援 [児童相談所]

# 児童憲章

[昭和26年5月5日宣言]

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、 すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

- 1 すべての児童は、心身ともに、健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障 される。
- 2 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭 に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
- 3 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 4 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を 自主的に果たすように、みちびかれる。
- 5 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、 道徳的心情がつちかわれる。
- 6 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を 用意される。
- 7 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 8 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 9 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
- 10 すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。 あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 1 1 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、 適切な治療と教育と保護があたえられる。
- 12 すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

#### ( )児童相談所

#### 1 設置の目的

児童相談所は、児童福祉法に基づき設置された児童福祉行政機関で、本県では、両こども・女性・障害者支援センターの中に児童相談所の機能があります。

これまで児童相談所は、児童(0~18 歳未満)のあらゆる相談を受け援助を行うこととされてきましたが、平成16年の12月に児童福祉法が改正され、児童相談に関する一義的な相談窓口は市町となり、児童相談所は、専門的知識及び技術を必要とする事例に対応し、調査・診断・判定に基づいて援助を行う相談機能とともに、市町における児童相談業務に対して情報の提供その他必要な援助を行う市町援助機関として、市町の後方支援に重点化することとなりました。

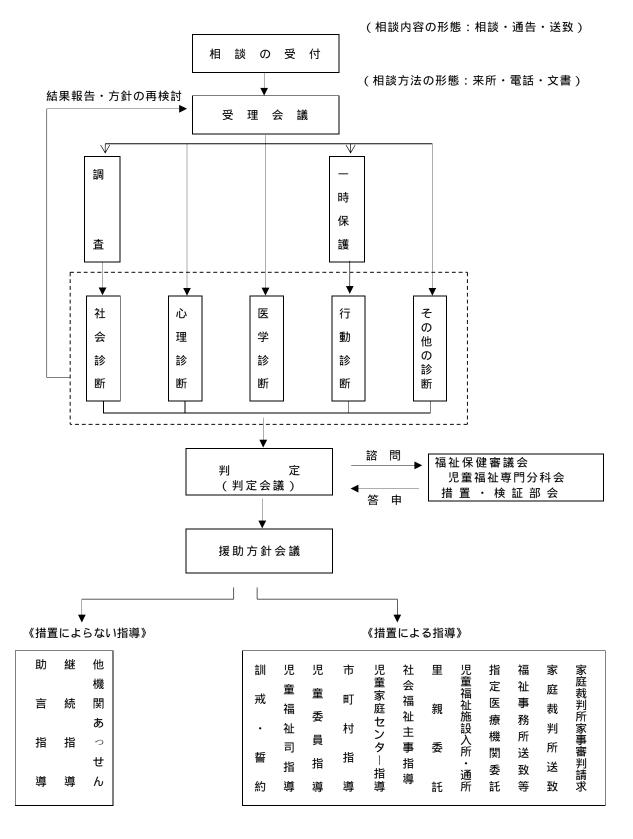
このほかに、児童相談所は児童と保護者に対する児童福祉司等による在宅指導や施設入所、里親委託等を行う措置機能や、必要に応じて児童の行動観察や緊急保護等を行う一時保護の機能を有しており、市町や他の機関との適切な役割分担、連携を図りつつ、これらの機能を十分に発揮することにより、より専門的かつ効果的な相談援助活動を行うこととしています。

# 2 受け付ける相談の内容

児童に関する相談は、統計上、次のように相談の内容を分類しています。

	相	 談	種 別		内容
養	児	童	<u>虐</u>	待	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談(身体的虐待,性的虐待,心理的虐待,保護の怠慢・拒否)
護相談	そ	Ø,	)	他	父又は母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服 役等による養育困難児、迷子、親権を喪失した親の子、後見人を 持たない児童等の児童虐待相談以外の環境的問題を有する児童、 養子縁組に関する相談
保健相談	保			健	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む。)を有する児童に関する相談
	肢	体 オ	「自	由	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
障	視	聴覚	<b>章</b> 障	害	盲(弱視を含む。) ろう(難聴を含む。)等の視聴覚障害児に関する相談
害	言	語 発 遠	崔 障 害	等	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害を持つ児童、言語 発達遅滞、注意欠陥障害を有する児童等に関する相談 *ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等 他の相談種別に分類される場合は、それぞれの相談に分類す る
相	=	<u>,,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,, ,,</u>	白 7卒	<b>—</b>	
-	重_ 知	<u>症 心</u> 的	<u>身障</u> 障	<u>害</u> 害	重症心身障害児(者)に関する相談   知的障害児に関する相談
談	発	達 障		等	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の児童に関する相談
非	<"	犯 行	<b></b>	等	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童、 又は触法行為があったと思料されても警察署から法第 25 条による通告のない児童に関する相談
行 相 談	触	法	ī 為	等	触法行為があったとして警察署から法第 25 条による通告のあった児童、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった児童に関する相談 *受け付けた時には通告がなくとも調査の結果通告が予定されている児童に関する相談を含む
育	性	格	行	動	児童の人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等の性格もしくは行動上の問題を有する児童に関する相談
成相	不	Z.	¥.	校	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない 状態にある児童に関する相談 * 非行が主である場合や精神疾患、養護問題が主である場合等 には、それぞれの相談に分類する
談	適			性	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育	児・	しつ	け	家庭内における幼児のしつけ、児童の性教育、遊び等に関する相談
	そ	σ	)	他	<u> </u>
L		٠.			— · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

#### 3 相談業務の流れ



# 4 援助の種類と内容

受け付けた相談については、調査・判定や必要に応じて一時保護を行い問題の解決にあたりますが、その援助方法を次のように分類しています。

	援	 助	<b>の</b>	 種	 類		内容
	7友						
		面	助	言	指	導	1~3回程度の助言、指示等による指導
	措置によら ない指導	接	継	続	指	導	心理療法やカウンセリング・面接による指導等 を、少なくとも数回以上にわたって継続する指導
在	( <b>3.</b> V 1 3	指導	他	幾関	あった	せん	他の児童相談所、保健所、医療機関、教育委員会、 精神保健福祉センター等の関係機関にあっせん する指導
			訓	戒	· 誓	約	児童本人や保護者に対し訓戒を行い、誓約書を提 出させる指導
宅			児:	童 福	祉 司 扫	省 導	問題が複雑な家庭環境に起因し、長期にわたる継続的な指導を必要とする場合で、児童福祉司が家庭や学校等訪問し、環境調整を行う
JH	措置による	5	児	童	5 員 指	<b>事</b>	問題が家庭内にあり、家庭関係の調整程度で解決 が容易な場合に行う
導	指導		市	町	村 指	導	地理的要件や過去の相談経緯等から、身近な場所 で継続的に寄り添った支援が適当な場合に行う
等			児童 指	家庭	支援セン	/タ <b>ー</b> 導	訪問等の方法による児童及び家庭に係る状況把握、当該児童及び家庭に係る援助計画の作成、その他児童又はその保護者等に必要な援助
					者福祉司 业 主 事		問題がそれほど複雑なものでなく、主として環境 的条件によるもので、指導が比較的容易な場合に 行う
			入			所	家庭環境や本人の行動上の問題、心身障害などの
	児童福祉施設		通			所	↑ため一定期間保護、療育、訓練を必要とする児童 ↑を児童福祉施設へ入所又は指定医療機関に委託
	指 定 医	扔	景 機	関	委	託	する措置
	里	親		委		託	知事から里親と認定され登録した人に、要保護児 童等家庭養護に欠ける児童の養育を委託
	福祉事	· 7	务 所	送	致	等	15 歳以上の児童で障害福祉サービスの利用を適当と認めた場合や、母子生活支援施設、助産施設への入所が必要な場合、援護の実施機関(福祉事務所又は市町村)に送致又は通知する措置
	家 庭	裁	判	所	送	致	行動の自由を制限したり、少年法による処分等を 必要とする児童を家庭裁判所に送致する措置
	家庭裁判	」 所	家事	審	判請	求	保護者の意に反して施設入所を行う場合の承認 申請、親権喪失・停止宣告の請求、未成年後見人 選任・解任の請求
	そ		Ø			他	上記のいずれにも該当しない処遇

# 5 他機関との関係

児童相談所から関係機関へ	関係機関名	関係機関から児童相談所へ
<ul><li>・家庭調査および児童、保護者指導の依頼</li><li>・巡回相談等の協力依頼</li><li>・助産施設、母子生活支援施設への入所が必要なケースの送致</li></ul>	福 祉 事 務 所 (家庭児童相談室)	・要保護児童の送致 ・児童の判定、指導依頼 ・指導措置委託後の報告
・家庭調査および児童、保護者指導 の依頼	児 童 委 員 (主任児童委員)	・要保護児童の通告 ・指導措置委託後の報告
・児童、保護者指導の依頼及び指導 措置委託	児童家庭支援センター	・要保護児童の通告 ・指導措置委託後の報告
・保健指導依頼	保 健 所	・障害児等の判定、指導依頼
・児童の一時保護委託 ・児童の捜索依頼 ・立入調査への援助依頼 ・児童虐待への対応における情報 共有	警 察 署	・触法、ぐ犯行為等児童の通告 ・棄児、迷い子等、要保護児童 の通告 ・児童虐待への対応における情報 共有
<ul><li>・少年法の適用が必要な児童の送致</li><li>・強制的措置の申請</li><li>・施設入所に伴う承認申請</li><li>・後見人の選任、解任の請求</li><li>・親権喪失・停止宣告の請求</li></ul>	家庭裁判所	・児童福祉法の措置を求める 児童の送致 ・保護処分(児童自立支援施設、 児童養護施設送致)による 児童の送致
・児童の施設入所措置 ・措置後の指導	児童福祉施設	・入所児童の判定、指導依頼 ・措置の解除、変更等の届
・児童相談等の業務に関する市町村相互間の連絡調整、情報の提供その他必要な援助 ・1歳6か月児・3歳児精神発達精密健康診査および事後指導への協力・巡回相談等の協力依頼・障害福祉サービスの利用を適当と認めた場合の15歳以上の障害児の通知・児童及び保護者に対する在宅における指導措置委託・市町での対応が可能な事案の送致	市 町	・児童ない ・児童は ・児童は ・児童は ・児童は ・児童の ・児童の ・児童の ・児童の ・児童の ・児童の ・児童の ・児童の ・児童の ・児童の ・児童の ・児童の ・学で ・世の ・世の ・世の ・世の ・世の ・世の ・世の ・世の
・障害児等の援助依頼	保   育   所     幼   稚   園	・通園児童の判定、援助依頼
・児童に関する調査および指導依頼 ・児童の健全育成指導	学 校	・要保護児童の相談、通告 ・児童の判定、指導依頼
・適正就学の依頼	教 育 委 員 会	・障害児等の判定、指導依頼
・非行防止活動への参加	少年センタ	・児童の判定、指導依頼

#### 附 他機関・団体等への協力(講演・研修等)

県内における重大少年事件の発生やメディアによる悲惨な虐待報道が相次ぐ中、 地域における児童問題への関心はいっそうの高まりを見せ、児童相談所を取り巻く 関係機関等から児童虐待や子育て等について多くの見学・研修依頼がきている。

関係機関はもとより、一般住民への啓発活動は児童福祉業務を推進する上で不可欠な要素であり、業務の合間をぬって要請に応えているところである。

注)・「機関は」P28の「他機関との関係」による ・数は実施回数

機関	長 崎	佐世保	計
福祉事務所(家庭児童相談室)	0	0	0
児童委員(主任児童委員)	1	0	1
保健所	0	0	0
警察署	2	0	2
家庭裁判所	2	0	2
児童福祉施設	0	0	0
市町	0	0	0
保育所·幼稚園	0	0	0
学校	5	2	7
教育委員会	0	0	0
少年センター	0	1	1
その他	4	3	7
計	14	6	20

# ( )業務実績

件

# 1 受付件数の年度推移

令和3年度の相談受付総件数は6,132件で、前年度に比して240件増加した。 テレフォン相談とは、来所することなく相談したいというニーズに応えるための専用 電話による相談窓口で対応した相談である。

図1 児童相談所別受付件数

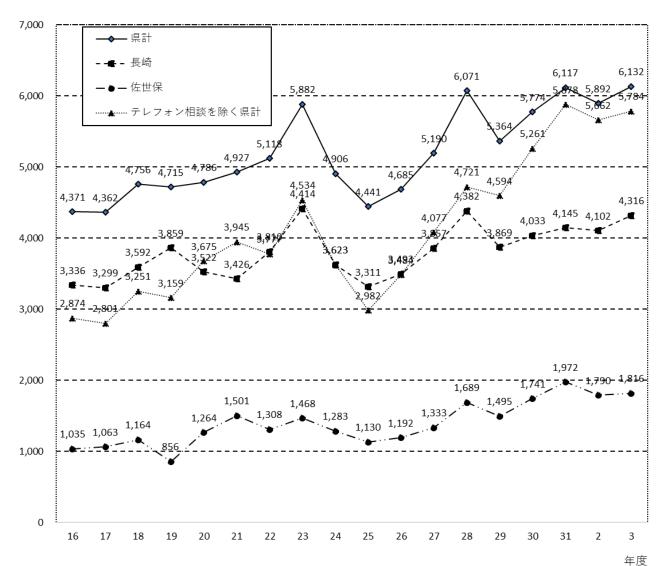
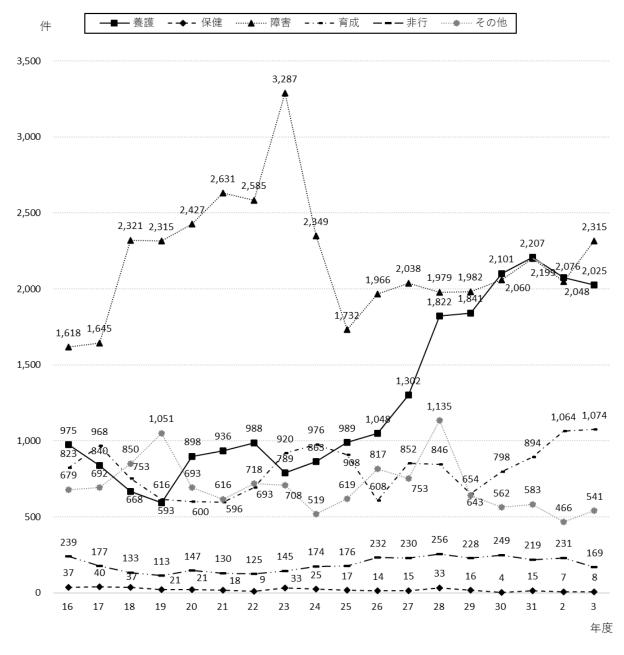


図2 相談内容別受付件数



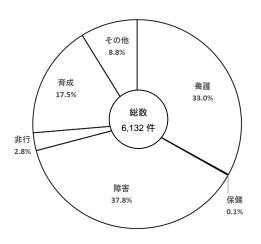
#### 2 相談受付と処理の状況(令和3年度)

「経路別受付」及び「年齢別受付」の件数には、テレフォン相談の性別不詳件数、年齢不詳件数が集計されており、「相談別受付」と件数が異なります。

#### (1)相談別受付

相談受付の総件数は 6,132 件で、前年度の 5,892 件に比べ 240 件増加した。相談種別でみると、障害相談が 37.8%(2,315件)で最も多くを占めており、ついで養護相談が 33.0%(2,025件) 育成 17.5%(1,074件) 非行 2.8%(169件) 保健 0.1%(8件)である。

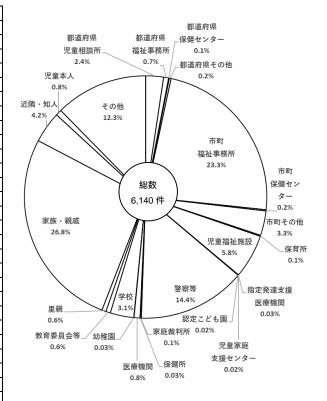
	/	_	長崎	佐世保	計
養		護	1,317	708	2,025
保		健	5	3	8
障		害	1,704	611	2,315
非		行	84	85	169
育		成	824	250	1,074
そ	の	他	382	159	541
	計		4,316	1,816	6,132



#### (2)経路別受付

家族・親戚からの相談が最も多く 26.8% (1,647 件)を占めている。その他からの相談の 12.3%は(758 件)は、主にテレフォン相談による 18 才以上の本人からのものである。

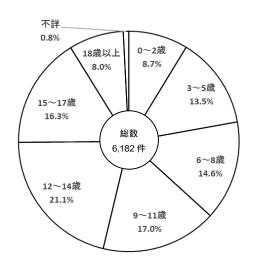
長崎 佐世保 計   146						
福祉事務所 27 14 41  R健センター 5 0 5  その他 13 2 15  福祉事務所 1,041 390 1,431  児童委員  保健センター 8 2 10  児童委員  保健センター 8 2 10  R健センター 8 2 10  R 育 所 7 2 9  児童福祉施設 260 99 359  指定発達支援医療機関 2 0 2  児童家庭支援センター 1 0 1  認定こども園 1 0 1  警察等 544 340 884 家庭裁判所 8 0 8  保健 所 2 0 2  医療機関 42 7 49  幼稚園 2 0 2  「全球 118 75 193  教育委員会等 26 11 37  里 親 29 5 34  児童委員(通告仲介含む) 0  家族・親戚 1,252 395 1,647  近隣・知人 162 94 256  児童本人 31 18 49  そ の 他 569 189 758				長崎	佐世保	計
おき では できます。		児童相談所	沂	72	74	146
保健センター   5	拟法应旧	福祉事務	所	27	14	41
福祉事務所	140 担 桁 宗	保健センク	ター	5	0	5
市     児童委員       保健センター     8     2     10       保育所 7     2     9       児童福祉施設 260     99     359       指定発達支援医療機関 2     0     2       児童家庭支援センター 1     0     1       認定こども園 1     0     1       警察等544     340     884       家庭裁判所 8     0     8       保健所 2     0     2       医療機関 42     7     49       幼稚園 2     0     2       学校 118     75     193       教育委員会等 26     11     37       里親 29     5     34       児童委員(通告仲介含む)     0       家族・親戚 1,252     395     1,647       近隣・知人 162     94     256       児童本人 31     18     49       その他 569     189     758		そ の	他	13	2	15
保健センター		福祉事務	肾所	1,041	390	1,431
保健センター   8   2   10   7   7   7   7   9   201   7   7   7   7   9   10   102   102   109   201   7   7   7   7   9   9   359   15   260   99   359   15   260   99   359   15   260   99   359   15   260   99   359   15   260   100	<u>+</u> m	児童委	員			
保育     所 7     2     9       児童福祉施設     260     99     359       指定発達支援医療機関     2     0     2       児童家庭支援センター     1     0     1       認定こども園     1     0     1       警察等     544     340     884       家庭裁判所     8     0     8       保健所     2     0     2       医療機関     42     7     49       幼稚園     2     0     2       学校     118     75     193       教育委員会等     26     11     37       里親     29     5     34       児童委員(通告仲介含む)     0       家族・親戚     1,252     395     1,647       近隣・知人     162     94     256       児童本人     31     18     49       その他     569     189     758	[ II II III	保健セング	ター	8	2	10
児童福祉施設     260     99     359       指定発達支援医療機関     2     0     2       児童家庭支援センター     1     0     1       認定こども園     1     0     1       警察     等     544     340     884       家庭裁判所     8     0     8       保健所     2     0     2       医療機関     42     7     49       幼稚園     2     0     2       学校     118     75     193       教育委員会等     26     11     37       里     親母     29     5     34       児童委員(通告仲介含む)     0       家族・親戚     1,252     395     1,647       近隣・知人     162     94     256       児童本人     31     18     49       その他     569     189     758		そ の	他	102	99	201
指定発達支援医療機関 2 0 2 児童家庭支援センター 1 0 1 認定 こども園 1 0 1 警 察 等 544 340 884 家庭裁判所 8 0 8 保健所 2 0 2 医療機関 42 7 49 幼 稚園 2 0 2 学 校 118 75 193 教育委員会等 26 11 37 里 親 29 5 34 児童委員(通告仲介含む) 家族・親戚 1,252 395 1,647 近隣・知人 162 94 256 児童本人 31 18 49 そ の 他 569 189 758	保	育	所	7	2	9
児童家庭支援センター 1 0 1 1 図 定 こ ど も 園 1 0 1 1	児 童 福	祉 施	設	260	99	359
認定こども園 1 0 1 警察等 544 340 884 家庭裁判所 8 0 8 保健所 2 0 2 医療機関 42 7 49 幼稚園 2 0 2 学校 118 75 193 教育委員会等 26 11 37 里 親 29 5 34 児童委員(通告仲介含む) 家族・親戚 1,252 395 1,647 近隣・知人 162 94 256 児童本人 31 18 49 その 他 569 189 758	指定発達	支援医療機	と 関	2	0	2
警察     等     544     340     884       家庭 裁判所     8     0     8       保健所     2     0     2       医療機関     42     7     49       幼和 租 園     2     0     2       学校     118     75     193       教育委員会等     26     11     37       里     親母     29     5     34       児童委員(通告仲介含む)     0       家族・親戚 1,252     395     1,647       近隣・知人 162     94     256       児童本人 31     18     49       その他     569     189     758	児童家庭	支援センタ	7 —	1	0	1
家庭     裁判所     8     0     8       保健     所     2     0     2       医療機関     42     7     49       幼 稚園     2     0     2       学校     118     75     193       教育委員会等     26     11     37       里     親母     29     5     34       児童委員(通告仲介含む)     0     0       家族・親戚     1,252     395     1,647       近隣・知人     162     94     256       児童本人     31     18     49       その他     569     189     758	認定こ	: ども	袁	1	0	1
保健     所     2     0     2       医療機関     42     7     49       幼 稚園     2     0     2       学校     118     75     193       教育委員会等     26     11     37       里親     29     5     34       児童委員(通告仲介含む)     0       家族・親戚     1,252     395     1,647       近隣・知人     162     94     256       児童本人     31     18     49       その他     569     189     758	警	察	等	544	340	884
医療機関     42     7     49       幼稚園     2     0     2       学校     118     75     193       教育委員会等     26     11     37       里親     29     5     34       児童委員(通告仲介含む)     0       家族・親戚     1,252     395     1,647       近隣・知人     162     94     256       児童本人     31     18     49       その他     569     189     758	家 庭	裁判	所	8	0	8
幼     稚     園     2     0     2       学     校     118     75     193       教育委員会等     26     11     37       里     親     29     5     34       児童委員(通告仲介含む)     0       家族・親戚     1,252     395     1,647       近隣・知人     162     94     256       児童本人     31     18     49       その他     569     189     758	保	健	所	2	0	2
学     校     118     75     193       教育委員会等     26     11     37       里     親     29     5     34       児童委員(通告仲介含む)     0       家族・親戚     1,252     395     1,647       近隣・知人     162     94     256       児童本人     31     18     49       その他     569     189     758	医 療	機	関	42	7	49
教育委員会等     26     11     37       里     親     29     5     34       児童委員(通告仲介含む)     0       家族・親戚     1,252     395     1,647       近隣・知人     162     94     256       児童本人     31     18     49       その他     569     189     758	幼	稚	袁	2	0	2
里     親     29     5     34       児童委員(通告仲介含む)     0       家 族 ・ 親 戚 1,252 395 1,647       近 隣 ・ 知 人 162 94 256       児 童 本 人 31 18 49       そ の 他 569 189 758	学		校	118	75	193
児童委員(通告仲介含む)     0       家 族 ・ 親 戚 1,252 395 1,647       近 隣 ・ 知 人 162 94 256       児 童 本 人 31 18 49       そ の 他 569 189 758	教 育 委	員会	等	26	11	37
家 族 ・ 親 戚 1,252     395     1,647       近 隣 ・ 知 人     162     94     256       児 童 本 人     31     18     49       そ の 他     569     189     758	里		親	29	5	34
近 隣 ・ 知 人     162     94     256       児 童 本 人     31     18     49       そ の 他     569     189     758	児童委員(	通告仲介含	む)		0	
児童本人     31     18     49       その他     569     189     758	家族	• 親	戚	1,252	395	1,647
その他 569 189 758	近 隣	· 知	人	162	94	256
そ の 他 569 189 758	児 童	本	人	31	18	49
計 4,324 1,816 6,140		の	他	569	189	758
		計		4,324	1,816	6,140



#### (3)年齢別受付

児童についての相談は 12~14 歳の児童に関する相談が最も多い。18 歳以上については、 テレフォン相談の受付が多くを占めている。

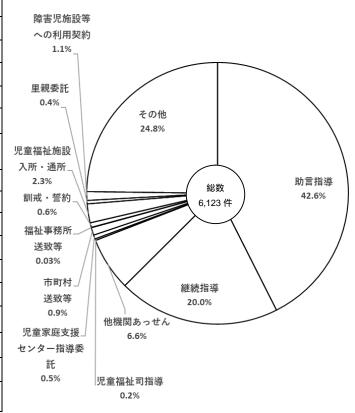
	長崎	佐世保	計
0~ 2歳	360	178	538
3~ 5歳	631	201	832
6~ 8歳	672	231	903
9~11歳	739	310	1,049
12~14歳	892	414	1,306
15~17歳	666	342	1,008
1 8 歳以上	356	140	496
不 詳	50		50
計	4,366	1,816	6,182



#### (4)処理

前年度未処理分を含め、令和 3 年度中に処理した件数は 6,123 件である。 比較的簡単な援助で解決できた処理「助言指導」が 42.6%(2,606 件)で最も多い。続い て「継続指導」が 20.0%(1,224 件)である。

	長崎	佐世保	計
助 言 指 導	1,805	801	2,606
継 続 指 導	777	447	1,224
他 機 関 あ っ せ ん	262	142	404
児 童 福 祉 司 指 導	10	2	12
児 童 委 員 指 導			
児童家庭支援センター 指 導 委 託	29	1	30
市町村送致等	50	8	58
福祉事務所送致等	2	0	2
訓戒・誓約	29	6	35
児童福祉施設入所・通所	107	36	143
指定発達支援医療機関委託			
里 親 委 託	16	9	25
家庭裁判所送致			
障害児施設等への利用契約	54	12	66
そ の 他	1,160	358	1,518
計	4,301	1,822	6,123



#### 3 相談別にみた問題の傾向

\* 各相談の受付件数は令和 3 年度受付分、処理件数は前年度未処理分を含め令和 3 年度中に処理した件数を計上している。

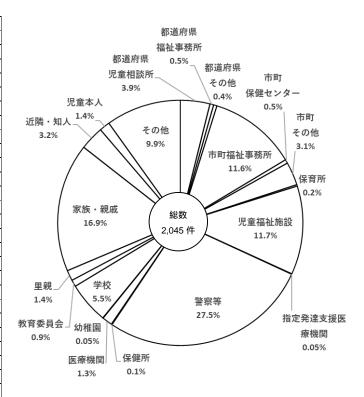
#### (1) 養護相談〔受付 2,045件 処理 2,042件〕

前年度より受付件数が34件減少している。

#### 経路別受付

警察等からの通告が全体の 27.5%で最も多い。続いて家族・親族等からの相談が 16.9% となっている。

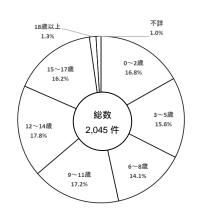
			長崎	佐世保	計
	児童相談	炎所	40	39	79
都道府県	福祉事務	务所	3	7	10
即但的乐	保健セング	ター			
	その	他	8	1	9
	福祉事務	务所	175	64	239
mT	児童委	員			
市町	保健セング	ター	8	2	10
	そ の	他	31	32	63
保	育	所	3	1	4
児童神	畐 祉 施	設	167	70	237
指定発達	支援医療機	幾関	1		1
児童家庭	支援センタ	ター			
認定	7 ども	袁			
警	察	等	333	226	559
家 庭	裁判	所			
保	健	所	2		2
医 療	機	関	23	4	27
幼	稚	袁	1		1
学		校	67	44	111
教 育	委 員	会	16	4	20
里		親	25	3	28
児童委員(	通告仲介含	t))			
家 族	· 親	戚	240	111	351
近 隣	・知	人	28	37	65
児 童	本	人	15	13	28
そ	の	他	151	50	201
_	計		1,337	708	2,045



#### 年齡別受付

各年齢で多少の増減はあるが、割合的には前年度と大きな変化はない。

	長崎	佐世保	計
0~2歳	218	126	344
3~ 5歳	210	110	320
6~ 8歳	195	94	289
9~11歳	237	114	351
12~14歳	245	119	364
15~17歳	193	138	331
1 8 歳以上	19	7	26
不 詳	20		20
計	1,337	708	2,045



#### 理由別・処理別

理由別では家庭環境に起因するものが多く、特に虐待相談が全体の約% を占めている。 処理別では、虐待や家庭の養育機能の低下から、児童福祉施設入所につながることが多い が、面接指導による援助や関係機関による支援で解決に導いていくケースも少なくない。 「その他」内訳は、被虐待児童及び保護者のフォローアップ事業や施設入所児童の措 置延長に関する処理によるものが多い。

	理由					家庭	環境		
処理	児相	家出 (失踪を 含む)	死亡	離婚	傷病 (入院を 含む)	虐待	その他	その他	計
児童福祉	長崎	0	0	0	18	33	6	18	75
施設に	佐世保	0	0	0	3	12	3	6	24
入 所	計	0	0	0	21	45	9	24	99
	長 崎	2	0	0	4	0	0	8	14
里親委託	佐世保	0	0	0	0	3	1	4	8
	計	2	0	0	4	3	1	12	22
	長崎	2	0	19	118	494	110	320	1,063
面接指導	佐世保	1	0	2	41	320	66	205	635
	計	3	0	21	159	814	176	525	1,698
	長 崎	0	0	0	17	92	23	54	186
その他	佐世保	0	0	0	1	20	4	12	37
	計	0	0	0	18	112	27	66	223
	長 崎	4	0	19	157	619	139	400	1,338
合計	佐世保	1	0	2	45	355	74	227	704
	計	5	0	21	202	974	213	627	2,042

#### 「その他」の内訳

拘禁	借金	出産	就労	未婚	経済困窮	迷子	計
9	0	36	1	5	24	1	пІ
付き添い看護	措置延長	アフターケア	再判定	証明書発行	浮浪	その他	607
4	40	139	29	6	1	332	627

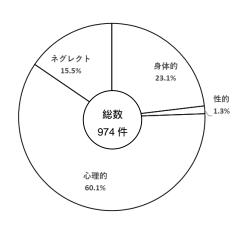
#### 長崎県における児童虐待相談の処理状況

1)児童相談所(長崎こども・女性・障害者支援センター・佐世保こども・女性・障害者支援センター)

#### ア 相談種類

令和3年度は974件で、昨年度に比べ44件減少したが、高止まりしている。 内容は、心理的虐待が全体の60.1%を占め最も多く、次に身体的虐待が23.1%、ネグレクト(保護の怠慢・拒否)が15.5%、性的虐待が1.3%となっている。

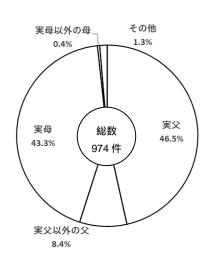
年度	身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
H24 年度	76	11	90	88	263
H25 年度	98	9	84	138	329
H26 年度	98	10	84	109	301
H27 年度	127	24	134	210	495
H28 年度	163	21	243	238	665
H29 年度	149	10	301	170	630
H30 年度	196	11	486	205	898
R1 年度	241	21	491	300	1,053
R2 年度	245	14	585	174	1,018
R3 年度	225	13	585	151	974



#### イ 主たる虐待者

実父が一番多く 46.5%を占めている。次いで実母が 43.3%となっており、実の両親が全体の 89.8%を占めている。

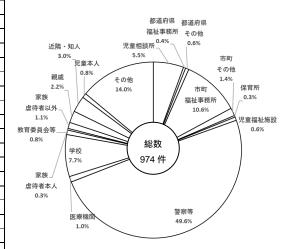
年 度	実父	実父 以外	実母	実母 以外	その他	計
H24 年度	67	35	149	4	8	263
H25 年度	74	24	215	4	12	329
H26 年度	82	26	158	3	32	301
H27 年度	145	31	277	1	41	495
H28 年度	209	56	349	3	48	665
H29 年度	285	43	289	4	9	630
H30 年度	455	70	359	5	9	898
R1 年度	504	80	446	5	18	1,053
R2 年度	482	69	421	8	38	1,018
R3 年度	453	82	422	4	13	974



#### ウ 相談経路

警察等からの相談が483件で、全体の49.6%を占めている。市町福祉事務所からの相談が103件で10.6%、学校が7.7%、他の児童相談所が5.5%となっている。また、近隣・知人からの相談も3.0%と多く、周囲の見守りが児童虐待の早期発見に重要な役割を果たしている。

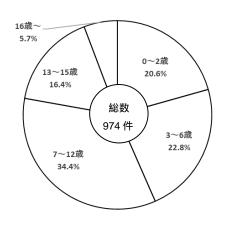
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
児童	植相談 所	18	29	27	39	35	45	69	81	54
<b>本</b> 7.1台	福祉事務所	1		4	6	1	1	1		4
都道 府県	保 健センター	1								0
加乐	その他	6	3	11	4	4	4	15		6
	福祉事務所	36	49	92	133	87	113	92		103
±==T	児童委員	1	1	3		2				0
市町	保 健 センター				2			1		0
	その他	21	11	34	17	15	19	24		14
保	育 所		4	3	7	5	9	8	4	3
児童	福祉施設	4	1	3	2	6		3	3	6
指定発	達支援医療機関				1					0
児童家	家庭支援センター		1						2	0
認定	こども園				10		1	3	4	0
警	察 等	58	68	95	195	273	425	509	464	483
家 庭	玉裁 判 所				1					0
保	健 所				1					0
医	療 機 関	6	14	8	10	5	14	27	13	10
幼	稚 園				2	4		1	10	0
学	校	40	20	58	54	46	67	54	63	75
教 育	委員会等				2		9	7	6	8
里	親			1						0
児	童 委 員							3		0
(虐待	の仲介を含む)	1								
家族	虐待者本人	13	7	8	9	13	15	16		3
	虐待者以外	24	20	33	50	28	43	40		11
親	戚	15	13	20	19	13	31	36	23	21
近 隊		55	35	67	59	57	47	51	37	29
	童 本 人	8	11	17	11	3	4	9	17	8
そ	の 他	22	14	11	31	33	51	38	102	136
	計	329	301	495	665	630	898	1,053	1,018	974



#### エ 被虐待児の年齢

学齢前児童が全体の 43.4%を占めているが、抵抗する力が乏しい低年齢の場合、死亡等重大な結果につながる危険性が高く、迅速かつ的確な対応が必要である。

年度	0~3歳未満	3 歳 ~ 学齢前	小学生	中学生	高校生 ・ 他	計
H25 年度	34	66	139	52	38	329
H26 年度	43	56	113	58	31	301
H27 年度	54	87	198	101	55	495
H28 年度	116	144	239	109	57	665
	0歳~	3歳~	7歳~	13 歳~	16 歳~	
	2 歳	6 歳	12 歳	15 歳		
H29 年度	114	130	250	93	41	628
H30 年度	171	209	327	144	47	898
R1 年度	236	283	353	124	57	1,053
R2 年度	214	243	351	142	68	1,018
R3 年度	201	222	335	160	56	974

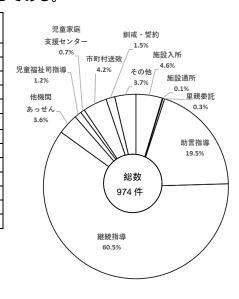


#### 才 措置内容別処理

施設入所が 45 件、里親委託が 3 件である。これは、保護者のもとで生活させることは不適切との判断からなされるものであり、被虐待児を受け入れ、適切なケアを行う児童福祉施設や里親の役割は一層重要なものとなっている。

継続指導で終了する場合が多いが、これは要保護児童対策地域協議会等を開催し、地域の関係者、関係機関が情報を共有した上で、地域での見守りを依頼し、問題発生時には迅速な対応をとることができるようにして相談を終結したものである。こうした日常の見守りができる地域ネットワークは、今後より一層の強化が求められるところである。

			H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
			年度								
施設	λ	所	46	43	46	53	50	45	63	52	45
施設	通	所				1			1		1
里親	委	託	9	11	5	7	6	1	5	3	3
助言	指	導	128	82	228	268	195	213	130	193	190
継続	指	導	93	126	150	260	314	572	711	639	589
他機関	あって	せん	11	13	34	20	11	32	50	30	35
児童福	祉司指	導	24	10	9	19	13	5	19	15	12
児童家庭	支援セン	ター		1		2	1		11	8	7
市町	村送	致					1		1		41
福祉事	務所送	致等					2	5	6		0
訓用	・誓	約		6	5	6	7	2		43	15
そ	の	他	18	9	18	29	30	23	12	14	36
	計		329	301	495	665	630	898	44	21	974



#### 2)市町における児童虐待相談の状況

#### 受理件数 790件

#### 相談種類(処理件数)

身体的	性的	心理的	ネグレクト	計
219	9	404	158	790

#### (2)保健相談 〔受付8件 処理8件〕

#### 経路別受付

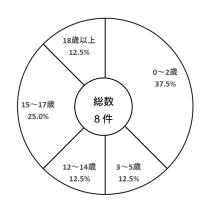
家族・親戚からの相談が多い。

						長	崎	佐世	保	計
県	福	祉	事	務	所					
	福	祉	事	務	所					
市	児	重		委	員					
町	保	健	セン	ノタ	_					
	そ		の		他					
保		1	健		所					
医		療	模	É	関					
児	童	福	祉	施	設					
警			察		等					
幼		7	稚		袁					
学					校					
教	育	委	員	会	等					
家	斿		•	親	戚		3		2	5
近	隣	ŧ	•	知	人					
児	児 童 本			人		1		1	2	
そ							1			1
	計						5		3	8

#### 年齡別受付

0歳から2歳の相談が多い。

						長	崎		佐	世	保	計	
	0	~		2	歳			1			2		3
	3	~		5	歳			1					1
	6	~		8	歳								
	9	~	1	1	歳								
1	2	~	1	4	歳			1					1
1	5	~	1	7	歳			1			1		2
1	8	Ī	裁	以	十			1					1
			計					5			3		8



#### 処理別

1回から数回の助言で相談を終了するものが多い。

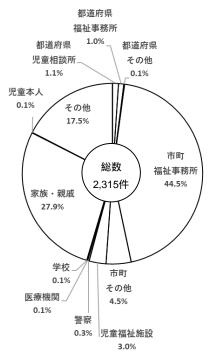
	長崎	佐 世 保	計
助言指導	4	2	6
継続指導		1	1
他機関あっせん	1		1
施設入所			
計	5	3	8

# (3)障害相談〔受付 2,315件 処理 2,246件〕

#### 経路別受付

総件数は、2,315 件で市町、家族・親戚からの相談が多いが、これは療育手帳等福祉制度 に伴う相談によるものである。

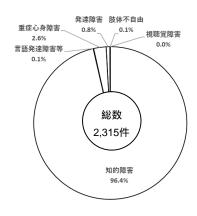
			長崎	佐世保	計
	児童相言	談所	8	17	25
都道府県	福祉事	務 所	20	2	22
即危彻东	保健セン	ター		0	
	そ の	他	2	1	3
	福祉事	務 所	763	267	1,030
市町	保健セン	ター		0	
	そ の	他	56	48	104
児 童 🤃	福 祉 施	嗀	52	18	70
指定発達	支援医療	機関		0	
警		察	4	2	6
医 療	機	関	2	0	2
幼	稚	袁		0	
学		校	2	0	2
教 育	委 員	숲		0	
里		親		0	
家 族	• 親	戚	527	118	645
近 隣	・知	人		0	
児 童	本	人	2	0	2
そ	<b></b>	他	266	138	404
	計		1,704	611	2,315



#### 内容別受付

知的障害相談が全体の96.4%を占めており、療育手帳等福祉制度に関するものが多い。

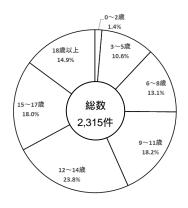
	長 崎	佐世保	計	
知 的 障 害	1,638	594	2,232	
言語発達障害等	1	1	2	
重症心身障害	50	11	61	
発 達 障 害	13	5	18	
肢 体 不 自 由	2	0	2	
視 聴 覚 障 害				
計	1,704	611	2,315	



#### 年齡別受付件数

12 歳~14 歳までが最も多く 23.8%で、18 歳以上については、18 歳到達による他機関あっせんの相談が多いために、14.9%となっている。

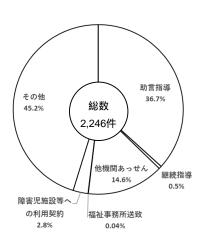
						長	崎	佐	世	保	計
0		~		2	歳		26			6	32
3		~		5	歳		199			47	246
6		~		8	歳		235			69	304
9		~	1	1	歳		320			101	421
1	2	~	1	4	歳		393			158	551
1	5	~	1	7	歳		297			120	417
1	8		歳	以	上		234			110	344
			計				1,704			611	2,315



#### 処理別

助言指導は、障害程度の判定や、福祉制度に関する軽易な処理が多い。その他は、IQ 証明書の発行、記載事項変更等である。

		長 崎	佐世保	計
面	助言指導	574	251	825
接	継続指導	12		12
指導	他 機 関 あっせん	226	102	328
児童福祉	止司指導			
福祉事系	务所 送 致	1		1
施 設	入 所			
障害児施利 用	設等への契約	52	12	64
そ (	D 他	769	247	1,016
i	†	1,634	612	2,246

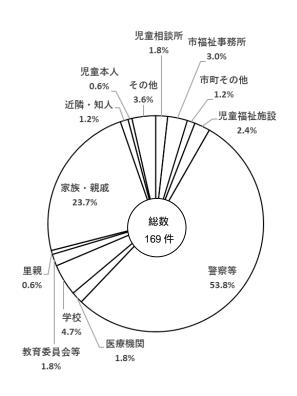


# (4) 非行相談〔受付 169件 処理 175件〕

#### 経路別相談

警察等からの通告が最も多く、家族・親族等からの相談がそれに次ぐが、この二つで 77.5% を占める状況である。

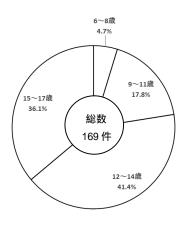
	長 崎	佐世保	計
児 童 相 談 所	2	1	3
県 福 祉 事 務 府	Ť	0	
市福祉事務所	2	3	5
市町児童委員	Į	0	
市町その他	1	1	2
児 童 福 祉 施 設	3	1	4
児童家庭支援センター		0	
警察 祭	45	46	91
家 庭 裁 判 所		0	
保 健 所	:	0	
医療機 陽	]	3	3
学格	2	6	8
教育委員会等	1	2	3
里 新	,	1	1
家族 · 親馬	; 22	18	40
近 隣 ・ 知 人	,	2	2
児 童 本 人	. 1	0	1
そ の 他	5	1	6
計	84	85	169



#### 年齡別受付

中学生以上の12~17歳が77.5%で、思春期が大半を占めている。

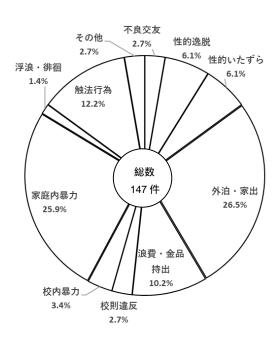
	長 崎	佐 世 保	計
3~ 5 歳			
6~8歳	3	5	8
9~11 歳	11	19	30
12~14 歳	37	33	70
15~17 歳	33	28	61
18 歳以上			
計	84	85	169



#### 理由別(処理件数)

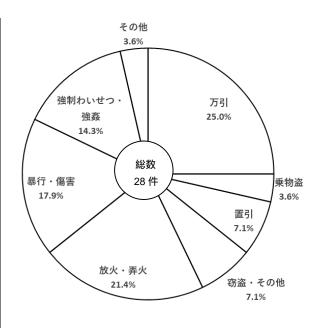
ぐ犯行為では外泊・家出が最も多く 26.5%を占めている。次に家庭内暴力が 25.9%、続いて触法行為が 12.2%である。触法行為があっても、警察署からの通告がない場合は、ぐ犯行為に分類している。

	長崎	佐世保	計
不 良 交 友	2	2	4
性 的 逸 脱	4	5	9
性的いたずら	5	4	9
外 泊・家 出	12	27	39
浪費・金品持出	9	6	15
飲 酒・喫 煙			
薬物使用			
怠 学			
校 則 違 反	3	1	4
校 内 暴 力	2	3	5
家庭内暴力	20	18	38
浮 浪・徘 徊	1	1	2
触 法 行 為	14	4	18
そ の 他	2	2	4
計	74	73	147



触法行為等は、総件数が 2 件増加した。主な相談は万引、放火・弄火、強制わいせつ・強姦、 暴行・傷害である。

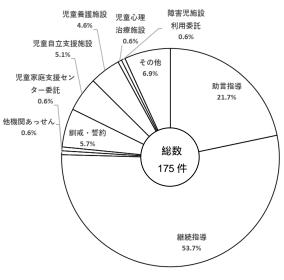
	長崎	佐世保	計
万 引	7		7
乗 物 盗	1		1
車 上 狙 い			
空 巣 狙 い			
店舗・学校荒し			
ひったくり			
置引		2	2
窃盗・その他		2	2
放 火 ・ 弄 火	2	4	6
暴 行・傷 害	1	4	5
恐 喝・脅 迫			
強制わいせつ・強姦	1	3	4
器 物 破 損			
詐 欺			
銃 刀 法 違 反			
無免許運転			
そ の 他	1		1
計	13	15	28



#### 処理別

非行の内容と進行がそれほど深刻でないと考えられるものが 21.7%で、助言指導で終わっている。継続指導や児童家庭支援センター委託といった在宅指導を必要とするものが 54.3%、施設入所を要する深刻なものが 10.3%である。

			長	崎	佐世保	計
4F. 7	助 盲 指	導		13	25	38
指面導接	継 続 指	導		49	45	94
<del>√1</del> 1×	他機関あっ	せん		1	0	1
児童:	家庭支援センタ・	-委託		1	0	1
訓	戒・誓	約		4	6	10
施児	児童自立支持	爰施 設		5	4	9
	児童養護	施設		5	3	8
等。	知的障害児	施 設			0	
入備	児童心理治	療施 設		1	0	1
所 祉	その他	施設			0	
児童	福祉施設	通 所			0	
家 裁	送致 ( 27-1	l - 4 )			0	
障害	児施設利用	委 託		1	0	1
そ	の	他		7	5	12
	計			87	88	175

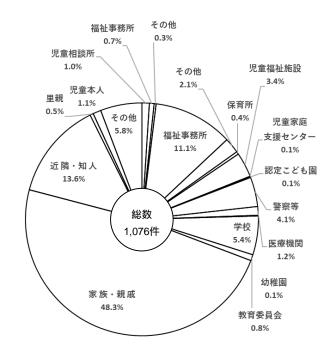


# (5)育成相談〔受付 1,076件 処理 1,083件〕

経路別受付

前年度と比較して、総件数は5件増加している。家族・親戚からの相談が最も多く、全体の48.3%を占める。

	0.070 2 1100 2		長崎	佐世保	計
児 童	相 談	所	5	6	11
県	福祉事務	所	3	4	7
木	その他		3		3
	福祉事務	所	70	49	119
市町	児 童 委	員		0	
I ID MI	保健センタ	<i>'</i> –		0	
	そ の	他	11	12	23
保	育	所	3	1	4
児 童	福祉施	設	28	9	37
児童家	庭支援センタ	7 —	1	0	1
認定	こども	袁	1	0	1
警	察	等	36	8	44
医	療機	関	13	0	13
幼	稚	袁	1	0	1
学		校	37	21	58
教 育	委 員	会	8	1	9
家族	・親	戚	431	89	520
近 隊	ない 知 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	人	112	34	146
里		親	4	1	5
児童委員	(通告仲介含	( نا ( نا		0	-
児	童  本	人	10	2	12
そ	の	他	49	13	62
	計		826	250	1,076



## 内容別受付

性格行動の相談は、前年度と同数であり、全体の約5割を占めている。育児・しつけの相談は前年度より増加しており、全体の3割超を占める。

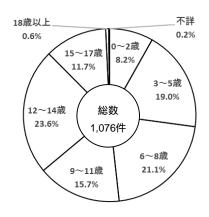
	長崎	佐世保	計
性格行動	400	118	518
不 登 校	43	30	73
適性	58	50	108
育 児・し つ け	325	52	377
計	826	250	1,076



#### 年齡別受付

12~14 歳の相談が最も多く 23.6%を占める。この年代は同年齢児同士の横のつながりができ、行動範囲が広がっていくことと関係していると思われる。

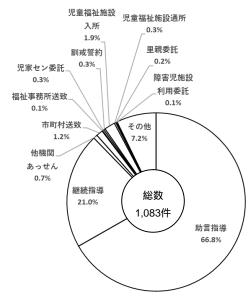
	長 崎	佐世保	計
0 ~ 2 歳	62	26	88
3 ~ 5 歳	180	24	204
6~ 8 歳	186	41	227
9~11 歳	124	45	169
12~14 歳	174	80	254
15~17 歳	96	30	126
18 歳以上	2	4	6
不 詳	2		2
計	826	250	1,076



## 処理別

助言指導が 66.8%を占めているが、これは電話による相談について、その電話で助言を行うことにより終結するものが多い結果である。

					長崎	佐世保	計
面	助	言	指	導	565	158	723
接	継	続	指	導	162	65	227
指導	他あ	<b>村</b> つ	幾 せ	関 ん	2	6	8
市	町	村	送	致	11	2	13
福	业 事	務	所设	€ 致	1		1
児	家	ヒン	/ 委	託	3		3
訓	戒		誓	約	3		3
児童	直福	祉 施	設し	入所	18	3	21
児童	直福	祉 施	:設i	通所	2	1	3
里	親		委	託	2	0	2
障害	見別	色設利	利用:	委託	1		1
そ		の	1	他	56	22	78
		計			826	257	1,083



## 4 巡回相談

離島や交通の不便な地域に居住していて、児童相談所に来所することが困難な方のために、巡回による相談を実施している。

巡回相談の内容は、一般相談、1 歳 6 か月児及び 3 歳児精神発達精密健康診査及び同事後指導、療育手帳判定である。

なお、離島の療育手帳の判定業務は離島保健所の兼務職員が行っており、療育手帳欄の() 内の数がその件数である。

令和3年度巡回相談実施件数

マから十反応回行	RAZ 10011 XX		
	1 歳 6 か月児 1 歳 6 か月児 1 歳 6 か月児 1 歳 6 か月児 1 般 2 2 2 2 2 2 2 2 2 3 歳 児精 密健康 意 査 を は 康 診 査 を は か 月児 1 歳 6 か 月 1 ね 1 ね 1 ね 1 ね 1 ね 1 ね 1 ね 1 ね 1 ね 1	療 育 手 帳	計
長 崎 市		1	1
島原市		2	2
諫 早 市		1	1
大 村 市		1	1
大     村     市       五     島     市		17(17)	17 (17)
西 海 市			
雲 仙 市			
南島原市			
西彼杵郡			
西彼件郡南松浦郡管外		12(12)	12(12)
長崎		34(29)	34(29)
支援センター計		01(20)	01(20)
佐世保市			
平戸市			
松浦市		05(05)	05(05)
対   馬   市     壱   岐   市		25(25)	25(25)
東彼杵郡		14(14)	14(14)
対     馬     市       壱     岐     市       東     彼     杵     郡       北     松     浦     郡		1(1)	1(1)
管 外			
佐 世 保 支援センター計		40(40)	40(40)
県計		74(69)	74(69)

## 注) ( )は離島保健所の兼務職員による判定を再掲

なお、東彼杵郡の療育手帳については、判定時に児童が居住していた地域を管轄する 離島保健所において実施した。

## 5 療育手帳

療育手帳は、知的障害児(者)に対して一貫した指導・相談を行うとともに各種援助措置を 受けやすくなるなど、福祉の増進に資することを目的とした制度で、知事(判定機関取扱) から交付される。

児童相談所においては、保護者からの申請に基づいて、対象児の障害程度を判定し、さらに対象児童の年齢・障害程度に応じてその再判定を行っている。令和3年度末現在における療育手帳所持者数は16,150名で、このうち18歳未満の児童は2,523名となっている。

令和3年度の判定件数は以下のとおりである。

令和3年度 療育手帳の交付判定及び再判定の実施件数

<b>4</b>		770 7 1 0		7 7.0 1											
		交	付	判	立	Ξ.				再	判	定			
					非	取						非	取		合
	A1	A2	B1	B2	該当	下 げ	計	A1	A2	B1	B2	該当	下 げ	計	計
長崎	20	29	58	133	19	16	275	62	87	74	81	11	0	315	590
佐世保	12	7	19	76	16	0	130	31	16	23	50	7	0	127	257
計	32	36	77	209	35	16	405	93	103	97	131	18	0	442	847

注)障害程度=最重度:A1 重度:A2 中度:B1 軽度:B2

判定件数は近年高い値で推移している。経年表は以下のとおりである。

## 療育手帳の交付及び再判定の実施件数

	年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元年	令和 2 年	令和 3年
交	長崎	233	209	214	237	211	306	325	281	291	305	245	275
	佐世保	98	84	86	129	114	129	124	110	154	154	137	130
付	計	331	293	300	366	325	435	449	391	445	459	382	405
再	長崎	325	268	270	302	274	326	342	317	323	341	338	315
判	佐世保	102	94	107	122	93	109	120	117	129	136	130	127
定	計	427	362	377	424	367	435	462	434	452	477	468	442
	合計	758	655	677	790	692	870	911	825	897	936	850	847

#### ■ 再判定 → 合計 件数 ■交付 850 847 367 435 377 366 30 令和元 令和2 令和3

#### 療育手帳の交付判定及び再判定の実施件数の年度推移

年度

## 6 判定業務

児童心理司は、相談・通告のあった子どもや保護者との面接や行動観察、心理検査等を実施し、心理診断を行う。心理診断は、子どもの発達の状態や心理状態を把握し、今後の援助の内容や方針を決定することを目的とする。また、判定及び援助方針決定に基づき、必要に応じて、児童心理司が子どもや保護者に対して、継続的な面接により心理療法、カウンセリング等を行っている。

#### (1)心理診断の目的

- 子どもの施設入所や、通所による継続指導にあたっての援助指針の立案
- ・ 相談に訪れた保護者等への助言、指導を行うための心理学的観点からの見立て
- ・ 施設入所中の子どもの再判定による援助指針の再検討
- ・ 療育手帳など福祉施策利用のための判定

#### (2)心理検査

心理検査は、知能・発達検査(ビネー式、ウェクスラー式、遠城寺式、K-ABC など) や人格検査(SCT、Y-G、描画テストなど) その他親子関係や社会性の診断など様々な 検査を実施している。

#### (3)心理療法・カウンセリング

情緒や性格上の問題、神経症的な習癖や不登校等、主として心因性の複雑困難な問題のあるケース及び虐待ケース等の子どもと保護者に一定期間定期的に通所してもらい、児童心理司、児童福祉司、精神科の医師等が遊戯療法やカウンセリングなどを行っている(詳しくは P51【要修正:相談支援課のページ数とあわせて記載】表7を参照のこと。また、非行児童に対しては、心理教育として再非行防止プログラム等を実施している。

なお、平成 16 年度より保護者の養育技術向上のため、保護者を対象としたペアレント・トレーニングを実施している。

## (4)児童および保護者への支援プログラム 保護者等へのカウンセリング

#### <目的>

児童虐待を行う保護者は、自身の虐待を受けた体験等による心の問題を抱えている場合もあると言われていることから、児童福祉司、児童心理司等による支援に加えて、精神科等の医師や臨床心理士の協力を得て、虐待を受けた又はそのおそれのある子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行う。

## <精神科医等への協力依頼事項>

- ・ 被虐待児及びその保護者に対する医学診断
- ・ 関係職員等への助言
- ・ 心理療法を担当する職員への助言指導及び保護者等へのカウンセリング
- ・ その他、児童相談所職員等の研修及び職員との意見交換

## <実績>

【長崎こども・女性・障害者支援センター】

#### ア 実施日時

毎月第1、第3月曜日午後、第2水曜日午後

#### イ 今年度実施状況

・実施回数 35 回

・対象児童 実人員 0名

・対象保護者 実人員 22 名

・関係機関及び当所職員へのコンサルテーション 実人員 1名

・実施延回数 85 回

#### カウンセリング実施回数別人員

回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
児 童											0名
保護者	3	2	3	8	2	2	2				22 名
関係機関職員	1										1名

#### ウ 事業の効果

保護者がカウンセリングを受けることによって、自分自身を振り返り、より安定した 親子関係を築こうと努力する等の良い変化が得られている。対象 22 名のうち 4 名は精 神的安定が図れた等の改善が見られ終結に至り、2 名は中断となっている。 残る 16 名 については次年度継続予定である。

今後も家族再統合プログラムの一環として本事業を実施し、家族再統合に向けた積極的な支援を行っていく。

【佐世保こども・女性・障害者支援センター】

#### ア 実施日時

毎月第3月曜日午後

## イ 今年度実施状況

・実施回数 12 回

対象児童 実人員 0 名対象保護者 実人員 7 名

・実施延回数 32回

#### カウンセリング実施回数別人員

回数	Ţ	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	計
児 童												0名
保護者		2	1	1				1	1		1	7名

#### ウ 事業の効果

精神科医等によるカウンセリングを実施することにより、保護者自身が養育姿勢を含む不適切な対応の振り返りができたり、育児ストレスの軽減につながったり等の効果が見られた。令和3年度においては、7名の保護者を対象にカウンセリングを行ったが、精神的な安定が図られた等の改善による終結が3名、中断が1名、残る3名については次年度継続して実施する予定である。

引き続き、家族再統合プログラムの一環として本事業を実施することにより、家族再統合に向けた家族への支援を推進する。

## その他支援プログラム

## <目的>

虐待を受けた子どもの権利及び良好な家庭環境を保障するためには保護者への専門的な指導・支援を必要とするため、ペアレント・トレーニング等を実施する。また、児童への支援として、対人コミュニケーションの苦手さのある児童を対象としたソーシャル・スキルス・トレーニング(社会生活技能訓練、以下 SST と表現)を実施したり、一時保護した児童に対して、集団 SST を実施している。非行問題を抱える児童に対しては再非行防止プログラムの方法を取り入れ、積極的な支援を行うことで、児童福祉施設に入所中の子どもの家庭復帰又は在宅指導中の子どもの養育改善や子ども自身の問題行動の改善を図る。

#### <事業の内容>

- ア 専門的な援助を必要とし、児童相談所に定期的な来所が可能である保護者を対象に、ペ アレント・トレーニング等を実施する。
- イ 対人コミュニケーションの苦手さのある子どもを対象とした個別 SST、一時保護児童 を対象にした集団 SST を実施する。
- ウ 非行少年を対象に再非行防止プログラムを実施する。

#### <事業の対象者>

援助方針会議及び判定会議において、本事業対象ケースとして認定した者。

#### < 実績 >

【長崎こども・女性・障害者支援センターにおける実施状況】

ペアレント・トレーニングは、9 ケース (入所中 7、在宅 2)の保護者 16 名を対象として、個別で実施し実施延人数としては、59 人であった。

実績としては、9 ケースの内、最終までプログラムを終えて終結したものが 2 ケース、次年度へ継続するものが 7 ケースである。

個別 SST の実施は 8 ケースで、令和 3 年度で終結したケースが 1 ケース、次年度へ継続するケースが 7 ケースであり、全体の実施延回数は 34 回である。一時保護児に対する集団 SST 及び集団心理療法等は延人数 500 名、実施延回数 64 回である。

再非行防止プログラムについては、13ケースで実施延回数60回である。

## 【佐世保こども・女性・障害者支援センターにおける実施状況】

ペアレント・トレーニングは、2 ケース (入所中 0、在宅 2) の保護者計 2 名を対象として実施した。

実績としては 2 ケースのうち、保護者の受講意欲の低下などの理由から中断となったものが 1 ケース、来年度へ継続するものが 1 ケースである。

一時保護児に対する集団 SST は実人数 54 名、実施延人数 76 人である。 再非行防止プログラムについては、12 ケースで、実施延回数 56 回である。

## 7 児童福祉司等の指導

虐待者である保護者や非行児等に対して、ある程度長期にわたる継続的な指導を必要とする場合に、在宅のまま専門的な指導を行っている。

具体的には、児童福祉司などが家庭訪問のうえ児童に対する面接指導や保護者に対する助言指導を行ったり、必要に応じて児童相談所への来所を促し、助言指導等による支援を実施している。

また、児童家庭支援センターへ指導を委託する場合もある。

## 令和3年度 取扱ケース数

児相	Σ	⊠分	児童福祉司	児童家庭支援 センター	市町	計
長		崎	10	29		39
佐	世	保	2	1		3
	計		12	30		42

## 8 児童福祉施設等入所・通所・委託

児童相談所が入所措置等を行う県内設置の児童福祉施設等は30か所、入所定員1,282人(通所15人含む)である。令和4年4月1日現在、県外の施設を含めて入所措置等をしている総数は577人、うち障害児施設に契約で入所している児童数は49人である。

令和3年度に児童福祉施設へ入所措置した件数は139件であった。

なお、施設に入所した児童の保護・療育等に要する経費については、全額国と県が支弁するが、扶養義務者はその世帯の課税額に応じて定められた負担金を月々県に納入することになっている。

注)障害者自立支援法の施行に伴い、障害児施設(知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設)は、平成 18 年度 10 月から、措置から契約方式に変更された。それに伴い、利用者負担の仕組みも変更された。

さらに平成24年4月から児童福祉法及び障害者自立支援法が一部改正されたことにより、支援の実施主体や施設体系等が大幅に変更されている。

#### 児童福祉施設(県内)等の対象と目的

一	「他設(県内	7) 守(	別家と	H B J										
施 i	<del>ひ</del>	種	類		施	設	目	的	及	び	対	象	者	
乳	児		院	乳児(満 就学前ま <sup>-</sup>			-				に必要の	のある <sup>5</sup>	場合に	は小学校
児童	<b>适 養 護</b>	施	設	保護者のい			-	ている	児童、	その他	環境上	養護を	要する	児童を入
児童	心理治	療	施設	虐待や人間 せて、心理							童を、	短期間	入所(:	通所)さ
福祉型	障害児	入所	施設	障害児を 必要な知識				護する	ととも	に、日	常生活の	の指導が	及び独芸	立自活に
医療型	障害児	入所	施設	医療が必要の指導、2000 の指導、2000 2000 2000 2000 2000 2000 2000 200							ととも	に、治療	療及び	日常生活
児童	自立支	接施	設	不良行為? を入所又I	,								る児童	
	援 助 ホ自立生活技		-	義務教育を 又はその何 の援助、会	也の都道	府県知	事が必	要と認	めたも					
	ジャック ファイス ファイス ファイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス ア	•		家庭的な の自主性を 会性を養し	を尊重し	、基本的	的な生活	舌習慣						

## 9 里親制度に関すること

里親制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度である。平成21年4月の制度改正により、養育里親(一般の養育里親と専門里親)と養子縁組によって養親となることを希望する養子縁組里親、親族里親の3つに分けられた。

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)は、住居(ファミリーホーム)において、 児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとと もに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援するものである。

平成 24 年 3 月の児童相談所運営指針及び里親委託ガイドラインの改正により、社会的養護を必要とするすべての子どもの代替的養護は家庭的養護が望ましいとされた。この里親委託優先の原則に基づき、新規里親の開拓と里親委託を推進してきた結果、令和 4 年 4 月 1 日現在での委託率は 19.1%となっている。施設と同様、社会的養護を担い、児童を家庭的な雰囲気の中で育てるところに特色がある。

委託率 = 里親及びファミリーホーム委託児童数 乳児院+児童養護施設+里親・ファミリーホームの入所・委託児童数

## (1)令和3年度 里親及び委託児童数

	7 1H C	1 12		<u> </u>	C H U / U =								
	<b>-</b> -π	<u>-</u>	^=	11.L		7 <del>**</del> **	< ÷ 4	: <b>L</b>		委	託 児	童 数	
	認	正・豆	録里親		יל	記里安i	<b>毛里親</b> 数	· <b>又</b>		里	親		ファミリー ホーム
	前	新	削	年	前	新	解	年	前	新	解	年	年
	年 度			度	年度			度	年度		除变	度	度
	末	規	除	末	末	規	除	末	末	規	変更	末	末
長崎	139	12	10	141	28	11	5	34	31	15	5	41	12
佐世保	52	8	3	57	15	4	4	15	16	10	6	20	8
計	191	20	13	198	43	15	9	49	47	25	11	61	20

# (2)令和3年度里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託されている児童

令和3年度 里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託されている児童(長崎C管内)

			又は措置						措置を	解除又	は変更る	された児	童数(年	度中)				年
		委託さ	れた児	童数(年	度中)				解	除	•				变	更		度士
		児童福祉施設	家庭	その他	計	家庭引き取り	養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	その他	計	児童福祉施設	他の里親	その他	計	·度末現在委託児童数
里親に委託る	された児童	5	8	2	15	1	1	0	0	0	0	2	4	0	1	0	1	41
<b>B</b>	養育里親	3	4	1	8	1	0	0	0	0	0	1	2	0	1	0	1	24
親の	専門里親	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
<b>種</b> 類	親族里親	0	4	0	4	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	11
無	縁組里親	2	0	1	3	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
ファミリ・	ホーム	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	2	12

令和3年度 里親及び小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)に委託されている児童(佐世保C管内)

				置変更に					措置を	解除又	は変更る	された児	皇童数(年	F度中)				年
		委託さ	れた児	童数(年	度中)		•		解	除					変	更		年度末現
		児童福祉施設	家庭	その他	計	家庭引き取り	養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	その他	計	児童福祉施設	他の里親	その他	計	^現在委託児童数
里親に委託る	里親に委託された児童 -		6	2	10	1	2	0	0	0	0	0	3	1	0	2	3	20
Ħ	養育里親	1	4	1	6	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	2	15
親の	専門里親	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
種 類	親族里親	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
與	縁組里親	1	0	1	2	0	2	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1
ファミリ-	ホーム	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	8

## (3)里親等への支援

現に子どもを委託されている里親等からの相談に応じるとともに、関係機関との連絡調整を 行い、里親等を定期的に家庭訪問し子どもの状態を把握したり、里親等へ助言を行っている。

## 里親支援員の配置

里親等の支援関係機関との連絡調整や里親に対する支援を行うとともに、里親等への委託を 推進するため、長崎こども・女性・障害者支援センターに3名、佐世保こども・女性・障害者 支援センターに1名配置。

## レスパイト・ケアの実施状況

	世帯数	実施回数	人数	実施	先
		(延)	(延)	児童福祉	里親・
		(延)	(進)	施設	ファミリーホーム
長崎	9	22	22	6	2
佐世保	2	2	2	2	0

## 里親等への訪問支援

里親家庭、ファミリーホームへの訪問支援回数 (長崎)170回 (佐世保)65回 訪問里親、ファミリーホーム数 (長崎)39世帯 (佐世保)31世帯

#### (4)里親育成支援事業

<目的>

社会的養護が必要な児童の養育について、より家庭的な環境(里親等)での養育を推進するため、新規里親確保のための出前講座等の広報啓発や、里親の資質向上のための総合的な研修を行うことにより、里親制度の周知啓発、新規里親の獲得や虐待を受けた経験や障害のある児童など養育が難しい児童等に対応する里親の養育技術の向上を図る。

長崎県が長崎県里親育成センター「すくすく」へ委託

<事業内容>

里親制度出前講座などの広報啓発活動、研修会の実施、登録里親や関係機関との連絡調整等

#### 義務的研修

養育里親研修の講師として、両センターから参加

<養育里親基礎研修>

年2回(令和3年7月3日、令和3年11月13日)

<養育里親認定前研修(講義)>

年2回(令和3年7月3~4日、令和3年11月13~14日)

<養育里親認定前研修(実習)>

年2回(令和3年12月4~5日 1・2回目同時開催)

< 養育里親更新研修 >

年2回(令和3年9月12日、令和4年1月29日)

<専門里親更新研修>

年1回(令和3年8月28~29日)

#### 独自研修

- <里親研修会>
- ・令和3年10月23日
- < 里親勉強会 >
- · 令和 3 年 7 月 16 日
- ・令和3年11月27日
- ・令和4年2月19日
- <未委託里親プログラム>
- · 令和 3 年 8 月 1 日
- ・令和4年2月6日

#### (5)その他

- ・長崎県里親会総会への参加
- ·里親委託等推進委員会

里親制度の社会的理解や関係機関の共通認識、里親等に対する支援を総合的に推進する 目的で設置

里親支援運営会議(調整機関:県こども家庭課)への参加0回

里親支援実務者会議(調整機関:両センター)の開催7回

里親支援個別会議 長崎センター 24回 佐世保センター 4回

## 10 一時保護

児童の相談に対し、適切な援助を行うために、必要に応じて一時保護を行う。 その目的は大きく次の三つに分けられる。

## (1) 緊急保護

棄児、迷子、家出した子ども等、現に適当な保護者や宿所がないために保護を必要とする場合、虐待、放任等の理由により、その子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合、子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼしたりそのおそれがある場合、一定の重大事件に係る触法少年と考えられること等のため警察から通告があった場合、または少年法第6条の6第1項に基づき送致があった場合等に行う。

## (2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、その子どもの日常生活における 対人関係、学習態度、作業態度、健康状態、生活習慣等について、十分な行動 観察や生活指導を行う必要がある場合等に行う。

## (3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると診断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格・環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適当であると判断される場合に行う。

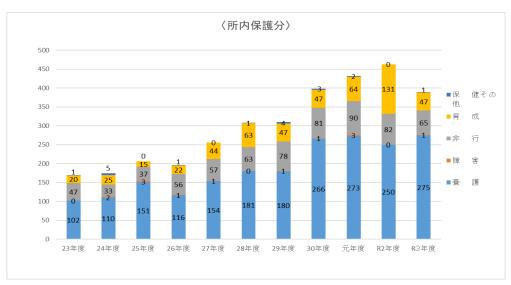
一時保護は、原則として児童相談所に附設されている「一時保護所」において行うが、緊急保護の場合は、児童福祉施設や警察などの関係機関に委託することもある。

一時保護所は、子どもが安定した生活をする場でもあり、生活指導、学習指導、集団指導等については、児童福祉施設に準じた運営がなされている(日課表を長崎・佐世保各々作成している)。

令和3年度に一時保護を行った総人員は1,015人で、このうち一時保護所において保護した児童は431人となっている(前年度からの継続を含み、当年度の未処理分を除く)。

一日平均保護人員は18人、一人平均保護日数は15.8日である。

委託保護した児童は 584 人、児童福祉施設の 18 ヶ所へ 362 人、医療機関等へ 25 人、 里親等へ 48 人、警察署へ 136 人、その他 13 人となっており、全委託日数 10,820 日で あった。



## 11 テレフォン相談

テレフォン相談は、来所することなく相談したいというニーズに応えるための電話による相談である。令和3年度の受付総件数は348件である。

令和3年度 テレフォン相談受付件数(件)

	<u>: ・                                   </u>	長崎	佐世保	計
養	児童虐待	7	<u> </u>	7
		·	-	•
護	そ の 他	21	0	21
伢	建 健	2	0	2
陼	害	4	0	4
非	ぐ犯行為	1	0	1
行	触法行為	0	0	0
育	性格行動	37	0	37
成	適 性	4	0	4
相	育児・しつけ	180	0	180
談	不 登 校	7	0	7
そ	の他	85	0	85
	計	348	0	348

## 「子ども・家庭 110 番」業務実績

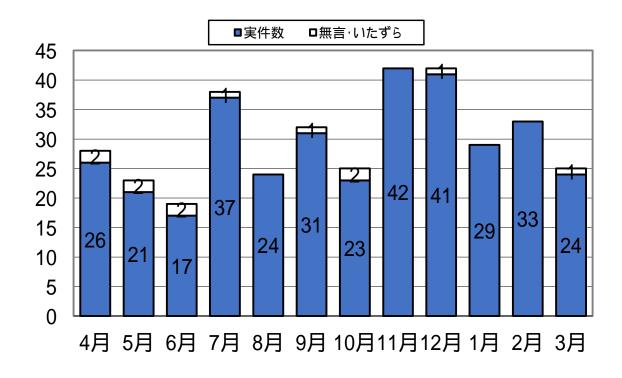
「子ども・家庭 110 番」事業は、平成 3 年 10 月から中央児童相談所において開始された。 「子どもを育てる家庭の悩み」などに専用電話を通じて、3 人の相談員が交替で相談に 応じていたが、令和 3 年度をもって業務を終了した。

令和3年度の実相談件数は、348件(「無言・いたずら」12件を除く)であった。

	相談種別	件数	男	女
養	児童虐待	7	4	3
護	そ の 他	21	9	12
	保 健	2	1	1
	障害	4	3	1
非 行	ぐ犯行為	1	0	1
育	性格行動	37	19	18
成	適 性	4	3	1
相	育児・しつけ	180	104	76
談	不 登 校	7	2	5
	その他	85	24	61
計	(実件数)	348	169	179
(無	言・いたずら)	12		
総	件 数	360		

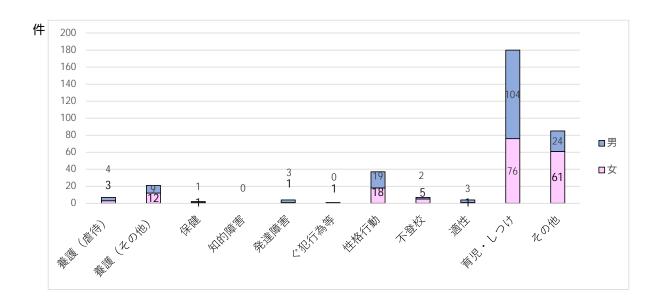
## (1)月別相談件数

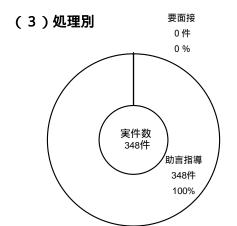
- ・4月~5月…新学期の緊張や新しい環境になじめない等の相談が多い。
- ・9月~10月…夏休み後の生活リズムの立て直し等に関する相談が多い。
- ・1月~3月...受験・就職等進路の悩みや進路についての不安による相談が多い。



#### (2) 相談種類別

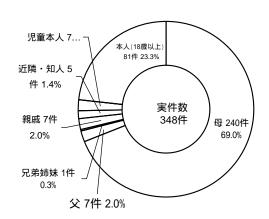
- ・ 養護相談 28 件中 7 件は虐待相談で、身体的虐待1件、性的虐待0件、心理的虐待4件、 ネグレクトが2件であった。
- ・今年度は「性格行動」がトップ。(文章はデータ参照によりご確認下さい)
- ・「しつけ相談」は乳幼児期の子どもを養育中の母親から継続して相談のあるケースが多い。
- ・「その他」の相談は、18歳以上の青年及び成人の相談が大半を占める。男女交際、夫婦 関係、障害相談等の問題を持つ頻回通話者の心理的不安や辛さの訴え等が主な内容である。 母を含む女性からの相談が多い。





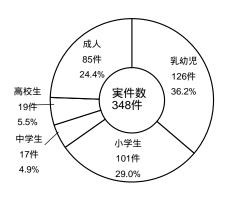
・すべて助言指導で終了した。

## (4)経路別



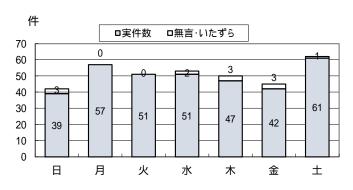
・本人(18歳以上)の相談は主に頻回通話者 によるものである。

## (5)年齢別

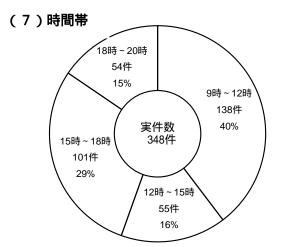


- ・"乳幼児"の相談は、育児不安を抱える母親の辛さの訴えが目立つ。
- ・"中高生"に関する相談は、不登校相談を を含め思春期の子どもへの関わりの難しさ に悩む家族からのものが多い。
- ・成人が最も多いのは、頻回通話者によるも のである。

## (6)曜日別

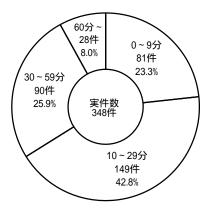


・曜日ごとに件数に一定の差はあるが、 平日、休日を問わず相談を受けていることが わかる。



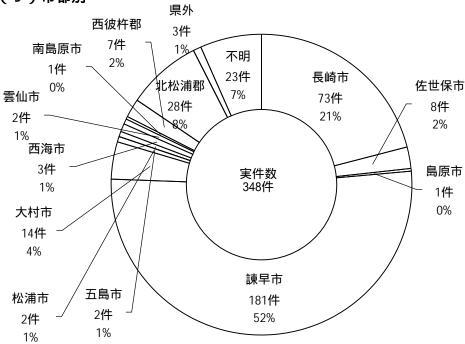
- ・日中は、件数の大きな差は見られない。
- ・夜間は、日中と比較すると件数は少ない。

## (8)所要時間別

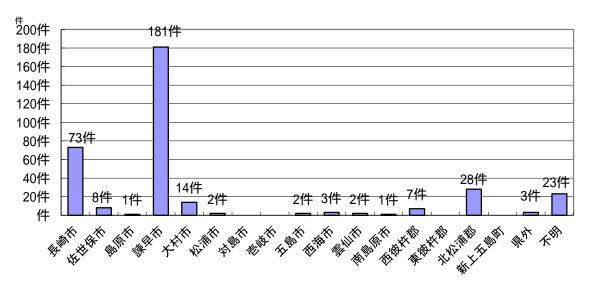


- ・約7割の相談が30分以内であるが、1時間以上の相談も28件で8.2%に及ぶ。
- ・相談者自身の人間関係(夫婦・友人関係等)の問題や、心理的不安の訴え等の内容になると、長時間となることもある。

## (9)市郡別



- ・県下全域から相談があるが、長崎市及び、近郊地域からの相談が多い。
- ・諫早市、北松浦郡からの相談は、殆ど頻回通話者によるものである。



## ( )統計資料

表 1	相談別受付件数の年度推移・・・・・・・・・・・・・・・・・41
表 2	経路別受付件数の年度推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
表 3	相談別・経路別受付件数・・・・・・・・・・・・・・・・・・43
表 4 - 1	相談別・年齢別受付件数(県計)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44
表 4 - 2	相談別・年齢別受付件数(長崎)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・45
表 4 - 3	相談別・年齢別受付件数(佐世保)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・46
表 5	処理件数の年度推移47
表 6 - 1	相談別・処理件数(県計)・・・・・・・・・・・・・・・・・48
表 6 - 2	相談別・処理件数(長崎)・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
表 6 - 3	相談別・処理件数(佐世保)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
表 7	調査・診断及び心理療法・カウンセリング件数 ・・・・・・・51
表 8	措置停止・措置中等の調査・診断・指導件数 ・・・・・・・・・・・・・・51
表 9	児童福祉施設種別措置入所児の年度推移・・・・・・・・・・・・・52
表 10	テレフォン児童相談受付件数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・53
表 11	一時保護児童の年度推移(所内保護分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
表 12	相談別・処理別一時保護児童数(所内保護分)・・・・・・・・・・・・・・・・55
表 13	年齢区分別・相談別一時保護児童受付件数(所内保護分)・・・・・・・・・・・・56
表 14	- 日平均保護人員及び- 人平均保護日数 ( 所内保護分 ) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
表 15	保護期間別一時保護児童数(所内保護分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
表 16	委託先別一時保護児童数(委託保護分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

表1 相談別受付件数の年度推移

接   現   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本	表1	相 養護 保 障 害 非行 育 成 そ															<del></del>		1		
横型   横型   横型   横型   横型   横型   横型   横型				怡談			1禾	g+ 1	ᇐ			∕τ⊓	巫			,h/L			厺	そ	
照した	$    \rangle$			種	况	t						籼	発			性	个	週			
	١\			別	童							的	達			格	74.			の	計
接触性	)				虐	の						腤	腤			行	登		L		
接触	年	児	`		-															曲	
日本語語	度			- +					害												
26   性 様   103   296   4		長		崎																	
28				-				4													
日本語画	26	佐	世	秌						1											
日本の			±1										-								
長			計																		
27 性世保 186 346 6 2 2 5 429 57 16 78 47 20 60 61 1,333 3018		_		山大			_		0								_				
日本語		反		崎																	
計		<i>ı</i> +-	ш	/0						11			8								
計画	27	1左	ш	1禾																	
日本語語			±⊥										40						-		
長 崎 339 829 26 3 3 11 72 1329 9 134 20 309 49 76 141 1,035 4,382 338 661 13 3 11 72 1,329 9 127 20 155 43 73 108 184 3,146 3 1,146 20 308 349 7 3 3 21 55 56 6 93 9 119 63 34 55 100 1,689 298 332 5 3 3 21 5525 6 93 9 119 63 34 55 100 1,689 298 332 5 3 3 21 5525 5 87 9 105 50 31 50 57 1,575 31 644 1,178 33 6 0 11 93 1,854 15 227 29 428 112 110 196 1,135 6,071 6,			ĒΙ																		
日本語		E		心					U												_
日本語画学学術学術学術学術学術学術学術学術学術学術学術学術学術学術学術学術学術学術学		K		Ш□Ј																	
298   332   5   3   0   1   522   5   87   9   105   50   31   50   57   1.575     計		仕	##	但						11			-								
計画	28	ŀΤ	<u> </u>	I/V																	•
長 崎 368			<b>≐</b> ∔						٥	11											
長 崎 383			п																		
29 任世保 305 312 2 2 2 1 17 516 5 79 9 66 42 32 15 93 1,495 17 516 2 75 8 593 1,495 17 516 2 75 8 593 1,495 1,495 18 157 688 1,153 16 6 1 5 82 1,863 25 194 34 33 206 84 54 125 305 4,594 18 688 1,153 16 6 6 1 5 82 1,862 10 187 33 206 84 54 125 305 4,594 34 36 682 947 7 4 1 5 82 1,862 10 187 33 206 84 54 125 305 4,594 34 36 682 947 7 4 1 5 82 1,862 10 187 33 206 84 54 125 305 4,594 34 36 682 947 7 4 1 5 82 1,862 10 187 33 206 84 54 125 305 4,594 34 36 682 947 7 4 1 5 82 1,862 10 187 33 206 84 54 125 305 4,594 34 36 66 48 192 460 4,033 36 103 58 157 643 5,364 40 52 1 734 2 5 1 2 44 1,368 28 122 21 280 66 48 192 460 4,033 36 103 36 103 36 40 102 1,741 365 342 0 4 0 0 15 586 7 85 21 107 31 36 40 198 1,737 8 892 1,209 4 9 1 2 59 1,954 35 207 42 387 97 82 232 562 5,774 886 1,076 2 9 1 2 59 1,954 35 207 42 387 97 82 232 562 5,774 886 1,076 2 9 1 2 59 1,954 35 207 42 387 97 82 232 562 5,774 886 1,076 2 1 0 0 0 11 645 10 83 9 133 24 65 66 104 1,972 11 64 104 1,972 11 64 104 1,972 11 64 104 11 64 104 197 465 1,972 11 64 104 197 4,94 104 1,972 11 64 104 11 64 104 197 4,94 104 104 105 11 64 104 197 1 4,94 105 11 107 11 1,138 7 5 3 4 83 2,061 43 199 20 370 78 160 266 583 6,177 10 11 1,972 15 5 3 4 83 2,061 43 199 20 370 78 160 266 583 6,177 10 1,021 1,138 7 5 3 4 83 2,061 43 199 20 370 78 160 266 583 6,177 10 1,021 1,138 7 5 3 4 83 2,061 43 199 20 370 78 160 266 583 6,177 10 1,021 1,138 7 5 3 4 83 2,061 43 199 20 370 78 160 266 583 6,177 10 1,021 1,138 7 5 3 4 83 2,061 43 199 20 370 78 160 266 583 6,177 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10		長		心													_				_
日子の 日本		X		шы																	
日本語画学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学		佐	₩	保					· I	Ŭ											
計画   15	29	-	_	PIX																	
Region			計					6	1	5											
日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日																					
接性保 365 342 0 4 0 0 15 586 7 85 21 107 31 36 40 102 1,741 365 365 342 0 4 0 0 0 15 586 7 85 21 107 31 36 40 98 1,737 計 892 1,209 4 9 1 2 59 1,954 35 207 42 387 97 82 232 562 5,774 85 10.0 609 731 5 4 3 4 3 4 72 1,416 33 116 11 237 54 95 220 479 4,145 281 1,021 1,138 7 5 3 3 4 83 2,061 43 199 20 370 78 160 286 583 6,117 1,021 1,138 7 5 3 3 4 83 2,060 38 195 20 310 73 159 268 494 5,878		長		禬																	
日本語				-																	
計		佐	世	保					0												
Reference	30				365	342		4	0	0	15	586	7	85		107	31	36	40	98	
Reference			計					9	1	2	59		35	207		387		82	232	562	
長 崎 616 772 13 4 3 4 72 1,416 33 116 11 237 54 95 220 479 4,145 609 731 5 4 3 4 72 1,415 28 112 11 177 49 94 202 390 3,906 3,906 位 保 412 407 2 1 0 0 0 11 645 10 83 9 133 24 65 66 104 1,972 1,028 1,179 15 5 3 4 83 2,061 43 199 20 370 78 160 286 583 6,117 1,021 1,138 7 5 3 4 83 2,061 43 199 20 370 78 160 286 583 6,117 1,021 1,138 7 5 3 4 83 2,061 43 199 20 370 78 160 286 583 6,117 1,021 1,138 7 5 3 4 83 2,061 43 199 20 370 78 160 286 583 6,117 6,002 6 6 6 6 6 6 6 7 6 7 6 7 7 1 1 4 56 1,337 27 88 24 385 51 96 251 418 4,212 6 7 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8					886		2	9	1	2	59	1,954	27	198		285	68	75	190	387	5,261
任世保 412 407 2 1 0 0 11 645 10 83 9 133 24 65 66 104 1,972 計 1,028 1,179 15 5 3 4 83 2,061 43 199 20 370 78 160 286 583 6,117 1,021 1,138 7 5 3 4 83 2,060 38 195 20 310 73 159 268 494 5,878 1,021 1,138 7 5 3 4 83 2,060 38 195 20 310 73 159 268 494 5,878 1,021 1,138 7 5 3 4 83 2,060 38 195 20 310 73 159 268 494 5,878 1,021 1,021 1,138 7 5 3 4 83 2,060 38 195 20 310 73 159 268 494 5,878 1,021 1,021 1,138 7 5 3 4 83 2,060 38 195 20 310 73 159 268 494 5,878 1,021 1,021 1,138 7 5 3 4 83 2,060 38 195 20 310 73 159 268 494 5,878 1,021 1,021 1,138 7 5 3 4 83 2,060 38 195 20 310 73 159 268 494 5,878 1,021 1,021 1,138 7 7 5 3 4 83 2,060 38 195 20 310 73 159 268 494 5,878 1,021 1,021 1,138 7 7 5 3 4 83 2,060 38 195 20 310 73 159 268 494 5,878 1,021 1,021 1,021 1,038 1,038 1 1,038		長		崎	616	772	13	4	3	4	72	1,416	33	116	11	237	54	95	220	479	
計					609	731		4	3	4	72		28	112	11	177	49	94	202	390	3,906
日本       412       407       2       1       0       0       11       645       10       83       9       133       24       65       66       104       1,972         計       1,028       1,179       15       5       3       4       83       2,061       43       199       20       370       78       160       286       583       6,117         1,021       1,138       7       5       3       4       83       2,060       38       195       20       310       73       159       268       494       5,878         8       長       崎       684       782       7       1       1       4       56       1,337       27       88       24       385       51       96       251       418       4,212         639       650       3       2       0       1       50       1,638       9       72       11       363       34       54       145       297       3,968         6       4       4       7       1       1       4       72       1,913       57       196       35       517       80       149	21	佐	世	保	412	407	2	1	0	0	11	645	10	83	9	133	24	65	66	104	1,972
日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日	31				412	407	2	1	0	0	11	645	10	83	9	133	24	65	66	104	1,972
2       長       崎       684       782       7       1       1       4       56       1,337       27       88       24       385       51       96       251       418       4,212         2       639       650       3       2       0       1       50       1,638       9       72       11       363       34       54       145       297       3,968         佐 世保       306       304       0       0       0       0       16       576       30       108       11       132       29       53       67       158       1,790         計       990       1,086       7       1       1       4       72       1,913       57       196       35       517       80       149       318       576       6,002         945       954       3       2       0       1       66       2,214       39       180       22       495       63       107       212       455       5,758         日本       639       650       3       2       0       1       50       1,638       13       73       11       400       41			計		1,028	1,179	15	5	3	4	83	2,061	43	199	20	370	78	160	286	583	6,117
2       佐世保       639       650       3       2       0       1       50       1,638       9       72       11       363       34       54       145       297       3,968         4       2       306       304       0       0       0       0       16       576       30       108       11       132       29       53       67       158       1,790         306       304       0       0       0       0       16       576       30       108       11       132       29       53       67       158       1,790         306       304       0       0       0       0       16       576       30       108       11       132       29       53       67       158       1,790         306       1,086       7       1       1       4       72       1,913       57       196       35       517       80       149       318       576       6,002         307       945       954       3       2       0       1       50       1,638       13       73       11       400       41       58       325					1,021	1,138	7	5	3	4	83	2,060	38	195	20	310	73	159	268	494	5,878
2       佐世保       306       304       0       0       0       0       16       576       30       108       11       132       29       53       67       158       1,790         計       990       1,086       7       1       1       4       72       1,913       57       196       35       517       80       149       318       576       6,002         945       954       3       2       0       1       66       2,214       39       180       22       495       63       107       212       455       5,758         長       646       671       5       2       0       1       50       1,638       13       73       11       400       41       58       325       382       4,316         639       650       3       2       0       1       50       1,638       9       72       11       363       34       54       145       297       3,968         4       2       355       353       3       0       0       1       11       594       5       71       14       118       30       50		長		崎	684	782	7	1	1	4	56	1,337	27	88	24	385	51	96	251	418	4,212
2       306       304       0       0       0       0       16       576       30       108       11       132       29       53       67       158       1,790         計       990       1,086       7       1       1       4       72       1,913       57       196       35       517       80       149       318       576       6,002         945       954       3       2       0       1       66       2,214       39       180       22       495       63       107       212       455       5,758         639       650       3       2       0       1       50       1,638       13       73       11       400       41       58       325       382       4,316         639       650       3       2       0       1       50       1,638       9       72       11       363       34       54       145       297       3,968         4       2       355       353       3       0       0       1       11       594       5       71       14       118       30       50       52       159					639	650	3	2	0	1	50	1,638	9	72	11	363	34	54	145	297	3,968
計 990 1,086 7 1 1 4 72 1,913 57 196 35 517 80 149 318 576 6,002 945 954 3 2 0 1 66 2,214 39 180 22 495 63 107 212 455 5,758  長 崎 646 671 5 2 0 1 50 1,638 13 73 11 400 41 58 325 382 4,316 639 650 3 2 0 1 50 1,638 9 72 11 363 34 54 145 297 3,968 6 世 保 355 353 3 0 0 1 11 594 5 71 14 118 30 50 52 159 1,816 1,001 1,024 8 2 0 2 61 2,232 18 144 25 518 71 108 377 541 6,132 994 1,003 6 2 0 2 61 2,232 14 143 25 481 64 104 197 456 5,784	2	佐	世	保	306	304	0	0	0	0	16	576	30	108	11	132	29	53	67	158	1,790
Reference	-				306	304	0	0	0	0	16	576	30	108	11	132	29	53	67	158	1,790
3       長       崎       646       671       5       2       0       1       50       1,638       13       73       11       400       41       58       325       382       4,316         639       650       3       2       0       1       50       1,638       9       72       11       363       34       54       145       297       3,968         6       2       355       353       3       0       0       1       11       594       5       71       14       118       30       50       52       159       1,816         計       1,001       1,024       8       2       0       2       61       2,232       18       144       25       518       71       108       377       541       6,132         994       1,003       6       2       0       2       61       2,232       14       143       25       481       64       104       197       456       5,784			計		990	1,086	7	1	1	4	72	1,913	57	196		517	80	149	318	576	6,002
3       佐世保       639       650       3       2       0       1       50       1,638       9       72       11       363       34       54       145       297       3,968         3       355       353       3       0       0       1       11       594       5       71       14       118       30       50       52       159       1,816         計       1,001       1,024       8       2       0       2       61       2,232       18       144       25       518       71       108       377       541       6,132         994       1,003       6       2       0       2       61       2,232       14       143       25       481       64       104       197       456       5,784					945	954		2	0	1	66		39		22	495	63	107	212	455	5,758
3     佐世保     355     353     3     0     0     1     11     594     5     71     14     118     30     50     52     159     1,816       計     1,001     1,024     8     2     0     2     61     2,232     18     144     25     518     71     108     377     541     6,132       994     1,003     6     2     0     2     61     2,232     14     143     25     481     64     104     197     456     5,784		長	_	崎	646	671		2	0	1	50		13		11	400	41	58	325	382	
3     355     353     3     0     0     1     11     594     5     71     14     118     30     50     52     159     1,816       1,001     1,001     1,024     8     2     0     2     61     2,232     18     144     25     518     71     108     377     541     6,132       994     1,003     6     2     0     2     61     2,232     14     143     25     481     64     104     197     456     5,784					639	650			0	1					11	363				297	
計	3	佐	世	保	355	353	3	0	0	1	11	594	5	71	14	118	30	50	52	159	1,816
994 1,003 6 2 0 2 61 2,232 14 143 25 481 64 104 197 456 5,784									0		11		5	71	14	118		50	52	159	
			計				8		0		61		18	144			71		377		
下段は、テレフォン相談を除く件数					994	1,003	6	2	0	2	61	2,232	14							456	5,784

表2 経路別受付件数の年度推移

表2	経路別受			<b>平及推</b>	移													
	経	児	都	市	指児	セ児	警	認	家	保	学	里	~ 児	家	近	児	そ	
	路	童	道		定童	童ン士		定	庭	健 所			通 告童	族	隣	童		
$  \  $		相	~		医福	多家	察	ī	裁	及 び	校		のエ			_	o	計
$  \  $			府		療祉	<sub>タ</sub> 庭	۸۰	ど		医	1^		仲委			本	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	н,
年	児	談	","		機施	支		ŧ	判	療 ##			介	親	知			
年度	相	所	県	町	関設	I 援	等	袁	所	機 関	等	親	シ 員	戚	人	人	他	
	長 崎	48	9	757	250	3	140	_	4	32	47	15	- //	919	110	39	1,112	3,485
		48	9	755	250	3	138		4	31	46	14		612	84	20	418	2,432
26	佐 世 保	25	9	353	135	1	60		2	5	51	7		331	45	11	157	1,192
		23	8	347	133	1	56		2	3	43	7		223	37	6	155	1,044
	計	73	18	1,110	385	4	200	0	6	37	98	22	0	1,250	155	50	1,269	4,677
		71	17	1,102	383	4	194	0	6	34	89	21	0	835	121	26	573	3,476
	長 崎	62	24	1,034	209		161		10	14	98	27		1,228	144	67	791	3,869
	45 III /FI	62	23	1,033	209		161		10	12	98	27		929	133	35	298	3,030
27	佐世保	26	24	432	118	1	52		3	12	64	11	1	383	82	20	104	1,333
	±1	23	18	374	115		42		3	7	34	11	1	252	61	18	101	1,060
	計	88	48	1,466	327	1	213	0	13	26	162	38	1	1,611	226	87	895	5,202
	長 崎	85 74	41 30	1,407 1,011	324 221	0	203 265	0 1	13 7	19 36	132 91	38 33	1	1,181 1,265	194 129	53 47	399 1,163	4,090 <b>4,374</b>
	区 呵	74 74	30	1,011	221	1	265	1	7	36	91	33		895	118	36	319	3,138
	佐世保	46	20	482	129	'	147	'	4	18	107	17		409	112	39	159	1,689
28		45	20	481	129		142		4	18	106	17		338	96	22	157	1,575
	計	120	50	1,493	350	1	412	1	11	54	198	50	0	1,674	241	86	1,322	6,063
		119	50	1,492	350	1	407	1	11	54	197	50	0	1,233	214	58	476	4,713
	長 崎	84	17	1,053	218	3	344		6	26	104	27		1,198	142	47	591	3,860
		84	17	1,053	218	3	344	0	6	26	103	27	0	842	138	33	290	3,184
29	佐 世 保	38	11	419	96		211			4	77	20	1	347	77	16	178	1,495
23		38	10	417	96		208			4	75	20	1	286	69	2	175	1,401
	計	122	28	1,472	314	3	555	0	6	30	181	47	1	1,545	219	63	769	5,355
	=+	122	27	1,470	314	3	552	0	6	30	178	47	1	1,128	207	35	465	4,585
	長 崎	85	24	1,035	243	3	472	1	7	34	116	28		1,260	162	48	482	4,000
	## #P	85	24	1,035	243	3	472		7	34	115	28		904	158	34	181	3,323
30	佐世保	<b>68</b> 68	<b>20</b> 20	<b>460</b> 460	<b>107</b> 107		<b>313</b> 313		1	<b>5</b> 5	<b>73</b> 73	<b>23</b> 23		<b>421</b> 421	<b>63</b> 62	<b>23</b> 20	<b>164</b> 164	<b>1,741</b> 1,737
	計	153	44	1,495	350	3	<b>785</b>	1	8	39	189	51	0	1,681	225	71	646	5,741
	н	153	44	1,495	350	3	785	0	8	39	188	51	0	1,325	220	54	345	5,060
	長 崎	124	95	1,139	191	1	569	3	8	47	109	51	4	1,096	227	58	401	4,123
		124	95	1,139	191	1	567	3	8	46	109	51	4	977	216	36	317	3,884
31	佐 世 保	66	28	559	128	0	367	0	3	25	52	14	0	420	70	25	215	1,972
31		66	28	559	128	0	367	0	3	25	52	14	0	420	70	25	215	1,972
	計	190	123	1,698	319	1	936	3	11	72	161	65	4	1,516	297	83	616	6,095
		190	123	1,698	319	1	934	3	11	71	161	65	4	1,397	286	61	532	5,856
	長 崎	130	42	1,111	275	2	550	7	7	43	154	28	0	1,045	185	95	535	4,209
	45 W 45	130	42	1,111	275	2	550	7	7	43	154	28	0	876	178	39	427	3,869
2	佐世保	77	10	482	114	0	320	2	3	8	90	14	1		91	31	167	1,790
	±1	77	10	482	114	0	320	2	3	8	90	14	1	380	91	31	167	1,790
	計	207	52 52	1,593	389	2	870	9	10	51	244	42	1	1,425	276	126	702 <b>504</b>	5,999 5,650
$\vdash$	長 崎	207 72	52 45	1,593 1,151	389 269	1	870 544	9	10 8	51 44	244 146	42 29	0	1,256 1,252	269 162	70 31	594 569	5,659 4,324
	以 呵	72 72	<b>45</b>	1,151	269	1	544 544	1	8	44	146	2 <del>9</del> 29	0	997	157	24	488	<b>4,324</b> 3,976
	佐世保	74	16	491	101	ó	340	Ó	0	7	86	5	o o	395	94	18	189	1,816
3		74	16	491	101	0	340	0	0	7	86	5	0	395	94	18	189	1,816
	計	146	61	1,642	370	1	884	1	8	51	232	34	ő	1,647	256	49	758	6,140
		146	61	1,642	370	1	884	1	8	51	232	34	0	1,392	251	42	677	5,792
											上印	14		+ `/ 相言				

表3 相談別·経路別受付件数

表:	相談別·約												-		_				
		相談	型 型 型	護	保	不肢		障	害心	知	発	非	行	hH-	育	成		そ	
		種別	童虐待	その他	健	自由体	障視 聴 害覚	章 言語発達	り 身重 障症 害	的障害	達障害	行ぐ 為 等犯	行触 為 等法	性格行動	不 登 校	適 性	し育 つ児 ・	の 他	計
!	児童相談所	長佐計	31 23 54	9 16 25						8 17 25		2 1 3		4 3 7		3	1	17 11 28	72 74 146
+77	県)福祉事務所	長佐計	2 4 6	1 3 4		1			1	18 2 20				3 1 4	3			1 1 2	146 27 14 41
都道府県	保健センター	長佐計																5 5	5 5
乐	そ の 他	長佐計	8 8	1					1	1 1 2				2			1		13 2 15
	市)福祉事務所	長佐計	70 30 100	105 34 139		1		1	13 3 16	749 263 1,012		2 3 5		38 20 58	8 5 13	13 21 34	11 3 14	35 7 42	1,045 390 1,435
市	児 童 委 員	長佐計																	
町	保健 センター	長佐計		8 2 10														1	9 2 <u>11</u>
	そ の 他	長 佐 計	5 14 19						1 1	56 47 103		1	1 1	6 6 12	1 2 3	1 4 5	3	4 6 10	103 99 202
保	育所	長佐計	3	1						50		2		10		40	3 1 4	2	8 2 10
	直福祉施設	長佐計	5 1 6	162 69 231					1 1	52 17 69		3 1 4		16 7 23		12 2 14		10 1 11	260 99 359
指定	発達支援医療 センター	長佐計		1													1	1	2 2 1
	忍定子ども園	長佐計長												1			1		1 1 1
t	!童家庭支援 z ン タ − I	佐計長		2										1					1 1 2
医療機保健所及	保 健 所	佐計長	12	2 11					1	1				6			7	4	2 42
関び	医療機関	佐計長	16	11 1					1	1		3 3		6			7 1	4	7 49 2
学	幼 稚 園	佐計長	52	1 15						2		2		30	7		1	10	2 118
校	学 校	佐計長	27 79 8	17 32 8						2		6 8		14 44 8	6 13	1 1		4 14 4	75 193 29
等 ——	教育委員会	佐計長	1 9	3								2 3		1 9 4				4 8	11 40 29
里		佐計長		3 28								1 1		1 5					5 34
	児童 委 員 告の仲介含む)	佐計長	29	211	3			1	26	487	13	22		165	23	29	214	42	1,265
	族・親 戚	佐計長	8 37 10		2 5			1	3 29	130 617	5 18	17	1 1	45 210 49	14 37 1	15 44	15 229 62	37 79 29	395 1,660 169
近	隣・知 人	佐計長	18 28 4	19 37					1	1		2 2 1		3 52 10	1		31 93	21 50 2	94 263 31
児	童 本 人	佐計長	3 7 109	10 21 42					1	1 259		1 4	1	2 12 26	3	3	17	2 4 105	18 49 577
そ	の他	佐計長	20 129 646		1	2		1	3 10 50	115 374 1,638	13	1 5 73	1 11	7 33 400	3 43	4 7 58	2 19 325	7 112 410	189 766 4,366
	計	佐計	355		5 3 8	2		1 2	11 61	594 2,232	5 18	71	14 25	118 518		50 108	52 377	159 569	1,816 6,182

表4-1	相談別	别·年齢	別受	付件	数(県	計)									令和:	3年度	
相	養	護	保		障			害		非	行		育	月		そ	
談種別	児童虐	ج 9		肢体不自	視聴覚障	言語発達障	重症心身質	知的障	発達 障	ぐ犯行為	触法行為	性格行	不登	適	育児・し	0	計
年	待	他	健	由	害	害等	障 害	害	害	等	等	動	校	性	つけ	他	
0歳	66	58	3				2	2							16	18	165
1歳	55	45					1	6							28	25	160
2歳	75	45				1	3	17				1		2	41	28	213
3歳	61	58					2	43	1			1		4	46	17	233
4歳	54	51					2	63	1			3		2	115	27	318
5歳	62	34	1				5	128	1			5		6	22	17	281
6歳	54	37					6	116	1	1		22	5	5	22	29	298
7歳	63	45					4	103			2	36	7	5	73	29	367
8歳	47	43				1	3	68	2		5	41	2	2	7	17	238
9歳	55	47					1	150	1	6	1	34	5	9	5	31	345
10歳	66	56					7	133	1	3	2	32	4	6	2	20	332
11歳	57	70					2	121	5	13	5	59	9	4		27	372
12歳	62	51					3	181	1	10	2	49	14	9		17	399
13歳	67	73					4	173	2	25	6	71	12	13		23	469
14歳	43	68	1				4	183		26	1	57	3	26		26	438
15歳	50	61					2	140		28		42	6	6		28	363
16歳	36	52						65		20	1	33	1	2		19	229
17歳	28	104	2	2			4	203	1	12		30	3	3		24	416
18歳 以上		26	1				6	337	1			2		4		119	496
不明		20											2			28	50
合計	1,001 994	1,044 1,023	8 6	2		2 2	61 61	2,232 2,232	18 14	144 143	25 25	518 481	73 66	108 104	377 197	569 484	6,182 5,834

5,834 66 104 197 下段は、テレフォン相談を除く件数

表4-2	相談別·年齡別受付件数(長	長崎)	令和3年度
227 4		K M-1 /	4 1HOT 132

表4-2		引·年齢	<b>沙</b>	1'J 1'+ 3												3年度	
相	養	護	保		障			害		非	行		育	Б.		そ	
相談種別	児童虐	ح 0		肢体不匀	視聴覚	言語発達障	重症心身	知的障	発達障	で犯行	触法行为	性格行	不登	適	育児・し	Ø	計
年齢	待	他	健	自由	障 害	害等	障 害	害	害	為等	為等	動	校	性	つけ	他	
0歳	46	42	1				2	2							12	14	119
1歳	30	29					1	3							20	14	97
2歳	47	24				1	3	14						1	29	25	144
3歳	37	39					2	32	1			1		2	39	11	164
4歳	33	31					2	53	1			1			113	18	252
5歳	45	25	1				3	104	1			2		3	19	12	215
6歳	40	27					6	92	1			14	2	3	17	20	222
7歳	41	27					2	73				33	4	4	68	22	274
8歳	29	31					3	56	2		3	34	1	1	5	11	176
9歳	42	35						108	1	1	1	28	2	5	2	19	244
10歳	34	35					6	112		1		23	1	4	1	13	230
11歳	42	49					2	89	2	5	3	47	8	3		15	265
12歳	39	35					3	130	1	5		40	8	8		9	278
13歳	49	47					2	124	2	16	2	53	7	5		18	325
14歳	24	51	1				4	127		13	1	41	1	11		15	289
15歳	32	36					2	92		15		32	5	3		20	237
16歳	24	28						48		13	1	25	1	1		10	151
17歳	12	61	1	2			3	149	1	4		25	1	3		16	278
18歳 以上		19	1				4	230				1		1		100	356
不明		20											2			28	50
合計	646 639	691 670	5 3	2 2		1 1	50 50	1,638 1,638	13 9	73 72	11 11	400 363	43 36	58 54		410 325	4,366 4,018
								-				— сл і.				レナ D人 / //	

<u>表4-</u> 3	相談別	·年齡5	<u>引受</u> 作	<u> </u> 件数	(佐世	<u>(保)</u>									<u>令和</u> :	3年度	
1 相	養	護	保		障			害		非	行		育	万,	Ì.	そ	
談種	児	そ		肢体	視聴	言語	重症	知	発	ぐ 犯	触法	性	不	適	育児		
別	童	o		不	党	発達	心	的	達	行	石行	格	登			の	計
年 \	虐			自	障	障害	身障	障	障	為	為	行	_		しつ		
強	待	他	健	由	害	等	害	害	害	等	等	動	校	性	ij	他	
0歳	20	16	2												4	4	46
1歳	25	16						3							8	11	63
2歳	28	21						3				1		1	12	3	69
3歳	24	19						11						2	7	6	69
4歳	21	20						10				2		2	2	9	66
5歳	17	9					2	24				3		3	3	5	66
6歳	14	10						24		1		8	3	2	5	9	76
7歳	22	18					2	30			2	3	3	1	5	7	93
8歳	18	12				1		12			2	7	1	1	2	6	62
9歳	13	12					1	42		5		6	3	4	3	12	101
10歳	32	21					1	21	1	2	2	9	3	2	1	7	102
11歳	15	21						32	3	8	2	12	1	1		12	107
12歳	23	16						51		5	2	9	6	1		8	121
13歳	18	26					2	49		9	4	18	5	8		5	144
14歳	19	17						56		13		16	2	15		11	149
15歳	18	25						48		13		10	1	3		8	126
16歳	12	24						17		7		8		1		9	78
17歳	16	43	1				1	54		8		5	2			8	138
18歳 以上		7					2	107	1			1		3		19	140
不明																	
合計	355	353	3			1	11	594	5	71	14	118	30	50	52	159	1,816
	355	353	2	l	l	1	11	50/	5	71	1/	110	30	50	52	150	1 216

594571141183050521591,816下段は、テレフォン相談を除く件数

表5	処理化	‡数の	年度	推移
----	-----	-----	----	----

表:	処理作		F度推移															
	処	直	接指導		児	児	児	福	訓	児童	福祉的	钷設	+15	里	)	障	そ	
	理	助	継	他	童	童	童家	祉		入	法家庭	通	指定		家第	害児		
//	\			機	福	ᆂ	庭	事	戒		第 庭 裁		医	親	庭 7	施設		
\	.\	言	続	関		委	セン	務			7 判		療	亦尤	裁条	設等		
				あ	祉	三	9	所	•		条送		機		判別	^	の	計
		指	指	2	司	員	指	送			の致		関	委	所項等	の 利		
	\	18	18	ť	指	指	導		誓		。(再		委			用		
年	児			h			委	致	,,_		よ掲		託	_ـد	致号	用契約	41	
度	相	導	導	000	導	導	託	等	約	所	る 〜	所		託	•	約	他	0.450
	長崎	2,021	300	363	21		<b>2</b> 2		17	82		<b>3</b>		24	2	81	534	3,450 2,034
26	佐世保	968 <b>651</b>	300 <b>116</b>	110	21 <b>21</b>				17 <b>7</b>	82 <b>45</b>		3		24 <b>9</b>	2 1	81 <b>25</b>	534 <b>165</b>	1,150
20	TEM	513	116	102	21				7	45				9	1	25	164	1,003
	計	2,672	416	102	42		2		24	127		3		33	3	106	699	4,600
		1,481	416		42		2		24	127		3		33	3	106	698	3,037
	長崎	2,379	304	279	12		3	21	13	96				18	6	51	763	3,924
		1,540	304		12		3	21	13	96				18	6	51	763	2,806
27	佐世保	896	133	82	17				7	48		1		5		25	150	1,364
		598	133	82	17		_		7	48		1		5	_	25	149	1,065
	計	3,275	437		29		3	21	20	144		1		23	6	76	913	5,288
	長崎	2,138	437	040	29		3	21	20	144		1		23	6	76	912	3,871
	文 呵	<b>2,848</b> 1,612	<b>467</b> 467	248	<b>14</b> 14		<b>2</b> 2	<b>21</b> 21	<b>7</b> 7	<b>92</b> 92		<b>7</b>		<b>13</b>	<b>1</b> 1	<b>57</b> 57	<b>646</b> 646	<b>4,402</b> 2,918
28	佐世保	1,083	184	119	14			21	6	46		5		5	1	29	187	1,679
20	TEM	969	184	119	14				6	46		5		5	1	29	187	1,565
	計	3,931	651	110	28		2	21	13	138		12		18	2	86	833	6,081
		2,581	651		28		2	21	13	138		12		18	2	86	833	4,483
	長 崎	2,184	545	245	11		8	31	16	99		3		16		51	661	3,870
		1,508	545		1		8	31	16	99		3		16		51	661	2,939
29	佐世保	821	234	141	3		1		15	50				9		26	191	1,491
		727	234	141	3		1		15	50				9		26	191	1,397
	計	3,005	779		14		9	31	31	149		3		25		77	852	5,361
	三 点	2,235	779	050	14		9	31	31	149		3		25		77	852	4,336
	長崎	<b>2,026</b> 1,517	<b>786</b> 786	<b>256</b> 256	<b>8</b> 8		<b>6</b> 6	<b>30</b> 30	<b>19</b> 19	<b>95</b> 95		5		<b>12</b> 12		<b>59</b> 59	<b>745</b> 745	4,047 3,538
	佐世保	800	399	135	3		U	2	9	53		5 <b>2</b>		7		27	256	1,693
30	TEM	796	399	135	3			2	9	53		2		7		27	256	1,689
	計	2,826	6324	391	11		6	30	39	187		7		19		86	1,087	5,740
		5,139	6,324	391	11		6	30	39	187		7		19		86	1,087	5,227
	長崎	1,716	920	266	21		19	36	6	112		3		19	5	50	1,071	4,244
		1,368	920	266	21		19	36	6	112		3		19	5	50	1,071	3,896
31	佐世保	851	544	162	8				24	50		<b>2</b> 2		12		27	328	2,008
٥.	±1	851	544	162	8				24	50		2		12	_	27	328	2,008
	計	2,567	1,464	428	29		19	36	30	162		<b>5</b>		31	5	77	1,399	6,252
	長崎	2,219	1,464 <b>892</b>	428 <b>264</b>	29 <b>14</b>		19 <b>13</b>	36 <b>57</b>	30 <b>20</b>	162 <b>98</b>		5		31 <b>9</b>	5 <b>4</b>	77 <b>53</b>	1,399 <b>944</b>	5,904 4,204
		<b>1,836</b> 1,496	892	264	14		13	57 57	20	98				9	4	53 53	944	4,204 3,864
١.	佐世保	798	429	131	6		13	17	14	<b>53</b>		2		9	1	<b>25</b>	317	1,802
2		798	429	131	6			17	14	53				9	1	25	317	1,802
	計	2,634	1,321	395	20		13	74	34	151		2 <b>2</b>		18	5	78	1,261	6,006
		2,294	1,321	395	20		13	74	34	151		2		18	5	78	1,261	5,666
	長崎	1,805	777	262	10		29	52	29	104		3		16		54	1,160	4,301
		1,457	777	262	10		29	52	29	104		3		16		54	1,160	3,953
3	佐世保	801	446	142	2		1	8	6	35		1		10		12	358	1,822
	÷⊥	801	446	142	2		1	8	6	35		1		10		12	358	1,822
	計	2,606	1,223	404	12		30	60	35	139		4		26		66	1,518	6,123
		2,258	1,223	404	12		30	60	35	139		4		26	<u> </u>	66	1,518	5,775

= 4	相談別・	An TO /4L 464-	
#₹0 - I		ツルエギ 1十分4	(崇訂)

表6	- 1	相	談別·		里件数(	<u> 県計)</u>															令	<u>和3年度</u>
				処理							夂	1 理		女 (	年 度	中	)					
$  \  $				生	南	接指導		児	児	児	市	_ 福		児童	[福祉]	布≐ひ	指	里	家法	障	そ	
'	\							童		童家		前 祉					定		第 庭 2	害		
					助	継	他	里	童	庭	町	知的障害者福祉 事務	₩.	λ	家法 庭第	通			7	児 施		
							機	福		支控	-				裁 2		医	親	裁条 裁第	設		
					言	続	関	١.,	委	援 セ		可所			判 7		療			**		
								祉		ン	村	社会福祉			所条		機		判 項	^	の	計
							あ	司	員	ター		社会福祉主事指導送 致又は			送の致			委	第 所 <sub>4</sub>	の		
+					指	指	っ		+6	· 指	送	主事又指導は	<u> </u>		ショウング ショウング ショウング		関		号	利		
相談種別				$\setminus$			ŧ	指	指	導		号 はを含む			再に		委		送に	用		
種					導	導	h	導	導	委託	致	が知		所	掲よ	所	託	託	よ 致る	契約	他	
養	児	童	虐	待	<del>写</del> 190	<del>等</del> 589	35	12		7	35	ΛH	27	33		1	пЬ	3			36	968
護	そ		<u>ー</u> の	他	567	292	24			19	2		19					20			83	1068
保	_			健	6	1	1															8
	Þ	休	不自									1									1	2
障	-		覚障																		'	
'-	-		達障語		2																	2
	-		心身障		16	1	6													26	14	63
害	土知			害	793	11	320													37	1,001	2,162
	発			害	14		2													1	.,00.	17
非	(°	犯		為	36	75	1			1		2	9	11						1	11	147
行	触	法	行為	等	2	19						4	2								1	28
	性	格	子行	動	287	178	3			3	2	1	6	15		3		1		1	16	516
育	不		登	校	60	8	1							2							4	75
成	適			性	55	3	3							1							54	116
אנו	育	児	・しこ	け	321	38	1											1			4	365
そ		0	)	他	257	8	7						1					1			293	567
		計	-		2,606	•		12		30	39	8				4		26		66	1,518	6,104
		41			2,266	1,223	404	12		30	58	8	64	104		4		26		66	1,518	5,783

表6-2 相談別・処理件数(長崎	表6-2	相談別・	<b>処理件数</b>	(長崎
------------------	------	------	-------------	-----

表 6	- 2	租	<u>談別·</u>	処共	里件数 (·	<u> 長崎)</u>															<del>Ŷ</del>	<u>和3年度</u>
				処理							夂	1 理		女 (	年 度	中	)					
$  \  $				ᄷ	面	接指導		児	児	児	市	〔 福		児童	[福祉]	布設	指	里	家法	障	そ	
'	\							童		童家		的社障					定		第 <sub>在</sub> 2	害		
					助	継	他	ᆂ	童	庭	町	知的障害者福祉司 教育	₩	入	家法 庭第		Œ		庭 2 7	児 施		
	\						機	福	_	支 援		福務			裁 2		医	親	裁条第	設		
					言	続	関	4.1	委	仮セ		. "			判 7		療			等		<b>.</b>
							あ	祉		ン	村	社会福祉			所条		機		1 判項	^	の	計
							Ø	司	員	ター		社会福祉主事指導を含む			送の致る			委	第 所 <sub>4</sub>	の		
<b>+</b> □					指	指	つ		指	指	送	事なり	<u>==</u>		3		関		号	利		
談			`	$\setminus \mid$			t	指	18	導		きょう			再に		委		送に	用 契		
相談種別					導	導	Ь	導	導	委 託	致	が知		所	掲よ	所	託	託	よ 致る	約	他	
養	児	童	虐	待	146	337	11	10	,,	7	35	7.5	15			1	но	но	27. 0	71.5	24	619
護	そ		の	他	339	213	17			18	2		7	42				14			67	719
保				健	4		1															5
	肢	体	不自	由									1								1	2
障	視	聴	覚 障	害																		
	言語	語発	達障害	等	1																	1
	重	症心	り	害	11	1	4													23	13	52
害	知	的	障	害	551	11	220													29	755	1,566
	発	達	障	害	11		2															13
非	(°	犯	行	為	12	39	1			1			2	11						1	7	74
行	触	法	行 為	等	1	10							2									13
7-	性	格	行	動	217	136				3	2		1 3	15		2		1		1	13	394
育	不		登	校	30	7	1							2							4	44
成	適			性	26									1							37	64
	育	児	・しつ	け	292	19	1				9							1			2	324
そ		の		他	164	4	4				2										237	411
		計			1,805	777	262	10		29	50		2 29			3		16		54	1,160	4,301
					1,465	777	262	10		29	50		29	104		3		16		54	1,160	3,961

**◇和3**年度

表6-3	相談別·	·処理件数	(佐世保)

表6	- 3 相談別· 9		性数(	佐世保	)														令	<u>和3年度</u>
		処 理-																		
$  \  $		7	面	接指導		児	児		(知	福	訓	児童	直福祉	布設	指	里	家法 第	障	そ	
		-	助	継	他	童			隨	祉			家法		定		庭 2	害児		
			助	紅土		_	童		害者	事	戒	λ	多広	地	医		7	施		
					機	福	委			務所			裁っ			親	裁条 裁第	設		
			言	続	関	祉	安			送			判 7		療			等	ص ص	計
					あ	1111	員		<del>2</del>	致			所条 送の		機		判 項 第		0,5	П
			指	指		司			主事	又			ション 3		関	委	所 4	の 利		
相	\		相	相	つ	指	指		指導	は	誓		() 再に				号送に	用		
相談種別	\	$\setminus \mid$			t	314			を含む	通			掲よ		委		と よ	契		
	1	1	導	導	h	導	導		÷	知	約	所	_ S	所	託	託	致る	約	他	
養	児童虐	待	44	252	24	2			6		12					3			12	355
護	そ の	他	228	79	7			1			12					6			16	349
保		健	2	1																3
	肢体不自	由																		
障	視聴覚障	害																		
	言語発達障害	等	1																	1
	重症心身障	害	5		2													3	1	11
害	知 的 障	害	242		100													8	246	596
	発達障	害	3															1		4
非	ぐ犯行為	等	24	36						2	7								4	73
行	触法行為	等	1	9						4									1	15
云	性格行	動	70	42	3						3			1					3	122
育	不 登	校	30	1																31
成	適	性	29	3	3														17	52
13%	育児・しつ	け	29	19					2										2	52
そ	0	他	93	4	3						1					1			56	158
	計		801	446		2		1	8	6	35			1		10		12	358	1,822
	н		801	446	142	2		1	8	6	35			1		10		12	358	1,822

夷7	調査・診断及び心理療法・カウンセリング件数	,
12	- 明旦 1981人しい注源人 カフノビックノ 一致	

~	13年	

1X /						<u>ノ ITX</u>		÷A	N/C _	عجد تا		.N. TEE -	床 注 上	<b>₹ 140</b>	
//	分	調 査		诊断書			理	診		旨 導	そ			ウンセ	
	\ "	•	診	医	そ	知	発	人	そ	面按	の他	医	児	児	そ
\		社	察	学		能	達	格	<b>0</b>	接・	じの		童	童	<b>の</b>
<u>۱</u> ۱	\ \	会診		的	Ø	HE	±	10	他	観	診		心	福	他
		断	+15		•	検	検	検	の	察 •	断 指		理	祉	の
対		指	指	検					検	指	道		司	司	所
対象	支援センター 🔪	導	導	查	他	查	查	查	查	導	**	師	等	等	員
児	長 崎	4,676	346	6	22	649	180	265	873	2,614	30		17	3	
	(再掲) 児童虐待	1,644	124	2	10	57	8	81	77	825	2		4		
	(再掲) 非行	525	40			23		50	41	358	22		9		
	佐 世 保	2295	154	1	3	322	84	192	696	1362	2	9	701	729	
	(再掲) 児童虐待	908	69			51	17	70	168	492		1	242	265	
	(再掲) 非行	364	31		1	17		50	118	254		4	195	121	
	計	6,971	500	7	25	971	264	457	1,569	3,976	32	9	718	732	
	(再掲) 児童虐待	2,552	193	2	10	108	25	151	245	1,317	2	1	246	265	
童	(再掲) 非行	889	71		1	40		100	159	612	22	4	204	121	
保	長 崎	11,640	65		2	5	3	1	18	1,041		30	23	4	68
	(再掲) 児童虐待	4,818	12				2		1	113		21	23		35
	(再掲) 非行	969	7			1	1		4	69					9
	佐 世 保	7182	4						15	433			147	2128	
護	(再掲) 児童虐待	3134							1	36			45	928	
	(再掲) 非行	940							2	37			64	281	
	計	18,822	69		2	5	3	1	33	1,474		30	170	2,132	68
	(再掲) 児童虐待	7,952	12				2		2	149		21	68	928	35
者	(再掲) 非行	1,909	7			1	1		6	106			64	281	9
そ	長 崎	18,738	15		3	3	5		43	411			2	5	2
	(再掲) 児童虐待	8,394	1				3		4	105			1		1
	(再掲) 非行	981				1			4	82					
	佐 世 保	10474	5				4		29	110		2	123	2079	
の	(再掲) 児童虐待	4578	1						6	18			43	845	
	(再掲) 非行	1032								38			38	252	
	計	29,212	20		3	3	9		72	521		2	125	2,084	2
<b>,</b> .	(再掲) 児童虐待	12,972	2				3		10	123			44	845	1
	(再掲) 非行	2,013	1						4	120			38	252	
合				6	27	657	188		934	4,066	30	_	42	12	
	(再掲) 児童虐待	14,856		2	10		13		82	1,043	2		28		36
	(再掲) 非行	2,475				25	1		49	509	22		9		9
	佐 世 保	19,951	163	1	3	322	88	192	740	1,905	2	11	971	4,936	
	(再掲) 児童虐待	8,620	70			51	17	70	175	546		1	330	2,038	
	(再掲) 非行	2,336	31		1	17		50	120	329		4	297	654	
	計	55,005	589	7	30	979	276	458	1,674	5,971	32	41	1,013	4,948	70
	(再掲) 児童虐待	23,476	207	2	10	108	30	151	257	1,589	2	22	358	2,038	36
	(再掲) 非行	4,811	78		1	42	1	100	169	838	22	4	306	654	9

	表8	措置停止・	措置中等の調査・	·診断·指導件数
--	----	-------	----------	----------

令和3年度

				_	児相		区分	児童福祉施設	指 定 医 療 機 関 障 碍 者 支 援 施 設	里親	計
					長		崎	3			3
措		置	停	止	佐	世	保				
						計		3			3
					長		崎	3,356		2,510	5,866
調	查	・診	断·	指 導	佐	世	保	2,780		714	3,494
						計		6,136		3,224	9,360

表9 児童福祉施設種別措置入所児の年度推移

~	長9 児童福祉施設種別措置入所児の年度推																	
			_		_					F度	26	27	28	29	30	31	2	3
施	設種	別				_	_	児村	<u></u>	<u> </u>						-		
								長		崎	6	14	6	10	11	8	11	11
						県	立	佐	世	保	5	8	6	4	9	5	3	5
									計		11	22	12	14	20	13	14	16
								長		崎		1	1				1	
児	音	白 寸	中	揺	施設	玉	立	佐	₩	保								
۱	_		^	J-2	,,D #X		_	-	計	1711		1	1				1	
								長	н	崎								
						20	D他		世	保								
							기반	江		不								
-									計	.l.+	10					4.0		- 44
								長		崎	10	12	7	8	10	10	8	11
乳				児			院	佐	世	保	6	3	2	5	6	10	4	5
									計		16		9	13	16	20	12	
								長		崎	53	63	62	70	66	80	64	68
児		童	養		護	施	設	佐	世	保	30	35	32	36	34	29	38	24
									計		83	98	94	106	100	109	102	92
								長		崎	5	4	4	5	4	8	4	9
						入	所	佐	世	保			4		2	3	3	1
									計	•	5	4	8	5	6	11	7	10
児	童	心 理	治	療	施設			長	н	崎	3		7	3	5	3	•	3
						通	所	佐	世	保	3		6	3		2	2	1
						匝	<i>[</i> ]	江	計	小	2			2	2		2	1
								_	āl	山大	3		13	3	7	5	2	4
	福祉			<b></b>	、所施			長		崎	8	2	12	5	3	5	9	8
/ II	コ · 左	ii ii的障	殳 * 宇	IB ŧ	<b>运 ≜</b> 凸 \	λ	所	佐	世	保		2	1	4	1	3	5	
( 1	٦ . ٨	나마기	- 古	<i>)</i> L <i>l</i> .	地 成 )				計		8	4	13	9	4	8	14	8
	福	祉 型	障	害	児 入	所力	沲 設	長		崎								
(	旧	:盲	3	う	あ児	施	設 )	佐	世	保								
								L	計									
	<u>.</u>	A.1	L1-2-	_	,	<b></b> .	<u>_</u>	長		崎								
( 1	·福□ · □	祉型 吐/★ ¯	に マロ	害	児 入   児療	所加	施設: ★□、\		世	保				1				
( 1	ц , Ι	八个 又	い目	= #	1 元 僚	喪 心	3 市又)		計					1				
								長		崎				1	1	1	1	1
1	医_	療型	障	害	児入	所力	施_設		世	_	2			'	1	'	'	'
(	日:	重 症	心	身	障害	児 施	設 )	LT.	計	小	2			4	1	4	4	4
_								F	пΙ	山大				1	2	1	1	I
<b>↓</b> ►		, r <del>.</del>	<del>نے</del> ،	<u>.</u> .	L414 PP	· -		長	<b>111</b>	崎								
指	定	医	療	ŧ 1	機 関	] 委	計	佐		1禾								
									計									
								長		崎	85	96	99	102	100	115	98	111
				計				佐	世	保	43	48	51	50	55	52	55	36
L								L	計		128	144	150	152	155	167	153	147

子ども·家庭110番 受付件数

							_						_	
\	内訳	件	令和			年 歯				<b>Q</b>	0.理			令和
+0+	w CE DI	数	2年度	乳幼児	小学生	中学生	中卒以-	不明	助言	要面接	紹介	専門家	連絡	2 年 度
相談	<b>炎種別</b>		反	,,		_	上	.,,				~.	-	計
	棄児·置去	0							0					
	家出·失踪	0							0					
養	死亡 離回	0							0					
	離婚·離別	0	28						0					50
護	傷病 虐待	7		3	2	1	1		7					
	家族環境	16		7	4	2	3		16					
	その他	5		3	-	1	1		5					
	虚弱	0				•			0					
/0	疾病	0							0					
保	先天性異常	0	•						0					_
<i>n</i> ±	予防接種	0	2						0					5
健	その他	1		1					1					
	性	1		1					1					
	肢体不自由	0							0					
障	視聴覚障害	0							0					
	言語機能	0	4						0					21
害	重症心身障害	0							0					
	知的障害	0							0					
	発達障害	4			3		1		4					
	不良交友	0							0					
	性的逸脱 性的いたずら	0							0					
	外泊・家出	0							0					
	浪費·金品持出	1					1		1					
4-	飲酒·喫煙	0			H		-		0					
非	薬物使用	0							0					_
	怠学	0	1						0					2
行	校則違反	0							0					
	校内暴力	0							0					
	家庭内暴力	0							0					
	浮浪·徘徊	0							0					
	触法行為	0							0					
	その他	0							0					
_														
	、 内訳		令			年 歯	, V			Ą	1. 理			令和
\	内訳	件	和	判.			中	不	助			専	連	和 2
\	内訳	件数	和 2 年	乳幼児	小学	中学	中卒	不	助	要面	紹	専門宣	連	和 2 年
相記	内 訳		和 2		小	中	中	不明	助言	要			連絡	和 2
相記			和 2 年	幼	小学	中学	中卒以			要面	紹	門		和2年度
相記	炎種別	数	和 2 年	幼児	小学生	中学	中卒以		言 3 0	要面	紹	門		和2年度
相記	数種別 わがまま 落着なし 乱暴·反抗	数 3 0 7	和 2 年	幼児	小学生	中学	中卒以		言 3 0 7	要面	紹	門		和2年度
相記	炎種別 わがまま 落着なし 乱暴・反抗 臆病	数 3 0 7 0	和 2 年	幼児 1	小 学 生	中学生	中卒以上		言 3 0 7 0	要面	紹	門		和2年度
相記	炎種別 わがまま 落着なし 乱暴·反抗 臆病 内気	数 3 0 7 0	和 2 年	幼児	小 学 生	中学生	中卒以上		言 3 0 7 0 1	要面	紹	門		和2年度
相註性	を を を を を を を を を を を を を を	数 3 0 7 0 1	和 2 年	幼児 1	小 学 生	中学生	中卒以上		言 3 0 7 0 1	要面	紹	門		和2年度
性	を を を を を を を を を を を を を を	数 3 0 7 0 1 0	和 2 年	幼児 1	小 学 生	中学生	中卒以上 1		言 3 0 7 0 1 0	要面	紹	門		和2年度
性格	淡種別 わがまま 落着なし 乱暴病 肉気立 依続 域黙	数 3 0 7 0 1 0 0	和 2 年	幼児 1	小 学 生	中学生	中卒以上		言 3 0 7 0 1 0 0	要面	紹	門		和2年度
性	様種別 わがまま 落着なし 五龍病 内気立 は がまなし 点抗 に が は が は に が は に が は に が は に は に は に は	数 3 0 7 0 1 0 0	和2年度	幼児 1	少学生 2 3	中学生 3	中卒以上 1		言 3 0 7 0 1 0 0 1	要面	紹	門		和2年度計
性格	様種別 わがままし 落着な レ 反抗 脆病 内気立 中 古 紙 繋 ・	数 3 0 7 0 1 0 0 1 0	和2年度	幼児 1	小 学 生	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	中卒以上 1 1 2		言 3 0 7 0 1 0 0 1 0 8	要面	紹	門		和2年度計
性格行	様種別 わ落者は 反抗 原病 内弧 佐 絨 繁 原 内弧 佐 絨 繁 藤 原 内弧 広 存 甘 え 線 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原 原	数 3 0 7 0 1 0 0 1 0 8 4	和2年度	幼児 1	少学生 2 3	中学生 3	中卒以上 1		言 3 0 7 0 1 0 0 1 0 8 4	要面	紹	門		和2年度計
性格行	様種別 わがままし 落着な レ 反抗 脆病 内気立 中 古 紙 繋 ・	数 3 0 7 0 1 0 0 1 0	和2年度	幼児 1	少学生 2 3	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	中卒以上 1 1 2		言 3 0 7 0 1 0 0 1 0 8	要面	紹	門		和2年度計
性格行	類種別 かまま 落	数 3 0 7 0 1 0 0 1 0 8 4	和2年度	幼児 1	少学生 2 3	9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	中卒以上 1 1 2		第 3 0 7 0 1 0 0 1 0 8 4	要面	紹	門		和2年度計
性格行	様種別 がまま	数 3 0 7 0 1 0 0 1 0 8 4 0	和2年度	幼児 1	小学生 2 3 4 4	9 3 2 1	1 1 2 3		3 0 7 0 1 0 0 1 0 8 4 0	要面	紹	門		和2年度計
性格行	類種別 わ落ま 落乱 態内 気立 でない 変数的 変変性 男響 いじめ	数 3 0 7 0 1 0 0 1 0 8 4 0 0	和2年度	幼児 1	3 3 4	9 3 2 1 4	中 中 中 中 中 中 中 中 中 日 1 1 2 3 2		3 0 7 0 1 0 0 1 0 8 4 0 0	要面	紹	門		和2年度計
性格行	様種別 わがまま る 記 聴内 孤 依 鍼 等 交 性 男 習 の り で を 的 女 癖 に の の の の の の の の の の の の の の の の の の	数 3 0 7 0 1 0 0 1 0 8 4 0 0 7 6	和2年度	幼児 1	3 3 4	9 3 2 1 4	中 中 中 中 中 中 中 中 中 日 1 1 2 3 2		言 3 0 7 0 1 0 0 1 0 8 8 4 0 0 7 6	要面	紹	門		和2年度計
性格行	様種別 おまし	数 3 0 7 0 1 0 0 1 0 8 4 0 0 7 6 0 7	2年度 37	幼児 1	3 3 4 4 3 3	9 4 2	中 中 中 中 中 中 中 中 中 日 1 1 2 3 2		高 3 0 7 0 1 0 0 1 0 8 8 4 4 0 0 7 7 6 0 0 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	要面	紹	門		和 2 年度計 65
性格行	様種別 がまま 落乱 臓内 孤依 鍼 劣交性 男習い そ 近 子体 学体 学体	数 3 0 7 0 1 0 0 1 0 8 4 0 0 7 6 0 7 1 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	37 7	幼児 1	小学生 2 3 3 4 1 3 6	9 4 2	1 1 2 3 1 1		高 3 0 7 0 1 0 0 1 0 8 8 4 4 0 0 7 7 6 0 0 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	要面	紹	門		和 2 年度計 65 7
性 格 行 動 適	様種別 がまました	数 3 0 7 0 1 0 0 1 0 8 4 0 0 7 6 0 7 7 1 0 0 1 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	2年度 37	幼児 1	3 3 4 4 6	9 4 2	中 中 中 中 中 中 中 中 中 日 1 1 2 3 2		言 3 0 7 0 1 0 0 1 0 8 4 4 0 0 7 6 0 0 7 7 1 0 0 0 7 7 7 8 8 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	要面	紹	門		和 2 年度計 65
性格行動	類種別 がまました がまました がまました がきる 原気立存 が悪感 原気立存 が悪感 原気 の で の で の で の で の で の で の で の で の で の で の 報 で の で と の で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	数 3 0 7 0 1 0 0 1 0 8 4 0 0 7 6 6 0 7 7 6 0 7 7 0 0 7 7 7 7 7 8 8 9 9 1 9 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	37 7	幼児 1	小学生 2 3 3 4 1 3 6	9 4 2	中 中 中 中 中 日 1 1 2 3 1 1		言 3 0 7 0 1 0 0 1 0 8 4 4 0 0 7 6 0 0 7 1 0 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	要面	紹	門		和 2 年度計 65 7
性 格 行 動 適	様種別がままる 利力を発展病気立存・財産を が表する 最高気立存・財産を では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	数 3 0 7 0 1 0 0 1 0 8 4 0 0 7 6 0 7 1 0 0 1 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	37 7	幼児 1	小学生 2 3 3 4 1 3 6	9 4 2	1 1 2 3 1 1		害 3 0 7 0 1 0 0 1 0 0 7 6 0 7 7 1 0 0 0 7 7 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9	要面	紹	門		和 2 年度計 65 7
性 格 行 動 適	類種わ落着暴病 別まました抗 関連の が表をした が表を は成気立存、 は減多交性男習いその が、では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	数 3 0 7 0 1 0 0 1 0 8 8 4 0 0 7 6 0 7 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	37 7	1 1	小学生 2 3 3 4 1 3 6	9 4 2	中 中 中 中 中 日 1 1 2 3 1 1		言 3 0 7 0 1 0 0 1 0 0 7 6 0 7 1 0 0 0 7 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	要面	紹	門		和 2 年度計 65 7
性 格 行 動 適	類種別が表現である。 種別が着暴病気立存態等のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	数 3 0 7 0 1 0 0 1 0 8 4 0 0 7 6 0 7 1 0 1 0 1 0 1 1 0 1 1 0 1 1 1 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	37 7	幼児 1	小学生 2 3 3 4 1 3 6	9 4 2	中 中 中 中 中 日 1 1 2 3 1 1		害 3 0 7 0 1 0 0 1 0 0 8 4 4 0 0 7 6 0 7 1 0 0 0 7 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	要面	紹	門		和 2 年度計 65 7
性格行動 適性	類種 わ落乱腿内孤依鍼等交性男習いそ近不学体進就そ知こ身間の銀音を開いている。 一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一	数 3 0 7 0 1 0 0 1 0 8 4 0 0 7 6 0 7 1 0 0 1 1 0 0 1 1 0 0 1 1 0 0 1 1 0 0 0 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	37 7	1 1	小学生 2 3 3 4 1 3 6	9 4 2	中 中 中 中 中 日 1 1 2 3 1 1		言 3 0 7 0 0 1 0 8 4 4 0 0 7 6 6 0 0 1 1 0 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	要面	紹	門		和 2 年度計 65 7
性格行動 適	様種わ落乱腹内孤依緘劣交性男習いでも近不学体進就を知るとは、 が着暴病気立存黙等友的女癖のの親登上といる。 では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	数 3 0 7 0 1 0 0 1 0 8 4 0 0 7 6 0 7 1 0 0 1 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	37 7	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	小学生 2 3 3 4 1 3 6	9 4 2	中 中 中 中 中 日 1 1 2 3 1 1		言 3 0 7 0 0 1 0 0 1 0 0 7 6 0 0 7 1 0 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	要面	紹	門		和 2 年度計 65 7
性格行動 適性	様種わ落乱腹内孤依緘劣交性男習いでの親登上し抗 動きしり抗 動きしり抗 動きなりな癖のの親登との親登として、学体進就を知ってない。 がは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	数 3 0 7 0 1 0 0 1 0 0 7 6 0 7 1 0 0 2 0 1 0 0 1 0 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	37 7	1 1 2 2	小学生 2 3 3 4 1 3 6	9 4 2	中 中 中 中 中 日 1 1 2 3 1 1		害 3 0 7 0 1 0 0 1 0 8 4 4 0 0 7 6 0 7 7 6 0 7 7 6 0 1 1 0 0 1 1 0 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	要面	紹	門		和 2 年度計 65 7
性格行動 適性 しつ	類種わ落乱膽内孤依鍼劣交性男習いて大力を がました抗 脂内孤依鍼劣交性男習いでの親登した が表現病気立存黙等友的女癖じの親登上上 では、一般ないでは、一般ないでは、一般ないでは、 では、これでは、これでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	数 3 0 7 0 1 0 0 1 0 0 7 6 0 7 1 0 0 7 1 0 0 1 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	7 7 4	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	小学生 2 3 3 4 1 3 6	9 4 2	中 中 中 中 中 日 1 1 2 3 1 1		言 3 0 7 0 1 0 0 1 0 8 4 4 0 0 7 6 0 0 7 1 1 0 0 1 1 0 0 1 1 0 0 0 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	要面	紹	門		和 2 年度計 65 7 2
性格行動 適性 し	様種わ落乱腹内孤依鍼劣交性男習いその近不学体進就そ知こ身運食排睡師の能は体動事泄眠	数 3 0 7 0 1 0 0 1 0 0 7 6 0 7 1 0 0 1 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	7 7 4	1 1 2 2	小学生 2 3 3 4 1 3 6	9 4 2	中 中 中 中 中 日 1 1 2 3 1 1		言 3 0 7 0 1 0 0 1 0 0 8 8 4 4 0 0 7 6 0 7 1 1 0 0 1 1 0 0 1 1 0 0 0 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	要面	紹	門		和 2 年度計 65 7 2
性格行動 適性 しつ	様種わ落乱腹内孤依鍼劣交性男習いその近不学体進就そ知こと身運食排睡遊の がまなし抗抗腫肉類でないでは、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	数 3 0 7 0 1 0 0 1 0 8 4 0 0 7 6 0 7 1 0 0 1 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	7 7 4	幼児 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3 6 1 1 1	9 4 2	中 中 中 中 中 日 1 1 2 3 1 1		言 3 0 7 0 0 1 1 0 0 8 8 4 4 0 0 0 7 7 6 6 0 0 1 1 0 0 0 1 1 0 0 0 0 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	要面	紹	門		和 2 年度計 65 7 2
性格行動 適性 しつ	類種 わ落乱 腹内孤依緘劣交性男習いそ近不学体進就そ知こ身運食排睡遊家 が着暴病気立存態等友的女癖じの親不習育学職の能と体動事泄眠び庭 の能は体動事泄眠び庭 の能は体動事泄眠び庭	数 3 0 7 0 1 0 0 1 0 8 4 0 0 7 1 0 2 0 1 1 0 0 7 1 0 1 1 0 0 1 1 0 0 0 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	7 7 4	幼児 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3 3 6 1 1 1 8 8	9 4 2	中 中 中 中 中 日 1 1 2 3 1 1		言 3 0 7 0 0 1 0 8 4 4 0 0 7 7 6 6 0 0 7 1 0 0 0 7 7 6 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	要面	紹	門		和 2 年度計 65 7 2
性格行動 適性しつ	様種 わ 落 乱 臆 内 孤 依 緘 劣 交 性 男 習 い さ 音 薬 病 気 立 存 黙 感 原 興 交 か の 親 密 致 上 学 体 進 就 そ 知 こ 身 運 食 排 睡 遊 家 そ の ま な し か い 能 ば な か い 能 ば な か い 能 ば な か し の 親 密 上 上 歌 感 所 興 際 か 他	数 3 0 7 0 1 0 0 1 0 0 7 6 0 0 7 1 0 0 1 1 0 0 1 1 0 0 1 1 0 0 1 1 0 0 0 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	7 7 4	幼児 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3 6 1 1 1	9 4 2	中 中 中 中 中 日 1 1 2 3 1 1		言 3 0 7 0 0 1 0 0 1 0 0 7 6 0 0 7 1 1 0 0 0 1 1 0 0 0 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	要面	紹	門		和 2 年度計 65 7 2
性格行動 適性しつ	様 わ 落 乱 臆 内 孤 依 縅 劣 交 性 男 習 い と で 本 進 就 そ 知 こ 身 運 食 排 睡 遊 家 そ 里 別 ま む し 抗 一 素 病 気 立 存 黙 等 友 的 女 癖 む の 親 登 む 上 と な の 能 ば 体 動 事 泄 眠 び 数 他 親 を 知 こ 身 運 食 排 睡 遊 家 そ 里	数 3 0 7 0 1 0 0 8 4 4 0 0 7 6 0 7 1 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	7 7 4	幼児 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3 3 6 1 1 1 8 8	9 4 2	中 中 中 中 中 日 1 1 2 3 1 1		言 3 0 7 0 0 1 0 0 1 0 0 7 6 0 0 7 7 6 0 0 7 1 0 0 0 1 1 0 0 0 0 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	要面	紹	門		和 2 年度計 65 7 2
性格行動 適性 しつ	類種わ落乱膿内孤依縅劣交性男習いどの発生。 動ました抗腫内孤依縅劣交性男習いどの親登古とり運食排腫遊家そ里照 が着暴病気立存黙等度的女癖め他親登習育学職の能ど体動事泄眠び庭の便 の親登上上 の能ば体動事泄眠び庭の便親会	数 3 0 7 0 1 0 0 0 1 0 0 7 6 0 0 7 1 0 0 2 0 1 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	7 7 4 180	幼児 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3 3 6 1 1 1 8 8	9 4 2	中 中 中 中 中 日 1 1 2 3 1 1		言 3 0 7 0 0 1 0 0 8 4 4 0 0 7 6 6 0 7 7 1 0 0 1 1 0 0 1 1 0 0 0 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	要面	紹	門		和 2 年度計 65 7 2
性格行動 適性 しつ	類種 わ落乱 贈内 孤依鍼劣交性男 習いて近不学体 進就そ知 こ身運 食排睡遊家を 里 照法 新まし 抗 悪腐 頭立存 黙等友的女癖 じの親登上上 一	数 3 0 7 0 1 0 0 1 0 0 7 6 0 7 6 0 0 1 0 0 1 0 0 1 0 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	7 7 4 180 0 0 0	幼児 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3 3 6 1 1 1 8 8	9 4 2	中 中 中 中 中 日 1 1 2 3 1 1	明 	高 3 0 7 0 1 0 0 1 0 0 8 8 4 4 0 0 7 6 0 0 7 1 0 0 1 1 0 0 1 1 0 0 0 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	要面	紹	門		和 2 年度計 65 7 2 2 78
性格行動 適性しつ	類種わ落乱膿内孤依縅劣交性男習いどの発生。 動ました抗腫内孤依縅劣交性男習いどの親登留により運食排腫遊家そ里照 が着暴病気立存黙等度的女癖め他親登習育学職の能ど体動事泄眠び庭の の親登上上 の能ば体動事泄眠び庭の 親会	数 3 0 7 0 1 0 0 0 1 0 0 7 6 0 0 7 1 0 0 2 0 1 0 0 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	7 7 4 180	幼児 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	3 3 6 1 1 1 8 8	9 4 2	中 中 中 中 中 日 1 1 2 3 1 1		言 3 0 7 0 0 1 0 0 8 4 4 0 0 7 6 6 0 7 7 1 0 0 1 1 0 0 1 1 0 0 0 1 1 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	要面	紹	門		和 2 年度計 65 7 2

表11 一時保護児童の年度推移 (所内保護分)

年度 児相		<b>内保護分</b> ) ——  区分			相 談	種 別		
現場   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日本   日	<sub>年</sub>		<b></b>	70 中			保 健	÷ı
長崎   50	度	児相	養 護		1 非 行	育 成		計
計         101         3         27         55         0         186           長崎         61         4         36         39         0         140           20         佐世保         41         1         6         27         0         75           計         102         5         42         66         0         215           長崎         58         1         31         21         0         111           21         佐世保         23         1         5         22         0         51           長崎         74         0         26         15         1         116         16         22         位世保         30         15         7         0         52         4         1         16         30         162         4         1         16         6         22         1         1         16         6         22         1         1         16         6         22         1         1         16         4         30         0         1         1         1         16         1         1         1         1         1         1         1         1         1 </td <td></td> <td></td> <td>50</td> <td>1</td> <td>20</td> <td>37</td> <td>0</td> <td>108</td>			50	1	20	37	0	108
長崎 61 4 36 39 0 1440	19	佐世保	51	2	7	18	0	78
空性   空性   空性   空性   空性   空性   空性   空性		計	101		27	55	0	186
計							0	140
計	20	佐世保	41	1			0	75
21   佐世保   23   1   5   22   0   51     計			102	5	42	66	0	215
計       81       2       36       43       0       162         長崎       74       0       26       15       1       116         22       佐世保       30       0       15       7       0       52         計       104       0       41       22       1       168         長崎       73       0       24       10       1       108         23       佐世保       29       0       23       10       0       62         計       102       0       47       20       1       170         長崎       77       2       25       17       2       123         24       佐世保       33       0       8       8       3       25       5       175         24       佐世保       33       0       8       8       3       3       25       5       175         24       佐世保       33       0       8       8       3       3       25       5       175         25       佐世保       54       2       11       2       0       68       3       13       1       13		長崎	58	1	31	21	0	111
長崎	21	佐世保	23	1	5	22	0	51
22   佐世保   30   0   15   7   0   52     計		計	81	2	36	43	0	162
計       104       0       41       22       1       168         長崎       73       0       24       10       1       108         長崎       73       0       24       10       1       108         古十       102       0       47       20       1       170         長崎       77       2       25       17       2       123         女性保       33       0       8       8       3       3       25       5       175         長崎       97       1       26       13       0       137       0       137       0       137       0       137       0       137       0       137       0       137       0       137       0       137       0       137       0       137       0       137       0       137       0       137       0       137       0       68       68       3       3       15       0       0       68       68       13       0       137       0       137       0       137       0       130       0       130       0       130       0       130       0       130 <td></td> <td>長崎</td> <td>74</td> <td>0</td> <td>26</td> <td>15</td> <td>1</td> <td>116</td>		長崎	74	0	26	15	1	116
長崎	22	佐世保	30	0	15	7	0	52
23   佐世保   29   0   23   10   0   62     計		計	104	0	41	22	1	168
計         102         0         47         20         1         170           長崎         77         2         25         17         2         123           24         佐世保         33         0         8         8         3         52           計         110         2         33         25         5         175           長崎         97         1         26         13         0         137           25         佐世保         54         2         11         2         0         68           計         151         3         37         15         0         206           長崎         70         1         45         13         1         130           26         佐世保         46         0         11         9         0         66           計         116         1         56         22         1         196           長崎         96         1         41         32         0         170           27         佐世保         58         0         16         12         0         86           計         154         1		長崎	73	0	24	10	1	108
長崎       77       2       25       17       2       123         24       佐世保       33       0       8       8       3       52         計       110       2       33       25       5       175         長崎       97       1       26       13       0       137         25       佐世保       54       2       11       2       0       68         計       151       3       37       15       0       206         計       151       3       37       15       0       206         長崎       70       1       45       13       1       130         26       佐世保       46       0       11       9       0       66         計       116       1       56       22       1       199       0       66         計       116       1       56       22       1       199       1       120       86       170       170       170       1       1       120       86       170       170       1       1       1       1       1       1       1       1       1	23	佐世保	29	0	23	10	0	62
24       佐世保       33       0       8       8       3       52         計       110       2       33       25       5       175         長崎       97       1       26       13       0       137         25       佐世保       54       2       11       2       0       69         計       151       3       37       15       0       206         長崎       70       1       45       13       1       130         26       佐世保       46       0       11       9       0       66         計       116       1       56       22       1       196         長崎       96       1       41       32       0       170         27       佐世保       58       0       16       12       0       86         計       154       1       57       44       0       256         表崎       117       0       41       35       1       196         全橋       64       0       22       28       0       114         計       181       0       63       63		計	102	0	47	20	1	170
計     110     2     33     25     5     175       長崎     97     1     26     13     0     137       25     佐世保     54     2     11     2     0     69       計     151     3     37     15     0     206       長崎     70     1     45     13     1     130       26     佐世保     46     0     11     9     0     66       計     116     1     56     22     1     196       長崎     96     1     41     32     0     170       27     佐世保     58     0     16     12     0     20       吉計     154     1     57     44     0     256       計     154     1     57     44     0     256       計     181     0     63     63     1     308       長崎     117     0     41     35     1     194       28     佐世保     64     0     22     28     0     114       吉計     181     0     63     63     1     308       長崎     113     1     42     31		長崎	77	2	25	17	2	123
長崎 97 1 26 13 0 137 25 佐世保 54 2 11 2 0 68 計 151 3 37 15 0 206 長崎 70 1 45 13 1 130 26 佐世保 46 0 11 9 0 66 計 116 1 56 22 1 196 長崎 96 1 41 32 0 170 27 佐世保 58 0 16 12 0 86 計 154 1 57 44 0 256 長崎 117 0 41 35 1 194 28 佐世保 64 0 22 28 0 114 計 181 0 63 63 1 308 長崎 113 1 42 31 3 190 長崎 113 1 42 31 3 190 29 佐世保 67 0 36 16 1 120 計 180 1 78 47 4 310 表 長崎 182 1 35 24 3 245 計 266 1 81 47 3 399 R2 佐世保 98 1 44 29 2 174 計 273 3 90 47 2 432 長崎 179 0 39 85 0 303 R2 佐世保 71 0 43 46 0 160 計 250 0 82 47 0 463 R2 佐世保 71 0 43 46 0 160 計 250 0 82 47 0 463	24	佐世保	33	0	8	8	3	52
25   佐世保   54   2   11   2   0   68   151   151   3   37   15   0   206   151   151   3   37   15   0   206   151   151   3   37   15   0   206   151   166   170		計	110	2	33	25	5	175
計     151     3     37     15     0     206       長崎     70     1     45     13     1     130       26     佐世保     46     0     11     9     0     66       計     116     1     56     22     1     196       長崎     96     1     41     32     0     177       27     佐世保     58     0     16     12     0     86       計     154     1     57     44     0     256       長崎     117     0     41     35     1     194       28     佐世保     64     0     22     28     0     114       計     181     0     63     63     1     308       長崎     113     1     42     31     3     190       長崎     113     1     42     31     3     190       29     佐世保     67     0     36     16     1     120       計     180     1     78     47     4     310       長崎     182     1     35     24     3     245       30     佐世保     84     0     46 <td></td> <td>長崎</td> <td>97</td> <td>1</td> <td>26</td> <td>13</td> <td>0</td> <td>137</td>		長崎	97	1	26	13	0	137
長崎 70 1 45 13 1 100     佐世保 46 0 11 9 0 66     吉十 116 1 56 22 1 196     長崎 96 1 41 32 0 177     佐世保 58 0 16 12 0 86     吉十 154 1 57 44 0 256     長崎 117 0 41 35 1 194     左岐保 64 0 22 28 0 114     吉十 181 0 63 63 1 308     長崎 113 1 42 31 3 190     左岐保 67 0 36 16 1 120     吉十 180 1 78 47 4 310     長崎 182 1 35 24 3 245     古十 266 1 81 47 3 399     長崎 175 2 46 35 0 258     長崎 179 0 39 85 0 303	25	佐世保	54	2	11	2	0	69
26   佐世保   46   0   11   9   0   66   66   音計   116   1   56   22   1   196   170		計	151	3	37	15	0	206
計       116       1       56       22       1       196         長崎       96       1       41       32       0       170         27       佐世保       58       0       16       12       0       86         計       154       1       57       44       0       256         長崎       117       0       41       35       1       194         佐世保       64       0       22       28       0       114         計       181       0       63       63       1       308         長崎       113       1       42       31       3       190         全世保       67       0       36       16       1       120         計       180       1       78       47       4       310         長崎       182       1       35       24       3       245         30       佐世保       84       0       46       24       0       154         計       266       1       81       47       3       399         長崎       175       2       46       35       0		長崎	70	1	45	13	1	130
長崎     96     1     41     32     0     1770       27     佐世保     58     0     16     12     0     86       計     154     1     57     44     0     256       長崎     117     0     41     35     1     194       28     佐世保     64     0     22     28     0     114       計     181     0     63     63     1     308       長崎     113     1     42     31     3     190       全     佐世保     67     0     36     16     1     120       計     180     1     78     47     4     310       長崎     182     1     35     24     3     245       30     佐世保     84     0     46     24     0     154       計     266     1     81     47     3     399       長崎     175     2     46     35     0     258       31     佐世保     98     1     44     29     2     174       計     273     3     90     47     2     432       長崎     179     0     39	26	佐世保	46	0	11	9	0	66
27     佐世保     58     0     16     12     0     86       計     154     1     57     44     0     256       長崎     117     0     41     35     1     194       28     佐世保     64     0     22     28     0     114       計     181     0     63     63     1     308       長崎     113     1     42     31     3     190       全     佐世保     67     0     36     16     1     120       計     180     1     78     47     4     310       長崎     182     1     35     24     3     245       30     佐世保     84     0     46     24     0     154       計     266     1     81     47     3     399       長崎     175     2     46     35     0     258       31     佐世保     98     1     44     29     2     174       計     273     3     90     47     2     432       長崎     179     0     39     85     0     303       長崎     179     0     43		計	116	1	56	22	1	196
計     154     1     57     44     0     256       長崎     117     0     41     35     1     194       28     佐世保     64     0     22     28     0     114       計     181     0     63     63     1     308       長崎     113     1     42     31     3     190       長崎     180     1     78     47     4     310       長崎     182     1     35     24     3     245       30     佐世保     84     0     46     24     0     154       計     266     1     81     47     3     399       長崎     175     2     46     35     0     258       31     佐世保     98     1     44     29     2     174       計     273     3     90     47     2     432       長崎     179     0     39     85     0     303       R2     佐世保     71     0     43     46     0     160       計     250     0     82     47     0     463       民崎     182     1     45		長崎	96	1	41	32	0	170
長崎       117       0       41       35       1       194         佐世保       64       0       22       28       0       114         計       181       0       63       63       1       308         長崎       113       1       42       31       3       190         佐世保       67       0       36       16       1       120         計       180       1       78       47       4       310         長崎       182       1       35       24       3       245         30       佐世保       84       0       46       24       0       154         計       266       1       81       47       3       399         長崎       175       2       46       35       0       258         31       佐世保       98       1       44       29       2       174         計       273       3       90       47       2       432         長崎       179       0       39       85       0       303         R2       佐世保       71       0       43       46	27	佐世保	58	0	16	12	0	86
佐世保   64   0   22   28   0   114   計   181   0   63   63   1   308   長崎   113   1   42   31   3   190   100		計	154	1	57	44	0	256
計       181       0       63       63       1       308         長崎       113       1       42       31       3       190         29       佐世保       67       0       36       16       1       120         計       180       1       78       47       4       310         長崎       182       1       35       24       3       245         30       佐世保       84       0       46       24       0       154         計       266       1       81       47       3       399         長崎       175       2       46       35       0       258         31       佐世保       98       1       44       29       2       174         計       273       3       90       47       2       432         長崎       179       0       39       85       0       303         R2       佐世保       71       0       43       46       0       160         計       250       0       82       47       0       463         長崎       182       1       45		長崎	117	0	41	35	1	194
長崎 113 1 42 31 3 190   佐世保 67 0 36 16 1 120   計 180 1 78 47 4 310   長崎 182 1 35 24 3 245   30 佐世保 84 0 46 24 0 154   計 266 1 81 47 3 399   長崎 175 2 46 35 0 258   31 佐世保 98 1 44 29 2 174   計 273 3 90 47 2 432   長崎 179 0 39 85 0 303   R2 佐世保 71 0 43 46 0 160   計 250 0 82 47 0 463   長崎 182 1 45 69 0 297   R3 佐世保 93 0 20 20 1 134	28	佐世保	64	0	22	28	0	114
29       佐世保       67       0       36       16       1       120         計       180       1       78       47       4       310         長崎       182       1       35       24       3       245         30       佐世保       84       0       46       24       0       154         計       266       1       81       47       3       399         長崎       175       2       46       35       0       258         31       佐世保       98       1       44       29       2       174         計       273       3       90       47       2       432         長崎       179       0       39       85       0       303         R2       佐世保       71       0       43       46       0       160         計       250       0       82       47       0       463         長崎       182       1       45       69       0       297         R3       佐世保       93       0       20       20       1       134		計	181	0	63	63	1	308
計       180       1       78       47       4       310         長崎       182       1       35       24       3       245         30       佐世保       84       0       46       24       0       154         計       266       1       81       47       3       399         長崎       175       2       46       35       0       258         31       佐世保       98       1       44       29       2       174         計       273       3       90       47       2       432         長崎       179       0       39       85       0       303         R2       佐世保       71       0       43       46       0       160         計       250       0       82       47       0       463         長崎       182       1       45       69       0       297         R3       佐世保       93       0       20       20       1       134		長崎	113	1	42	31	3	190
長崎     182     1     35     24     3     245       30     佐世保     84     0     46     24     0     154       計     266     1     81     47     3     399       長崎     175     2     46     35     0     258       31     佐世保     98     1     44     29     2     174       計     273     3     90     47     2     432       長崎     179     0     39     85     0     303       R2     佐世保     71     0     43     46     0     160       計     250     0     82     47     0     463       長崎     182     1     45     69     0     297       R3     佐世保     93     0     20     20     1     134	29	佐世保	67	0	36	16	1	120
30     佐世保     84     0     46     24     0     154       計     266     1     81     47     3     399       長崎     175     2     46     35     0     258       31     佐世保     98     1     44     29     2     174       計     273     3     90     47     2     432       長崎     179     0     39     85     0     303       R2     佐世保     71     0     43     46     0     160       計     250     0     82     47     0     463       長崎     182     1     45     69     0     297       R3     佐世保     93     0     20     20     1     134		計	180	1	78	47	4	310
計     266     1     81     47     3     399       長崎     175     2     46     35     0     258       31     佐世保     98     1     44     29     2     174       計     273     3     90     47     2     432       長崎     179     0     39     85     0     303       R2     佐世保     71     0     43     46     0     160       計     250     0     82     47     0     463       長崎     182     1     45     69     0     297       R3     佐世保     93     0     20     20     1     134		長崎	182	1	35	24	3	245
長崎     175     2     46     35     0     258       31     佐世保     98     1     44     29     2     174       計     273     3     90     47     2     432       長崎     179     0     39     85     0     303       R2     佐世保     71     0     43     46     0     160       計     250     0     82     47     0     463       長崎     182     1     45     69     0     297       R3     佐世保     93     0     20     20     1     134	30	佐世保	84	0	46	24	0	154
31     佐世保     98     1     44     29     2     174       計     273     3     90     47     2     432       長崎     179     0     39     85     0     303       R2     佐世保     71     0     43     46     0     160       計     250     0     82     47     0     463       長崎     182     1     45     69     0     297       R3     佐世保     93     0     20     20     1     134		計	266	1	81	47	3	399
計     273     3     90     47     2     432       長崎     179     0     39     85     0     303       R2     佐世保     71     0     43     46     0     160       計     250     0     82     47     0     463       長崎     182     1     45     69     0     297       R3     佐世保     93     0     20     20     1     134			175	2	46	35	0	258
R2     長崎     179     0     39     85     0     303       佐世保     71     0     43     46     0     160       計     250     0     82     47     0     463       長崎     182     1     45     69     0     297       R3     佐世保     93     0     20     20     1     134	31		98	1	44	29	2	174
R2     佐世保     71     0     43     46     0     160       計     250     0     82     47     0     463       長崎     182     1     45     69     0     297       R3     佐世保     93     0     20     20     1     134			273		90	47	2	432
計     250     0     82     47     0     463       長崎     182     1     45     69     0     297       R3     佐世保     93     0     20     20     1     134		1 1 1	179	0	39	85	0	303
長崎     182     1     45     69     0     297       R3     佐世保     93     0     20     20     1     134	R2						0	160
R3 佐世保 93 0 20 20 1 134			250	0	82	47	0	463
1					45	69	0	297
┃ ┃ 計 ┃ 275┃ 1┃ 65┃ 47┃ 1┃ 431	R3		93	0	20	20	1	134
注)年度中に保護した実人員(前年度からの継続を含み、当年度の未処理分を除く)								431

注)年度中に保護した実人員(前年度からの継続を含み,当年度の未処理分を除く)

表12 相談別·処理別一時保護児童数

(所内保護分)

		<b>小り休暖</b> 人												
		受付·処理	受		付				処	理				未
			前年度から継	新	計	児童福祉施設入	里 親 委	他児相・機関に発	家庭裁判所送	帰	<del>そ</del> の	計	延日	処
相	談 \	<b>支援センター</b>	続	規		所	託	移 送	致	宅	他		数	理
		長 崎	6	179	185	5	1	1	0	73	102	182	2,475	3
養	護	佐世保	1	93	94	0	0	0	0	49	44	93	1,579	1
		計	7	272	279	5	1	1	0	122	146	275	4,054	4
		長 崎	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	18	0
障	害	佐世保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		計	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	18	0
		長 崎	1	50	51	6	0	0	0	24	15	45	708	6
非	行	佐世保	3	17	20	4	0	0	0	14	2	20	446	0
		計	4	67	71	10	0	0	0	38	17	65	1,154	6
		長 崎	3	68	71	7	0	0	0	38	24	69	1,121	2
育	成	佐世保	2	18	20	1	0	0	0	7	12	20	248	0
		計	5	86	91	8	0	0	0	45	36	89	1,369	2
纪	健	長 崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保 その		佐世保	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	2	0
		計	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	2	0
		長 崎	10	298	308	18	1	1	0	135	142	297	4,322	11
言	†	佐世保	6	129	135	5	0	0	0	70	59	134	2,275	1
		計	16	427	443	23	1	1	0	205	201	431	6,597	12
延日	╛╬╆	長 崎	$\setminus \mid$	$\setminus \mid$	$\setminus$	614	6	1	0	1,552	2,149	4,322		$\setminus$
延 [ (延人		佐世保			$  \  $	115	0	0	0	1,392	768	2,275		
(	)	計				729	6	1	0	2,944	2,917	6,597		\

注) 延日数とは、年度中に退所した児童について、児童が一時保護所に入所した日から 処理が決定し対処するまでに要した日数をいう。

表13 年齡区分別·相談別一時保護児童受付件数 (所内保護分)

R3年度

	年齡区分					
		0~5歳	6~11歳	12~14歳	15歳以上	計
相談	児 相					
	長崎	21	59	52	47	179
養 護	佐世保	16	30	30	17	93
	計	37	89	82	64	272
	長崎	0	1	0	0	1
障害	佐世保	0	0	0	0	0
	計	0	1	0	0	1
	長崎	0	6	22	22	50
非 行	佐世保	0	2	8	7	17
	計	0	8	30	29	67
	長崎	0	18	37	13	68
育 成	佐世保	1	3	6	8	18
	計	1	21	43	21	86
/D /2+	長崎	0	0	0	0	0
保 健 その他	佐世保	0	0	0	1	1
- 10	計	0	0	0	1	1
	長崎	21	84	111	82	298
計	佐世保	17	35	44	33	129
	計	38	119	155	115	427

## 表14 一日平均保護人員及び一人平均保護日数 (所内保護分)

R3年度

支援センター	一日平均保護人員(注1)	一人平均保護日数(注2)
長 崎	11.8	14.6
佐 世 保	6.2	17.0
吉十	18.0	15.8

注1) 処理·延人員÷365日

注2) 処理·延日数÷処理人員

表15 保護期間別一時保護児童数

R3年度 (所内保護分)

	DIYY环晚刀,									
期間支援センタ	1日	2日	3~5 日	6~10 日	11~ 15日	16~ 20日	21~ 30日	1か月 以上	2か月 以上	計
長 崎	42	32	50	51	37	14	26	37	8	297
佐世保	3	13	13	30	21	12	20	17	5	134
計	45	45	63	81	58	26	46	54	13	431

注)年度中に保護した実人員(前年度からの継続を含み、当年度の未処理分を除く)

表16 委託先別一時保護児童数 R3年度

(委託保護分)

	(×40)	,																								
	委託先							児	童	1	畐	祉	施	設								医	療	機	関	等
		あ	み	あ	開	大	穂	光	マ	明	浦	清	大	光	聖	希	奥	太	若	福	諌	医	警	里	そ	合
		す	Ø	ゅ	成	村椿	波	と 緑 の	IJ		上	1	村子	と 緑 の	母 の	望 の	浦		竹	岡子	早療育	療	_			
		な	11	み	学	の森	学	園乳	고	星	養	風	供	袁	騎	灯	慈	陽	D	供	セ	機	察	親	の	
		<i>'</i> &	,	の	<del>-5-</del>	林学	7	乳児	,		育		Ø	向陽	±	学	恵		U)	の	ンタ	7茂				
支	援センター	3	袁	家	袁	袁	袁	院	袁	袁	院	袁	家	寮	袁	袁	院	寮	家	家	ĺ	関	署	等	他	計
実	長 崎	12	6	3	3	0	0	43	28	34	25	0	14	33	16	3	12	58	1	0	2	18	86	33	11	441
人員	佐世保	3	0	0	0	0	0	14	0	0	0	14	0	2	2	1	1	0	31	1	0	7	50	15	2	143
貝	計	15	6	3	3	0	0	57	28	34	25	14	14	35	18	4	13	58	32	1	2	25	136	48	13	584
延	長 崎	197	141	31	15	0	0	1,123	1,032	562	528	0	429	1,066	264	73	179	621	37	0	27	1,366	90	411	352	8,544
日	佐世保	119	0	0	0	0	0	233	0	0	0	395	0	36	14	19	35	0	622	13	0	572	54	158	6	2,276
数	計	316	141	31	15	0	0	1,356	1,032	562	528	395	429	1,102	278	92	214	621	659	13	27	1,938	144	569	358	10,820

注)年度中に保護委託をした実人員(前年度からの継続を含み、当年度の未処理分を除く)

延べ日数とは、年度中に委託保護を解除した児童について、児童を委託した日から委 託を解除するまでに要した日数

## Ⅲ 女 性 支 援

[婦人相談所]

[配偶者暴力相談支援センター]

## (Ⅰ)女性相談について

#### 1 女性相談(婦人保護事業)とは

#### (1) 根拠法等

- ①壳春防止法(昭和31年制定)
- ②配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年制定)
- ③人身取引対策行動計画(平成16年12月)→人身取引対策行動計画(2009・2014)
- ④ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年制定)
- ⑤いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する今後の 対策(平成29年5月19日)
- (参考) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(R4.5.19成立/R6.4.1施行)

#### (2)婦人保護事業の対象者の範囲

- ①売春経歴を有するもので、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ②売春経歴は有しないが、その者の生活歴、性向又は生活環境等から判断して現に 売春を行なうおそれがあると認められる者
- ③DV被害者(配偶者からの暴力を受けた者)
  - \*配偶者とは)事実婚や、生活の本拠を共にする交際相手も含む。 関係解消後も、引き続き暴力を受ける場合も含む。
  - \*暴力とは)身体的暴力に限らず、心身に有害な影響を及ぼす言動も含む。
- ④家庭関係の破綻、生活の困窮等正常な生活を営む上で困難な問題を有しており、かつ、その問題を解決すべき機関が他にないために、現に保護、援助を必要とする状態にあると認められる者
- ⑤人身取引被害者
- ⑥ストーカー被害者
- ⑦AV出演強要・JKビジネス被害者

#### 2 女性相談の実施機関

#### (1) 婦人相談所(長崎こども・女性・障害者支援センター)

都道府県における婦人保護事業の中枢機関として、保護を必要とする女性の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び啓発活動を行なう。 長崎県では、平成19年度に長崎こども・女性・障害者支援センターに統合された。 なお、五島、壱岐、対馬の各保健所には、婦人相談所の兼務職員が配置され、婦人相談所長の判断により現地での女性相談に対応できるような体制となっている。 地域での施策では対応困難な相談や一時保護を必要とする相談については、関係機関と連携しながら問題解決に当たっている。

# (2) 配偶者暴力相談支援センター (長崎/佐世保こども・女性・障害者支援センター)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談対応、相談機関の紹介、医学的又は心理学的な指導、被害者及び同伴家族等の一時保護、各種制度の利用や保護命令、施設利用等に関する情報提供等の業務を行なう。

長崎県では平成14年度から婦人相談所(現長崎こども・女性・障害者支援センター) に、平成19年度から佐世保こども・女性・障害者支援センターに配偶者暴力相談支援センターとしての機能が指定された。

平成23年4月からは、長崎市と南島原市に配偶者暴力相談支援センターが設置されたため、県内の配偶者暴力相談支援センター設置数は4か所となった。

## 3 相談業務の内容

#### (1) 電話相談

誰でも気軽に相談できるよう匿名性を尊重し、女性に関するあらゆる相談について、助言・指導、情報提供、他機関紹介等を行う。

#### (2)来所相談

電話相談だけでは容易に解決できない複雑な相談や、一時保護を必要とする相談等、より専門的な支援を必要とする相談に対応している。その他、必要性に応じ、出張相談等に応じることもある。



## 4 相談支援の流れ

連 携

次のとおり、各関係機関と連携をとりながら、相談者を支援している。

## 支援を必要とする女性

## 相談機関

警察署

市町女性相談 担当課等 市県福祉事務所 男女共同参与 推進センタ 社会福祉協議 民間相談機関

他の相談機関

●長崎こども・女性・障害者支援センター

〔婦人相談所 (一時保護所)〕 〔配偶者暴力相談支援センター〕

●佐世保こども・女性・障害者支援センター 〔配偶者暴力相談支援センター〕

- ●長崎市配偶者暴力相談支援センター
- ●南島原市配偶者暴力相談支援センター

## 関係機関

医療機関

裁判所

ハローワーク

法テラス

弁護士事務所

年金事務所

民生児童委員

NPO

他の関係機関

- ○問題の整理
- 〇問題解決に必要な情報の提供

安全確保・法的手続き・生活の場の支援・経済的支援 子育て支援・就労支援等

- 〇他機関紹介
- 〇助言指導



解決に向けた行動

(自己決定)

#### (1) 長崎モデル

「長崎モデル」とはDV被害者支援の充実のために、総合相談機関であるこども・女性・障害者支援センターの専門的相談支援と、DV被害者の同伴児童の学習面や情緒等への配慮、NPOとの協働事業等による本県独自の被害者の立場にたったきめ細かな支援対策をいう。(H17~訪問教育、H18~保育士配置、H21~退所者等就労支援、H22屋内体育館整備、H22~24光交付金活用による支援拡充)

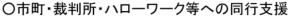
#### 1. 相談から自立までの切れ目のない支援

#### 相談・保護の体制

- 〇長崎及び佐世保こども·女性·障害者支援センター等 における相談業務
- ○一時保護、婦人保護施設での自立支援
- ○配偶者暴力相談支援センターでのDV被害相談、 関係機関との連絡会議開催

ステップハウス・ シェルターの整備 と自立支援

- 〇一時保護所退所後、心身の回復を図るまで生活する ステップハウスの運営(委託)
- ○入居者の同行支援、家事育児支援等



- 〇家庭訪問による生活訓練・家事育児支援
- ○婦人保護施設等退所者等の就労支援



## 自立

一時保護所退所後、 1年以内での自立を目指す



#### 地域における支援

- ○市町の福祉サービス ONPO・ボランティアによる 被害者や子どもの居場所 づくりによる支援
- ○自助グループ活動

## 2. DVを未然に防ぐための啓発と心理ケア

- 〇中学生、高校生や社会人を対象に親密な間柄の対等な人間関係の構築について 理解を深めてもらうため、DV予防教育を実施
- ODV家庭で育った子どもへの心理ケア

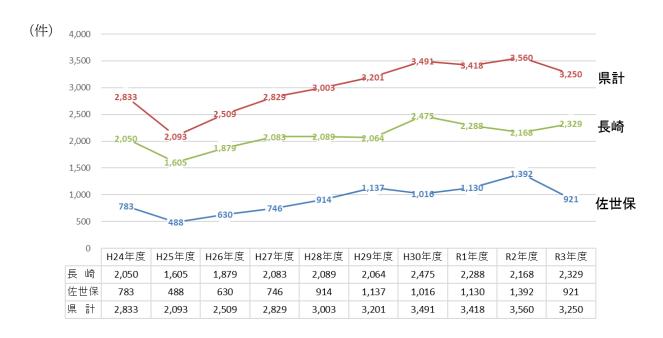


## (Ⅱ)相談事業の概要

#### 1 相談件数等の推移

#### (1) 相談件数の推移

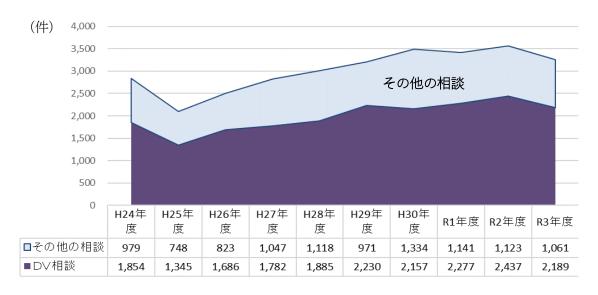
平成25年度にいったん減少した相談件数はその後再び上昇し、平成30年以降は地域差はある ものの全体としてはほぼ横ばいとなっている。相談件数はこの10年で約1.2倍となっている。



#### (2) DV相談の推移

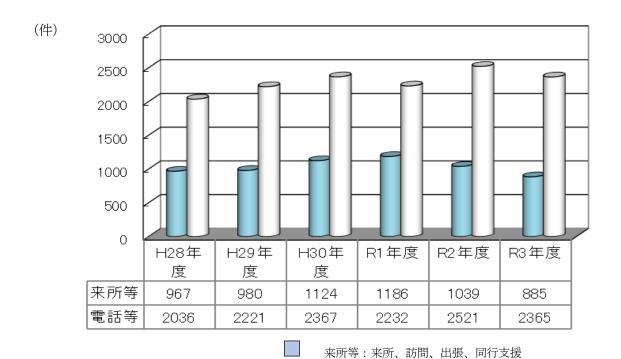
令和3年度はDV相談はやや減少しているが、全体の相談件数の67.4%にあたる2,189件が DVに関する相談となっており、割合的には前年度と変わらない。

\*DV防止法上では、DVとは、パートナー(配偶者、内縁関係、同居している交際相手)や 元パートナーから受ける暴力(身体的、精神的、性的、経済的暴力を含む)のこと。



#### (3) 相談形態毎の推移

深刻な相談や複雑な相談についてはできるだけ来所相談を勧め、継続した支援に繋げることを 心がけている。毎年、相談件数の3割が来所等での相談となっているが、令和3年度は新型コロ ナウイルスの影響もあってか、来所等での相談が885件と減少し、全体の27.2%であった。

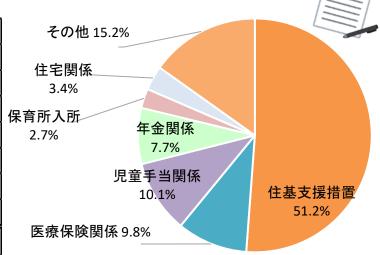


(4) 証明書交付

DV被害者から来所相談があった場合、各機関で被害者に係る情報を保護してもらうため、 または自立支援に向けた手続きをするために、相談があった事実を証明する証明書を交付してい る。証明書は住民基本台帳の閲覧制限や、加害者の医療保険の扶養から外れるための手続き等、 多くの被害者支援の根拠に用いられている。

発行目的	県計
住基支援措置	152
医療保険関係	29
児童手当関係	30
年金関係	23
保育所入所	8
住宅関係	10
その他	45
計	297

令和3年度は297件の証明書を交付した。



電話等:電話、メール、FAX、手紙

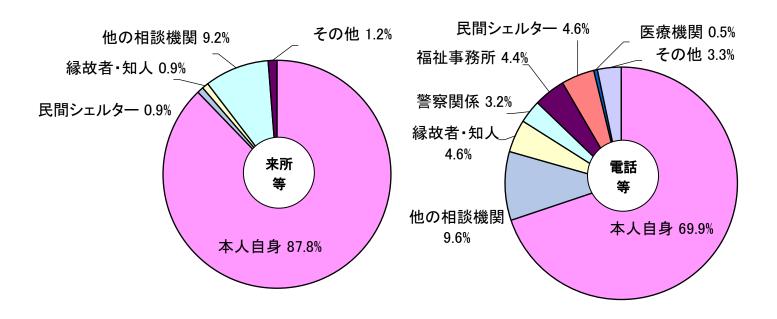
## 2 相談の内訳

#### (1)相談経路(相談者)

家族、関係者から電話相談があった場合でも各種支援をつなげるため、できるだけ本人自身からも電話や来所で相談してもらうよう勧めている。そのため、来所相談、電話相談ともに本人自身からの相談が大多数を占めている。

	相談経路	本人自身	警察関係	法務関係	教育関係	労働関係	他の婦人相談所	他の婦人相談員	福祉事務所	他の相談機関	社会福祉施設等	医療機関	民間シェルター	縁故者・知人	DVセンター	その他	計
±=r#=	長崎	610	0	0	0	0	0	0	6	44	0	0	1	7	0	0	668
来所等 相談	佐世保	167	0	0	2	0	0	0	2	37	0	0	7	1	1	0	217
THEX	県 計	777	0	0	2	0	0	0	8	81	0	0	8	8	1	0	885
再毛体	長 崎	1, 132	63	6	5	1	1	2	56	208	3	11	70	79	20	4	1,661
電話等 相談	佐世保	520	13	4	8	0	7	10	48	18	1	1	39	29	2	4	704
11100	県 計	1,652	76	10	13	1	8	12	104	226	4	12	109	108	22	8	2, 365

- \*来所等相談には、訪問、出張、同行支援を含む
- \* 電話等相談には、メール、FAX、手紙を含む

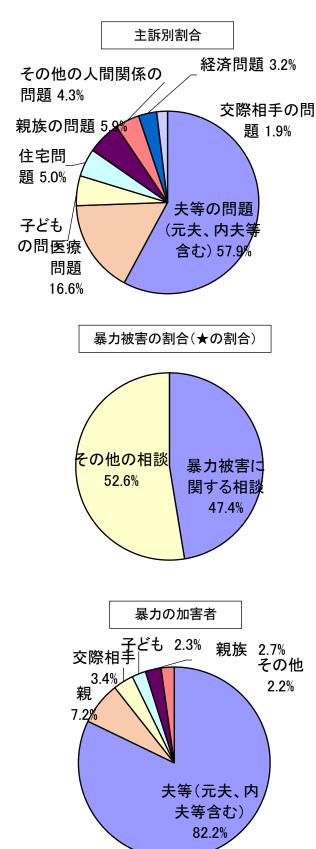


#### (2) 主訴

主訴の57.9%が夫等との各種問題(元夫、内夫等含む)、47.4%が様々な相手からの暴力被害に関する相談であった。暴力は、82.2%が夫等からのパートナー間の暴力であり、暴力被害のため離婚相談に繋がることも多い。

「夫等からの暴力」に、妻からの暴力被害者からの来所相談10件、電話2件を含む。

		主訴	内	訳	合 計
		± 1/r	来所等	電話等	П П
		夫等からの暴力 ★	424	842	1, 266
	夫等	酒乱・薬物中毒	0	3	3
	八寸	離婚問題	160	285	445
		その他	46	121	167
		夫等の問題	630	1, 251	1,881
		子どもからの暴力 ★	8	28	36
	子ども	養育困難	13	7	20
		その他	47	69	116
		子どもの問題	68	104	172
		親からの暴力 ★	35	76	111
	親族	親族からの暴力 ★	14	27	41
人		その他	3	36	39
間関		親族の問題	52	139	191
係		交際相手からの暴力★	9	35	44
	交際相手	同性の交際相手からの暴★	4	5	9
		その他	4	5	9
	3	交際相手の問題	17	45	62
	その他の者	☆からの暴力 ★	7	27	34
	男女問題		1	8	9
	不純異性交	芝遊	0	0	0
	ストーカー	一被害	7	10	17
	家庭不和		3	13	16
	ヒモ・暴力	]団関係	0	0	0
	その他		5	59	64
	そのイ	也の人間関係の問題	23	117	140
住宅	住宅問題		28	107	135
関	帰住先な	: L	6	20	26
係		住宅問題	34	127	161
	生活困窮		2	33	35
経済	借金・サラ	金	9	18	27
関	求職		6	15	21
係	その他		5	17	22
		経済問題	22	83	105
	病気		5	27	32
医療	精神的問題		31	453	484
関	妊娠・出産	5	3	9	12
係	その他		0	10	10
		医療問題	39	499	538
売春	売春防止法	第5条違反	0	0	0
· 人	売春強要		0	0	0
身取	人身取引		0	0	0
引	売	を・人身取引問題 アイティア	0	0	0
		計 	885	2, 365	3, 250



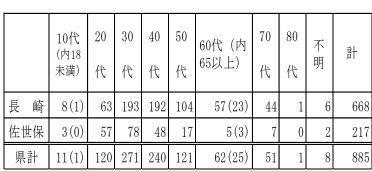
#### (3) 相談者の居所別

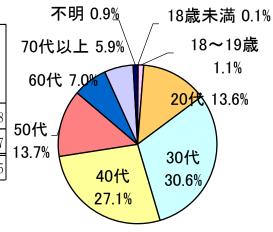
		中导油	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市	長与町	時津町	東彼杵町	川棚町	波佐見町	小値賀町	佐々町	新上五島町	県外	不明	計
長	崎	1, 448	48	62	127	81	6	2	9	9	12	21	26	23	137	84	6	5	2	0	2	27	83	109	2, 329
佐世	比保	5	555	1	0	2	41	11	0	5	0	4	1	75	0	0	3	12	38	0	57	0	87	24	921
県	計	1, 453	603	63	127	83	47	13	9	14	12	25	27	98	137	84	9	17	40	0	59	27	170	133	3, 250

#### (4) 来所等相談者の詳細

#### ①年齢層

幅広い年代から相談を受けているが、20代、30代、40代からの子育て世代の相談数が71.3%を占めている。長年、深刻なDV被害を受け続けてきた60代、70代からの相談もある。





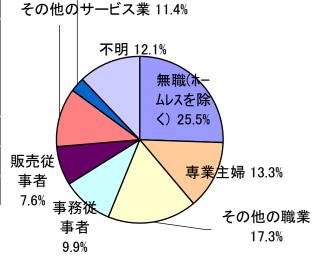
#### ②職業

無職(ホームレスを除く)と専業主婦で38.8%を占めてい

る。職業に就いていてもパートタイム労働であることが多く、自立を考えるにあたり経済的問題が障害であると考えている方が多い。

					サーロ	ごス業	7-		無	職			
		事務従事者	販売従事者	工員	風俗営業関係	その他	その他の職業	専業主婦	ホームレス	その他	学生	不明	नोत
長	崎	64	50	7	1	68	122	59	2	206	8	81	668
佐	世保	24	17	0	5	33	31	59	0	20	2	26	217
県	、計	88	67	7	6	101	153	118	2	226	10	107	885

それ以外(学生・工員・風俗営業・ホームレス) 2.8%

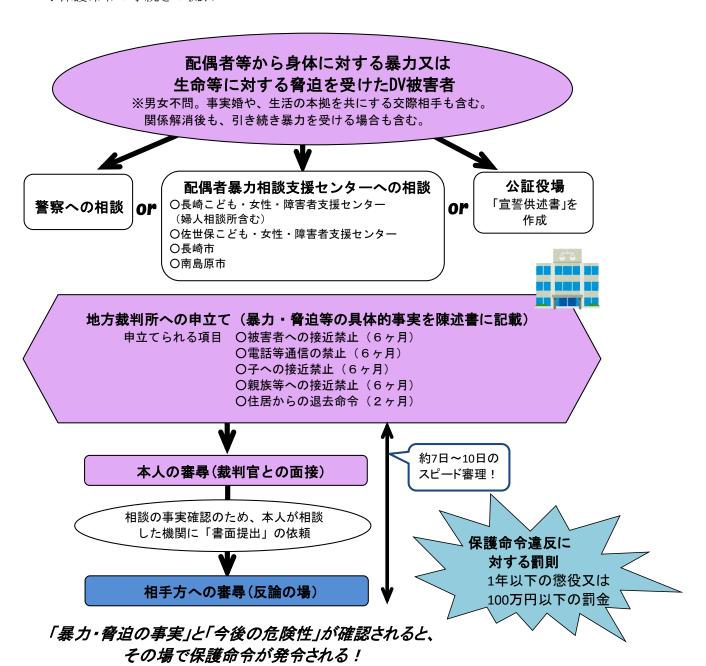


#### 3 保護命令取扱い件数の推移

DV防止法第 10 条で規定されている、身体的暴力や生命等に対する脅迫等を受けた被害者を保護するための「保護命令」の対象になりうる方に、申立書の作成支援と地方裁判所への書面提出を行っている。

内容		申立	Z書作成	支援		均	也方裁判	所への	書面提出	Ц
年度	H29	H30	H31	R2	R3	H29	H30	H31	R2	R3
長崎	45	28	26	38	16	2	4	2	2	1
佐世保	8	5	5	5	9	1	0	1	0	0
県計	53	33	31	43	25	3	4	3	2	1

◆保護命令の手続きの流れ



## 4 事業

### (1) 弁護士相談事業

後述「Ⅲ一時保護 5法律相談」に計上

#### (2) 民間支援団体との協働事業

平成21年度から民間支援団体(NPO法人)と協働することで、DV被害者の自立へ向けきめ細かな支援を行うとともに、被害者の心身の回復への支援を行っている。令和3年度はNPO法人との連携会議を長崎地区20回(56ケース)、佐世保地区10回(35ケース)行った。

## 5 研修会の開催・講師派遣等



#### (1) 研修会(主催)

※例年開催している婦人相談員等(女性相談担当職員)研修会は新型コロナウイルスの感染拡大 防止のため中止。

#### (2) 連携会議(主催)

名 称	月日	参加機関
第1回配偶者暴力相談支援 センターネットワーク会議	(書面開催)	配偶者暴力相談支援センター4機関 男女共同参画推進担当4機関 長崎県
県北地区女性相談関係機関 意見交換会	(書面開催)	警察・市町・民間団体・民間シェルター・県関係機関・両センター・長崎県

#### (3) 講師等派遣

名 称	月 日	主催	派遣職員
「被害者支援員養成講座(第19期)」	10月23日	長崎県警察本部 生活安全部人身安全対 策課	長崎センター 課長
「人身安全関連事案対策専科」研修	10月28日	公益社団法人 長崎犯罪被害者支援セ ンター	長崎センター 課長



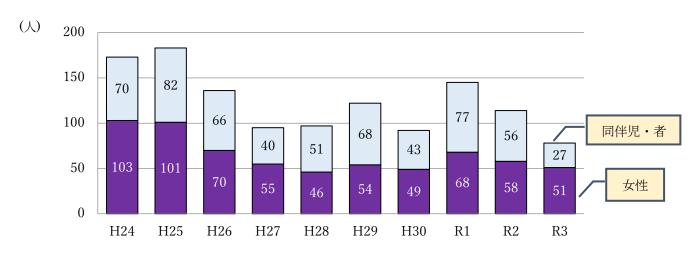
## (Ⅲ) 一時保護

「暴力から逃れる必要がある」「帰住先がない」など、電話や来所による助言指導だけでは解決が困難な問題で、緊急に保護することが必要と認められた場合、本人の意向に基づき、援助の施策が決定するまでの間、一時保護を行っている。

## 1 一時保護の推移

#### (1)入所者数

平成 24 年度には 103 名の女性を一時保護したが、それをピークに近年は 5,60 名前後の保護となっている。令和 3 年度は、女性 51 名、同伴児・者(女性が同伴した家族) 27 名と合わせて 78 名の保護を行った。



年度

#### (2) 一時保護の詳細

令和3年度は、平均保護期間が10日、保護期間最長が39日と例年よりも短期間で次の生活に繋げることができた。

\*()はDV被害者数を再掲

		H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
女 性	実人員	54(42)	49(22)	68(44)	58(37)	51(26)
女性	延べ日数	729	616	1033	760	511
日伴旧. 李	実人員	68(54)	43(28)	77(67)	56(48)	27(15)
同伴児•者	延べ日数	879	419	1448	767	330
A =1	実人員	122(96)	92(50)	145(111)	114(85)	78(41)
合 計	延べ日数	1,608	1,035	2,481	1,527	841
平均保護	女 性	13.5	12.6	15.2	13.1	10.0
期間	同伴児·者	12.9	9.7	18.8	13.7	12.2
1日平均	女 性	2	1.7	2.8	2.1	1.4
保護者数	同伴児·者	2.4	1.1	4	2.1	0.9
保護期間	女 性	65	53	63	44	39
最長	同伴児·者	41	53	62	44	39
次年度へ	女 性	2	3	1	4	1
継続	同伴児·者	1	1	4	7	0

## 2 昨年度の状況

#### (1) 相談経路・主訴

一時保護となった51名の内、警察を通じて入所するケースが29件と半数以上を占めた。また、52%にあたる26名がパートナー(夫や交際相手)からの暴力であるDVを受けており、それ以外の者からの暴力被害も含めると、40名78%が暴力から身を守るための一時保護だった。さらに、73%にあたる37件が、夜間・閉庁日の時間外入所となる緊急対応となっている。

相談経路	DV	その他	総計
警察関係	13	16	29
福祉事務所	2	5	7
他の相談機関	2	3	5
他の婦人相談員	3		3
本人自身	1	1	2
DVセンター	1		1
教育関係	1		1
法務関係	1		1
緣故関係·知人	1		1
その他	1	·	1
総計	26	25	51

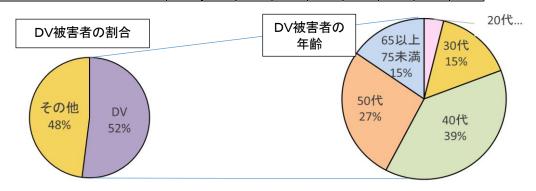
	主訴	件	数
	夫等の暴力(虐待含む)	25	
	交際相手からの暴力	4	
暴	親からの暴力	4	40
力被	親族からの暴力	3	
害	子どもからの暴力	2	
	同性の交際相手からの暴力	1	
	その他の者からの暴力	1	
帰	住先なし	4	4
家	庭不和	;	3
男	女問題	2	2
ス	トーカー被害	2	2
	総 計	5	1

<sup>\*</sup> DVは「夫、元夫、内夫、元内夫、同居の交際相手、元同居の交際相手から暴力を受けた者」を挙げている。

#### (2)年齢別

30代~50代が38名と75%を占めている。その中でも、DVを主訴に避難した女性については、30代~50代が81%を占めている。暴力被害を受けている高齢の方の相談も多くなっている。

主となる主訴	総計	18~ 19歳	20代	30代	40代	50代	60~ 64歳	65~ 74歳	75歳 以上
夫等の暴力	25		1	5	9	6		4	
交際相手からの暴力	4			1	1	1	1		
親からの暴力	4		2	2					
親族からの暴力	3		1		1	1			
子どもからの暴力	2					2			
同性の交際相手からの暴力	1				1				
その他の者からの暴力	1					1			
帰住先なし	4			2	2				
家庭不和	3		1			1		1	
男女問題	2		1	1					
ストーカー被害	2				1			1	
総計	51	0	6	11	15	12	1	6	0



#### (3)同伴児・者

一時保護した女性の53%に同伴児・者がおり、その内、DV被害者については56%と家族を同伴する割合が高かった。一時保護した同伴児・者数は27名で、その内、22%が幼児、小中学生は38%を占めていた。1月以上の長期の保護になったケースが4名だった。



-	同伴児·者詳細		入所期間(日)					
ļF			1~5	6~10	11~15	16~20	21-30	31以上
	乳児	2	1	1				
Ь	幼児	4	1	2				1
V	小学生	5	1	2				2
被	中学生	2				1		1
害者	義務教育終了	2	1			1		
白	18歳以上	0						
	小計	15	4	5	0	2	0	4
	乳児	1					1	
	幼児	2	1				1	
そ	小学生	3	2			1		
の	中学生	3	3					
他	義務教育終了	2	2					
	18歳以上	1	1					
	小計	12	9	0	0	1	2	0
	総計 27		13	5	0	3	2	4

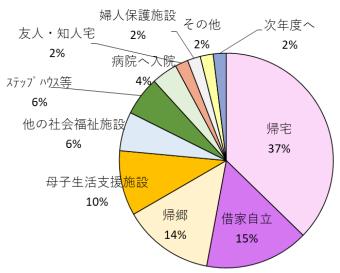
#### (4)処理別(退所理由)

処理別(退所理由)	DV	その他	総計
帰宅(直近の住居へ)	8	11	19
自立(アパート等への入居)	5	3	8
帰郷(実家、生家、親族宅等へ)	7		7
母子生活支援施設入所	3	2	5
他の社会福祉施設へ入所		3	3
自費で利用できるステップハウス等(ホテル等)		3	3
病院へ入院		2	2
友人宅·知人宅	1		1
婦人保護施設へ入所	1		1
その他	1		1
次年度へ		1	1
総計	26	25	51

#### (5) 出身地

出身地	人数
長崎市	16
大村市	6
佐世保市	7
諫早市	5
新上五島町	5
その他県内市町	9
県外	3
総 計	51

長崎市出身者が 31%を占めている。また、県外出身者が長崎に来てから保護を求めたケースが3件あった。



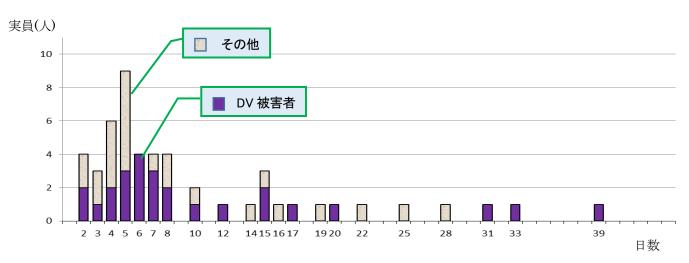
状況が落ち着いた時点で「直近の住居へ戻る者」が37%、「アパート等を借りて自立する者」が15%、「実家や親族を頼って退所となる者」が14%だった。母子生活支援施設へ移った方は10%いた。

また、新生活を始めるために資金がなく、 入所中に生活保護の申請をしたケースが7件 だった。

#### (6) 滞在日数

令和3年度の平均保護期間は10日だった。5日で退所したケースが9名と多く、実家等への退所が5名、社会福祉施設等へ移った者2名、借家自立2名となっている。

長期間の入所となったケースは、「障害福祉サービスを利用するために、一から相談を始めて入 所施設を確保したケース」「遠方の住宅を探すために時間を要したケース」等、各関係機関との連 携の下、様々な施策を活用することで新生活への道を切り開いていったケースが多かった。



#### 3 入所中の対応

入所期間中は、安全を確保し、心身の休養と安定を図るとともに、さまざまな社会資源に関する情報を提供するなど、入所者の自立更生に向けた支援、行動観察、生活指導及び、入所者の 生活向上のための講習会開催等を行っている。

#### (1) 心理判定

暴力被害を受け続けることで、心身に対して大きなダメージを受けている入所者が多い。 そのため、必要に応じ福祉施策や治療に繋げることを目的に、心理判定員により各種検査、 心理面接を実施している。令和3年度は性格検査・知能検査等の心理検査を11件、心理面接を 延べ122回実施した。

内 容	対象	延べ数	計
性格検査・知能検査	女 性	9	11
11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.11.	同伴児	2	11
心理面接	女 性	102	122
心垤囬按	同伴児	20	122



#### (2)精神科相談(外来相談も含む)

入所期間中にも心理的・医学的なケアを要するケースが多いため、精神科医の嘱託医による相談を月2回行っている。入所期間には不眠を訴えるケースが多い。受診の結果「要受診」となった者が13名だった。

対象	診察の結果等	実人数
	要受診(内、診断書作成2)	13
女性本人	本人 要経過観察	
	医学的不介入	13
	2	
	43	



#### (3) 服薬管理

安全に生活してもらうため、安定剤等の服薬が必要な場合は、確実に服薬できるよう職員が服薬管理を行っている。

令和3年度は12名、24%の入所者について服薬管理を行った。



#### (4) 法律相談(外来相談も含む)

今後のことを考えるためには、正確な情報を得る必要がある。そのため、弁護士による法律相談を行っている。相談は月に1回の直接相談とともに、FAXで回答を求める FAX 相談を行っている。相談者の52%が離婚に関する問題を相談している。

なお、佐世保センターでも法律相談を実施しており、令和3年度は17件の相談を受けている。

	一時保護者	来所者	職員	計
直接相談	6	35	2	43
FAX相談	8	9	6	23
計	14	44	8	66



#### (5) ハローワークとの一体事業

避難したことで退職を余儀なくされたり、新生活のために就職を 急ぐケースが多い。そのため、平成24年度からハローワークとの 一体事業で個別相談や講座を開催してもらい、雇用保険や求人情報 等、幅広く情報を提供してもらっている。

	開催回数	延べ人員
個別相談	12	21
講座	11	14

#### (6) 同伴児への対応

#### ①青いノート



DVに巻き込まれ、気持ちの整理もつかないまま避難を強いられた同伴児童への支援として、一時保護所の目的の説明や暴力についての心理教育を行うために作成された「青いノート」を活用している。5歳以上を対象とし、令和3年度は、対象12名中、11名に実施した。

#### ②訪問教育

一時保護している同伴児童の教育を保障するため、県教委・市教委との連携により、平成17年度から専任の教諭が派遣されている。平成20年度からは専用の学習室、平成22年11月には屋内運動施設も完成し体育の授業も可能になった。

令和3年度は平日3時限の授業を32日実施し、延べ47名の 児童が参加した。

子ども自身の学校復帰への不安感の軽減が得られるとともに、 保護者も、子どもを巻き添えにしたことの罪悪感から解放される など、訪問教育の果たす役割は大きい。

				•
	学年	実人	員	
	1年	2		
	2年	0	5	1- 4k - 4k
小	3年	1		授業日数   32日   延べ
· 学	4年	1		
	5年	1		
	6年	0		~ 47名参加
4	1年	0		
中学	2年	1	1	
	3年	0		

#### ③あれこれ会

#### (DV被害を受けた母子への同時並行心理教育プログラム『コンカレント・プログラム』の活用)

児童の自尊心の低下、感情表出の不得手、暴力的傾向の改善が目的に、平成26年度より、『あれこれ会』と称し『コンカレント・プログラム』の一部を心理判定員が行っている。 令和3年度は、3名の同伴児に述べ9回のプログラムを実施した。

家庭内での暴力について安心して話せる場をもうけることで、暴力についての誤った認識を変えるとともに、感情を吐露できる場となっていた。特に、個別では語れなかった子どもが、本プログラムの中では安心して発言できるようになっていった。

また、暴力被害を受けていた成人女性3名に対しても述べ9回のプログラムを実施したところ、 自責の感情を持たないでいいことに気づくことができた等の感想が聞かれた。

#### (7) 所内研修

一時保護入所者の心理的安定や生活力向上を図るため、入所者の状況に応じて研修を実施。 令和年度は、新型コロナ感染防止のために感染症対策講座を中心に開催した。

名 称	参加者
感染症対策講座	19名

#### (8) 長崎県DV被害者等自立支援事業

一時保護所退所後も、心身を癒すとともに、新生活の手続き等の同行等で自立への支援を図る ため、各種手続きの同行支援等を民間団体に業務委託している。

令和3年度は2名が退所後継続して支援を受けた。

## 4 婦人保護施設への措置業務

長期にわたる更生指導・支援が必要な女性を、自力で社会生活が営めるまでの間、婦人保護施設に措置している。令和3年度は女性1名の措置を行った。経済的な問題を解決した後に、借家を確保することができ、退所となった。